

しょうがいしゃそうごうふくしほう かしょう こっかくていげんそあん へいせい ねん がつ にちていあん
「障害者総合福祉法（仮称）骨格提言素案」（平成23年7月26日提案）
たい ついか しゅうせい さくじょとういけん
に対する追加・修正・削除等意見

I-2	しょうがい もの はんい 障害（者）の範囲	
【表題】	ひょうだい ほう たいしょうきてい 法の対象規定	1
I-3	しきゅうけつてい せんたく けつてい 支給決定（選択と決定）	
【表題】	ひょうだい しきゅうけつてい 支給決定のしくみ	7
【表題】	ひょうだい さーびすりようけいかく サービス利用計画について	13
【表題】	ひょうだい しょうがい かくにん 「障害」の確認について	16
【表題】	ひょうだい しえんがいどらいん 支援ガイドラインについて	18
【表題】	ひょうだい きょうぎちようせい 協議調整	22
【表題】	ひょうだい ごうぎきかん せっち きのう 合議機関の設置と機能について	24
【表題】	ひょうだい ふふくもうしたて 不服申立について	27
	たいけん その他意見	29
I-4	そうだんしえん 相談支援	
【表題】	ひょうだい そうだんしえん 相談支援について	30
【表題】	ひょうだい そうだんしえんきかん せっち は きのう 相談支援機関の設置と果たすべき機能について	40
【表題】	ひょうだい ほんにん およ かぞく えんぱわめんと しすてむ 本人（及び家族）をエンパワメントするシステムについて	48
【表題】	ひょうだい そうだんしえんせんもんいん りねん やくわり 相談支援専門員の理念と役割	52
【表題】	ひょうだい そうだんしえんせんもんいん けんしゅう 相談支援専門員の研修	54
I-5	けんりようご 権利擁護	
【表題】	ひょうだい さーびす かん くじょうかいけつ さぼーと サービスに関する苦情解決のためのサポート	55
【表題】	ひょうだい にゅういん にゅうしょしゃ けんりようごせいど 入院・入所者への権利擁護制度	57
【表題】	ひょうだい もにたりんぐきかん モニタリング機関	60
	たいけん その他意見	61
I-6	しえんたいけい 支援体系	
【表題】	ひょうだい しえんたいけい 支援体系について	64
<A.>	ぜんこくきょうつう し く ていきょう しえん 全国共通の仕組みで提供される支援	

1. 就労支援について

【表題】就労支援の仕組みの総合福祉法における位置づけ・・・・・・・・・・70

2. 日中活動支援について（①デイアクティビティセンターの創設、②短期入所（ショートステイ）・日中一時支援等）

【表題】①デイアクティビティセンターについて・・・・・・・・・・77

【表題】②日中一時支援、短期入所（ショートステイ）について・・・・・・・・80

3. 居住支援サービスについて

【表題】グループホーム・ケアホームの制度について・・・・・・・・・・81

4. 個別生活支援について（①パーソナルアシスタンスの創設、②居宅介護【身体介護・家事援助】、③移動介護【移動支援・行動援護・同行援護】）

【表題】①重度訪問介護の発展的継承によるパーソナルアシスタンス制度の創設・・・・・・・・・・84

【表題】②居宅介護（身体介護・家事援助）の改善・・・・・・・・・・86

【表題】③移動介護（移動支援、行動援護、同行援護）の個別給付化・・・・・・・・87

5. コミュニケーション支援及びガイドコミュニケート支援について

【表題】コミュニケーション支援及びガイドコミュニケート支援について・・・・・・・・89

6. 補装具・日常生活用具サービスについて

【表題】補装具・日常生活用具サービスについて・・・・・・・・・・92

7. 相談支援について

「相談支援」の項参照・・・・・・・・・・93

<B. 地域の実情に応じて提供される支援>

8. 市町村独自支援について

【表題】市町村独自支援について・・・・・・・・・・94

<C. 支援（サービス）体系を機能させるために必要な事項>

9. 医療的ケアの拡充について

【表題】医療的ケアの拡充について 97

10. 日中活動支援における定員の緩和等について

【表題】日中活動支援の定員の緩和等について 100

11. 日中活動支援への通所保障について

【表題】日中活動支援への通所保障について 101

12. グループホームでの生活を支える仕組みについて

【表題】グループホームでの生活を支える仕組みについて 102

13. グループホーム等、暮らしの場の設置促進について

【表題】グループホーム等、暮らしの場の設置促進について 103

14. 一般住宅やグループホームへの家賃補助について

【表題】グループホーム等への家賃補助等について 106

15. 他分野との役割分担・財源調整

【表題】シームレスな支援と他分野との役割分担・財源調整 107

その他意見 108

I-7 利用者負担

【表題】利用者負担について 110

【表題】自立支援医療の利用者負担について 116

その他意見 117

I-8 報酬と人材確保

【表題】報酬と人材確保の基本理念 119

【表題】事業報酬における基本的方針と水準 121

【表題】報酬の支払い方式について 122

ひょうだい	じんざいかくほしさく	きほんてきしてん	
【表題】	人材確保施策における	基本的視点	124
ひょうだい	ふくしじゅうじしゃ	ちんぎん	きほんてきほうしん すいじゆん
【表題】	福祉従事者の賃金における	基本的方針と水準	125
ひょうだい	じんざいいくせい		
【表題】	「人材育成」について		126

I-9 ちいきせいかつ しげんせいび
地域生活の資源整備

ひょうだい	ちいきせいかつ	いとな	うえ	ひつよう	しゃかいしげん	せいび	
【表題】	地域生活を営む上で	必要な	社会資源の	整備			129
ひょうだい	じりつしえんきょうぎかい	しゃかいしげん	ゆうきてきれんけい	ちいきふくし	こうじょう		
【表題】	自立支援協議会（	社会資源の有機的	連携と	地域福祉の	向上）		134
ひょうだい	ちいきせいかつ	しげんせいび	じゅうてんてき	すす	しょうがいふくしけいかく	やくわり	
【表題】	地域生活の資源整備を	重点的に	進めるための	障害福祉計画の	役割		
【P】							137

I-10 ちいきいこう
地域移行

ひょうだい	ちいきいこう	ほうていか	
【表題】	「地域移行」の	法定化	138
ひょうだい	ちいききばんせいび	かねんせんりやく	かしょう
【表題】	「地域基盤整備10カ年戦略」（仮称）における		
	ちいきいこうぷろぐらむ		
	地域移行プログラム		142
ひょうだい	ちいききばんせいび	かねんせんりやく	かしょう
【表題】	「地域基盤整備10カ年戦略」（仮称）における		
	ちいききばんせいびけいかく		
	地域基盤整備計画		144
ひょうだい	しせつにゆうしょ		
【表題】	施設入所について		146

ぜんぱん たい いげん
全般に対する意見

いしばしいん
【石橋委員】

りゆう
《理由》

しょうがいしゃそうごうふくしほう かしょう こっかくていげんそあん
障害者総合福祉法（仮称）骨格提言素案をまとめていただきありがとうございます。

しきゆうけつてい せんたく けつてい そあん そうだんしえん そあん く た すこ
「支給決定（選択と決定）素案」と「相談支援素案」の組み立ては、もう少し
そうごしんらい もと たんじゆん
相互信頼に基づく単純にしていきたい。

ぶ ふしんかん ぜんたい おお
1部においての不信感が全体を覆っている。

せん た きかん せっち おお
それから、センターや機関の設置が多いのでは。

そうだんしえん しちようそんちよくえい じぎょうしゃいたく へいがい してき
相談支援が市町村直営から事業者委託となっている弊害を指摘しないまま
じゅうそうこうせい かんが
重層構成にしていると考えます。

したいふじゆうじしゃ ばあい しゅつしょうとき びょういん けーすわーか りょういくとき ちいき がっこう
肢体不自由児者の場合、出生時に病院のケースワーカーが、療育時は地域や学校の
けーすわーか そうだんあいて
ケースワーカーが相談相手となっています。

そうだんしえん こう ちゅうとしょうがい こうてんせいしょうがい かた ちゅうしん こうせい
相談支援の項では、中途障害や後天性障害の方を中心に構成されている。

せんてんせいしょうがい ばあい そうだんしえん じどうふくしほう ゆだ むねか こ
先天性障害の場合の相談支援を児童福祉法に委ねるのであればその旨書き込んでい
ただきたい。

やまもといん
【山本委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

ぜんたい とお
全体を通して

ないよう
《内容》

ほう りねん もくてき はんい しめ かくろん こんきよ わ ぎろん こんなん
法の理念、目的、範囲が示されていないので各論の根拠が分かりにくく議論が困難

I-2 しょうがい もの はんい
障害（者）の範囲

ひょうだい ほう たいしょうきてい
【表題】法の対象規定

あらいいん
【荒井委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

I-2 しょうがい もの はんい
障害（者）の範囲

ひょうだい ほう たいしょうきてい
【表題】法の対象規定

ページ
・1ページ

ぎょう ぎょうめ
5行～8行目

ないよう
《内容》

しゅうせいあん
(修正案)

この法律において障害者とは、障害者基本法(修正案)第2条1号に規定する者とする。

りゆう
《理由》

じょういほう しょうがいしゃきほんほう げんざいこっかい しんぎちゆう かいせいあん あ
上位法である障害者基本法(現在国会で審議中の修正案)に合わせるべきである。

あえて異なる規定にする場合は、その理由を【説明】欄に記載するべきである。

いしばしいん
【石橋委員】

がいたうかしよ
《該当箇所》

しょうがい もの はんい
障害(者)の範囲

ひょうだい ほう たいしょうきてい
【表題】法の対象規定

けつろん
【結論】

ページ ぎょうめ
2ページ 23行目

ないよう
《内容》

ついか
追加

そうごうふくしほう ふたん ほんにん おうのうふたん
総合福祉法の負担は、本人の応能負担とする。

りゆう
《理由》

げんざい さい しょう さーびす ひょう おや しょとく きじゆん ざんだ
現在は、20歳になるまで、使用しているサービスの費用は、親の所得を基準に算出
されていることを解消するため。

おおくほいいん
【大久保委員】

がいたうかしよ
《該当箇所》

しょうがい もの はんい
I-2 障害(者)の範囲

ひょうだい ほう たいしょうきてい
【表題】法の対象規定

けつろん だいいちこう
【結論】第一項

るびページ
ルビ1ページ

ないよう
《内容》

【結論】第一項は、下記のとおり「知的障害」を明記した記述とすべき。

しゅうせい
(修正)

この法律において、障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活また社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

りゆう
《理由》

障害の定義について、関係法とは異なる記述とする合理的な理由は見出せない。また、素案の他項目においては障害者基本法改正案と同様の定義も見られることから（例：I-4 相談支援）、知的障害も列記するかたちで記述するのが適当と考える。障害種別を列記しつつ、いわゆる「社会モデル」的な考え方を示す障害者基本法改正案の記述が適当ではないか。

おかべいいん
【岡部委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

しょうがい もの はんい ページ
障害（者）の範囲 1ページ

ほう たいしやうきてい
「法の対象規定」

けつろん ぎやうめ
【結論】 6・7行目

ないよう
《内容》

かせんぶぶん ついかしゅうせい
下線部分のように追加修正

…日常生活又は社会生活に制限を受けるため、この法に定める支援（サービス）を必要とする者をいう。

りゆう
《理由》

ほうかつてき しょうがいしゃ ていぎ がいとう もの ほう さーびすほう たいしやうしゃ
包括的な障害者の定義に該当する者すべてがこの法（サービス法）の対象者ではないため。

おだじまいいん
【小田島委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

I-2 しょうがい もの はんい
障害（者）の範囲

ひやうだい ほう たいしやうきてい
【表題】法の対象規定

ページ けつろん
1 ページ 結論

ないよう
《内容》

しょうがいしゃ しんたいてき ちてき せいしんてき しょうがい ゆう もの
「障害者」とは、身体的または「知的」「精神的」な障害などを有する者、という
かぜ か
風に変えてほしい。

おのいいん
【小野委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

I-2 しょうがい もの はんい ページ
1-2 障害(者)の範囲 1ページ

ないよう
《内容》

しょうがい しょうがいしゃ ていぎ わ
障害と障害者の定義を分ける。

しょうがい しんたいてき せいしんてき きのうしょうがい まんせいしつかん ともな きのうしょうがい ふく
○障害とは、身体的または精神的な機能障害(慢性疾患に伴う機能障害を含む)
であり、その機能障害と環境に起因する障壁との相互作用により、日常的又は社会
せいかつじょう せいげん
生活上の制限をいう。

しょうがいしゃ ぜんこう しょうがい ゆう
○障害者は、前項の障害を有するものをいう。

しょうがいじ げんこう
○障害児…(現行のまま)

りゆう
《理由》

しょうがい しょうがいしゃ ていぎ わ しょうがい たい しさく しょうがいしゃ たい しさく
障害と障害者の定義を分けることで、障害に対する施策と障害者に対する施策を
ていぎ かんが
定義することができると思ったから。

なかはらいん
【中原委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

しょうがい もの はんい
1-2 障害(者)の範囲

ひょうだい ほう たいしょうきてい
【表題】法の対象規定

けつろん
【結論】

しょうがいしゃ ていぎ つぎ さだ
○障害者の定義を次のように定める

ページ
(1ページ)

ないよう
《内容》

ほうりつ しょうがいしゃ しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい た しんしん
この法律において障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の
きのう しょうがい もの しょうがいおよ しゃかいてきしょうへき じぶつ せいど かんこう かんねんとう
機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁(事物、制度、慣行、観念等)
けいぞくてき にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ そうとう せいげん う じょうたい
により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

じょうき さ か
(上記のとおり差し替え)

りゆう
《理由》

こっかくていげんあん ちてき ひょうき けずじよ ちてきしょうがい せいしんてき
骨 格 提 言 案 是、「知的」の表記が削除されている。知的障害については、精神的
きのうしょうがい ふく けつろん いた おも くに
な機能障害に含まれるとの結論に至ったと思われるが、わが国においてこのような
かいしゃく かくりつ
解 釈 は 確 立 され ない。

しょうがいふくしきさーびすりようしゃ やくはんすう し ちてきしょうがいしゃ ほう たいしょう
障 害 福 祉 サービス 利用 者の 約 半 数 を 占 め る 知 的 障 害 者 が 法 の 対 象 である こと を
いめーじ でき る 定 義 と し た ほう が 良 い。

また、このたびの障害者基本法改正案において、障害者の定義が見直されていること
とから、この定義を用いるべきである。(1-4の相談支援ではこの定義が用いられてい
る。)

なかはらいいん
【中原委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

けつろん
【結論】

しょうがいじ ていぎ つぎ さだ
○ 障 害 児 の 定 義 を 次 の よう に 定 め る

ぺーじ
(1 ページ)

ないよう
《内容》

ぜんぶんさくじよ
全 文 削 除

りゆう
《理由》

しょうがいじさく じどうふくしほう おこな
障 害 児 施 策 につ い て は 児 童 福 祉 法 で 行 う こと と さ れ て い る。

しんぽう せいいてい あ しょうがいじしえん きょたくかいご たんきにゆうしょじぎょう じどうふくしほう
新 法 の 制 定 に 合 わ せ て、 障 害 児 支 援 の 居 宅 介 護 や 短 期 入 所 事 業 も 児 童 福 祉 法 に
いち
位 置 づ け る べ き で あり ます。

じどうふくしほう かんれん ほうりつ せいごうせい かんれん た ほうりつ
児 童 福 祉 法 な ど 関 連 す る 法 律 と の 整 合 性 に つ い て は「Ⅲ 関 連 す る そ の 他 の 法 律 と の
かんけい せいり
関 係」に お い て 整 理 す る べ き。

のはらいいん
【野原委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

しょうがい もの はんい
1-2 障 害 (者) の 範 囲

ひょうだい ほう たいしょうきてい
【表題】法 の 対 象 規 定

ぺーじ しょうがいしゃ ていぎ
1 ページ 障 害 者 の 定 義

ないよう
《内容》

きのうしょうがい なんちせいまんせいしつかん ともな きのうしょうがい ふく ほせい
機 能 障 害 (難 治 性 慢 性 疾 患 と そ れ に 伴 う 機 能 障 害 を 含 む) … に 補 正 す る

りゆう
《理由》

なんちせいまんせいしっかん りかん じたい しょうがい しゃかいてきしょうへき
難治性慢性疾患は、罹患していること自体が「障害」であり、それは、社会的障壁
がなくとも「日常生活又は社会生活に制限を受ける」からであり、機能障害の説明
(下から6行目以降)では、心身機能の「全部または一部の喪失」を表すとしている。
この点の整合性から、補正することが必要である。

みうらいいん
【三浦委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

I-2 障害(者)の範囲

ひょうだい ほう たいしょうきてい
【表題】法の対象規定

ページ
1ページ

ないよう
《内容》

ぜんたい つう しょうがいしゃ ていぎ とういつ はか
全体を通じて、障害者の定義の統一を図るべきである。

また、「機能障害」の概念を明確にすべきである。

りゆう
《理由》

ほう たいしょうきてい さだ しょうがいしゃ ていぎ ほか こうもく しきゅうけつてい そうだんしえん
「法の対象規定」で定める障害者の定義と、他の項目(支給決定と相談支援の
箇所)で示されている障害者の定義が異なるところがあるため、全体を通じて、
障害者の定義の統一を図る必要がある。

また、定義において、「機能障害」とあるが、それは誰がどのように判断するのだろうか。

いちしゃかいもでる かんが きのうしょうがい とう きいん きのうおよ
一社会モデルとして考えるならば、機能障害ではなく、「〇〇等に起因する機能及び
日常生活・社会生活上の制約・障害のある人」などと表現すべきではないだろ
うか。

(その判定は、第一次に医師による診断、第二に相談支援職によるアセスメント、
第三に当人による申告、によって判断できると考える。)総合福祉法検討の第1
の目標である制度の谷間を生まない表記を追求すべきである。

I-3 支給決定（選択と決定）

【表題】支給決定のしくみ

あらいいん
【荒井委員】

がいたうかしよ
《該当箇所》

I-3 支給決定（選択と決定）

ひょうだい 支給決定のしくみ

ページ
・3ページ

どうページ かつろん かんれん
・同ページ【結論】の①関連

ないよう
《内容》

いけん
(意見)

支給決定の申請に際し、成年後見制度等をより使いやすくする仕組みが必要

りゆう
《理由》

げんじょう いしひょうじ こんなん しょうがいしゃ かん だいにん かぞくとう ほんにん か
・現状、意思表示の困難な障害者に関し、代理人ではない家族等が本人に代わって申請する事例も散見されるため。

がいたうかしよ
《該当箇所》

I-3 支給決定（選択と決定）

ひょうだい 支給決定のしくみ

ページ
・3ページ

どうページ かつろん かんれん
・同ページ【結論】の④関連

ないよう
《内容》

いけん
(意見)

しんせいまえ いっぱんてき おこな じぜんきょうぎ しんせいご きょうぎちょうせい かんけい ふめい
申請前に一般的に行われる事前協議と申請後の「協議調整」の関係が不明

しんせいしよ ひょうじゆんじょりきかん きょうぎちょうせい よう じかん も こ
申請書の標準処理期間には、協議調整に要する時間を盛り込むのか。

あらいいん
【荒井委員】

がいたうかしよ
《該当箇所》

I-3 支給決定（選択と決定）

ひょうだい 支給決定のしくみ

ないよう
《内容》

いけん
(意見)

ぐるーぷほーむ・ケアほーむ施設入所支援を除き、居住地特例を廃止する。

りゆう
《理由》

げんじょう ぐるーぷほーむりようしゃとう きょじゅうちとくれい げん く しちょうそん
現状、グループホーム利用者等は、居住地特例により、現に暮らしている市町村
ではなく、元の居住地市町村が相談、サービス提供を行うこととなっている。

このため、現実に地域に暮らす障がいのある方々の状態に即した計画作成、
サービス基盤の整備、人材育成を行う上で支障が生じている。

このことから、利用者本位の新たな制度構築のため、障がい福祉計画などを真に
ちいき にーず もと さくてい ひつよう さーびすきばん せいび じんざい かくほ はか
地域のニーズに基づき策定し、必要なサービス基盤の整備、人材の確保を図ることが
できるようにするためには、居住地特例は廃止すべきである。

なお、サービス提供資源が集中している市町村に過度の負担が生じることがないよ
う、サービス提供状況に応じた財源的な保証が不可欠である。

いしばしいん
【石橋委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

I-3 しきゅうけつてい せんたく けつてい そあん
支給決定（選択と決定）素案

せつめい
【説明】

3 ページ 1行目

ないよう
《内容》

しゅうせい げんざいしょうがいしゃじりつしえんほう
修正 現在障害者自立支援法の

りゆう
《理由》

ごじ
誤字

がいとうかしよ
《該当箇所》

3 ページ 下から3行目

しちょうそんぎょうせいしよくいん けんしゅうたいせい じゅうじつ ひつよう
市町村行政職員のOJT（研修体制）の充実が必要である。

ないよう
《内容》

ついか
追加

すうねん こうたい しちょうそんぎょうせいしよくいん けんしゅうたいせい じゅうじつ ひつよう
数年で交替する市町村行政職員のOJT（研修体制）の充実が必要である。

りゆう
《理由》

やく ねんかん こうたい げんじょう めいじ
約3年間で交替する現状を明示する。

おおくほいいん
【大久保委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

I-3 しきゅうけつてい せんたく けつてい
支給決定（選択と決定）

ひょうだい しきゅうけつてい
【表題】支給決定のしくみ

けつろん
【結論】①

るび ページ
ルビ5ページ

ないよう
《内容》

けつろん まつび かき かずふみ くわ
【結論】①の末尾に下記の一文を加える

しゅうせい
(修正)

なお、支援を求める者は、そのサービス利用計画の策定にあたり、必要に応じて
とうじしゃ そうだんいん そうだんしえんせんもんいん しえん う
当事者相談員または相談支援専門員の支援を受けることができる。

りゆう
《理由》

かいじょうかい しんぎちゆう しょうがいしゃきほんほうかいせいあん しょうがいしゃ かぞく
177回常会にて審議中の障害者基本法改正案においては、障害者やその家族から
そうだん おう せきにん くに ちほうこうきょうだんたい いち せいかつ きばん ささ
の相談に応ずる責任を国・地方公共団体に位置づけており、生活の基盤を支える
ふくしさーびす しきゅう そうだんしえん いしけつていしえん めいかく いち
福祉サービスの支給においても、その相談支援および意志決定支援が明確に位置づけ
られるべきと考えるため。

がいとうかしよ
《該当箇所》

I-3 しきゅうけつてい せんたく けつてい
支給決定（選択と決定）

ひょうだい しきゅうけつてい
【表題】支給決定のしくみ

けつろん
【結論】

るび ページ
ルビ5ページ

ないよう
《内容》

けつろん さいご かき かずふみ くわ
【結論】の最後に下記の一文を加える。

ついか
(追加)

⑦ じょうき しきゅうけつてい ぷろせす にちじょうてき しえんしゃ とうじしゃ ぴあさぽーと
上記の支給決定プロセスは、日常的な支援者、当事者によるピアサポート
えんばわめんとじぎょう じゅうじつ そうだんしえんしすてむ じゅうじつ しちょうそん
(エンパワメント事業)の充実、相談支援システムの充実や市町村における
にーずあせすめんと のうりょく こうじょう はか かくにん だんかいてき じっし
ニーズアセスメント能力の向上が図られたことが確認しつつ、段階的に実施する。

りゆう
《理由》

【説明】の中でも「新たな支給決定の仕組みの前提」として、「障害のある本人の自己決定支援の抜本的な強化」「日常的な支援者、当事者によるピアサポート（エンパワメント事業）の充実、相談支援システムの充実」、市町村における「ニーズアセスメント能力の向上」が指摘されている。これらの課題が解決されないまま新たな支給決定プロセスを導入すれば市町村現場での混乱を招き、ひいては障害のある人へ著しい不利益となる（特に自身で支援ニーズを的確に伝えることが難しい人にとっては死活問題である）。

まず必要なことは、体制整備や研修の拡充による人材育成など上記の前提を満たすための取り組みであり、全市町村でこれらが確保された後、新たな支給決定プロセスを導入すべきと考える。

おのいいん
【小野委員】

がいとつかしよ
《該当箇所》

I-3 支給決定（選択と決定） 3ページ

ないよう
《内容》

けつろん こうい か
結論の1項を以下のようにする。

しょうがいていどくぶんにてい はいよ しきゅうけつてい ぶろせす げんそくい か
○障害程度区分認定を廃止したうえで、支給決定のプロセスは、原則以下のとおりとする。

りゆう
《理由》

じりつしえんほうおよ しょうがいていどくぶん はいし めいかく げんきゅう
自立支援法及び障害程度区分の廃止を明確に言及する。

なかはらいん
【中原委員】

がいとつかしよ
《該当箇所》

しきゅうけつてい せんたく けつてい
1-3 支給決定（選択と決定）

ひょうだい しきゅうけつてい しく
【表題】支給決定の仕組み

けつろん
【結論】

しきゅうけつてい ぶろせす げんそくい か
○支給決定のプロセスは、原則以下のとおりとする。

ページ
(3ページ)

ないよう
《内容》

ついか
① に追加

なお、そのサービス利用計画の策定にあたり、相談支援専門員の支援を受けることができる。

③市町村は、本人（相談支援事業者・支援者を含む）が策定したサービス利用計画について、市町村のガイドラインに基づき、ニーズアセスメントを行う。

④申請の内容が、支給ガイドラインの水準を超える場合又は、本人が希望する場合、市町村は、本人（相談支援事業者・支援者を含む）と協議調整を行い、その内容に従って、支給決定をする。

（下線部分を追加）

《理由》

様々な情報を理解し、自らの意思を決定する過程に支援を必要とする知的障害者の支給決定には、ケアマネジメントの視点が欠くことのできない要件である。ソーシャルワーク的な役割を担う相談支援が軽視されているように受け取れるので、配慮して欲しい。

10ページの（2）-②の「特定相談」との整合性を図る必要がある。

【藤岡委員】

● 3頁

I-3 支給決定（選択と決定）

【表題】支給決定のしくみ

の前に一枠を加える

《内容》

【表題】支給決定のありかた

しくみの【説明】欄の5～9行目を上記の【結論】に移して独立させた上で
の修正。

原文「新たな支給決定にあたっての基本的な考え方については、①支援を必要とする障害のある本人（及び家族）の生活と意向を基本とすること、②その地域での他の者との平等を基礎として、必要な支給量が確保されること、③一定程度の標準化が諮られ、公平性、透明性があること、④申請から決定までわかりやすく、スムーズなものであること、とする。」

↓

「新たな支給決定にあたっての基本的なあり方は、①支援を必要とする障害のある

本人（及び家族）の意向、その人が望む暮らし方を最大限尊重することを基本とすること②他の者との平等を基礎として、当該個人の個別事情に即した必要十分な支給量が保障されること、③一定程度の標準化が諮られ、透明性があること、④申請から決定までわかりやすく、スムーズなものであること、とする。」

《理由》

・現在の素案は、プロセス論に終始している。

一応ガイドラインのありかたには内容面に触れられていても、それでは新法自体が支給決定の内容を規定するものには成りえない。

そもそも「支給決定」とは、障害者の公的支援を受ける権利の内容に他ならず、新法で支給決定の内容面での重要事項に触れることが不可欠であり、それは、プロセス論より前に来るべき。

そのあり方としては、本人の自己決定の尊重が第一であることを明記しておかないと、行政側の都合が優先されてしまい新法の意義が没却される。「本人の生活」が先に来ると意味が不明確。

②で、「その地域での」は削除。

そうしないと、たとえば支給量が極めて低い地域内での、お互いの平等という論理で結局ひどい扱いが正当化されることは目に見えている。

単に「平等を基礎として必要な支給量」との表現も極めて危険である。

行政窓口では「うちでは他の人はこの支給量でみなさん我慢しています。行政では平等な扱いが大切です。」として常に権利が押さえつけられて、人間らしい暮らしが出来ていない現実を痛切に反省する新法でなくてはならない。

「公平性」も同様の文脈で使い古されてきた概念であり、使わないほうが無難。

第一次、第二次鈴木訴訟の東京地裁判決等も参考に、個人の個別事情に即した必要十分な支給量が支給決定において保障されることを新法で明記するべきである。

I-3 ^{しきゅうけつてい} 支給決定 (^{せんたく} 選択と ^{けつてい} 決定)

【表題】 ^{ひょうだい} サービス利用計画 ^{さーびすりようけいかく} について

^{あらいいん}
【荒井委員】

^{がいとうかしよ}
《**該当箇所**》

^{ひょうだい} ^{さーびすりようけいかく}
【表題】 サービス利用計画について

^{ページ}
4ページ

^{どうページ} ^{けつろん} ^{ぶぶん}
・同ページ **【結論】** の部分

^{ないよう}
《**内容**》

^{いけん}
(**意見**)

^{ページ} ^{ほんにんちゆうしんしえんけいかく} ^{かんけい} ^{ふめい}
14ページの本人中心支援計画との関係が不明。

^{りゆう}
《**理由**》

^{げんこうほうじょう} ^{さーびすりようけいかく} ^{しょうがいしゃ} ^{せいかつぜんぼん} ^{みす} ^{さくせい}
・現行法上のサービス利用計画も障害者の生活全般を見据えて作成されるものであり、^{りょうしゃ} ^{かんけい} ^{ふめい} 両者の関係が不明

^{いしばしいん}
【石橋委員】

^{がいとうかしよ}
《**該当箇所**》

^{ひょうだい} ^{さーびすりようけいかく}
【表題】 サービス利用計画について

^{せつめい}
【説明】

^{ページめ} ^{ぎょうめ}
4ページ目 4行目

^{ないよう}
《**内容**》

^{ついか}
追加

もしくは、^{ほんにん} 本人が ^{かぞく} 家族や ^{そうだんしえんせんもんいん} 相談支援専門員とともに ^{さくてい} 策定することもできる

^{りゆう}
《**理由**》

^{じゅうどしょうがいしゃ} ^{いし} ^か ^{つた} ^{げんじょう}
重度障害者の意思を代わって伝えている現状から。

^{ふじおかいいん}
【藤岡委員】

^{がいとうかしよ}
《**該当箇所**》

^{ページ}
● 4頁

^{ひょうだい} ^{さーびすりようけいかく}
【表題】 サービス利用計画について

^{せつめい} ^{さいしゅうぎょう}
【説明】 の最終行。

サービス利用計画の提出は、総合福祉法によるサービスを利用申請する際に必須とする。

《内容》

サービス利用計画の提出は、総合福祉法によるサービスを利用申請する際に必須とせず、任意とする。

《理由》

なぜに、将来にわたっての障害者の生活計画を提出することが義務付けられるのか納得できない。

必要なときに必要な支援が受けられることが重要であって、このようなものを義務付けることはどのような日々を過ごすかの自由が奪われる仕組みというべきであって、絶対反対。

障害者自立支援法のもとでも、たとえば、移動介護についても、行政はどこに誰が主催するどんな集會に何時から何時に参加するのか等詳しく問い詰めて、事前に申告することを求めるようになってきており、基本的人権に抵触する極めて憂慮すべき現実にある。

補そう具・自立支援医療なども一々サービス利用計画を立てなければ認定しないなど、障害者に過度の負担を強いる仕組みである。

【山本委員】

《該当箇所》

1-3 支給決定（選択と決定）

3 ページ

結論、① サービス利用計画

4 ページ

サービス利用計画

《内容》

サービス利用計画ではなくて、年単位のサービス利用希望であるべき

《理由》

利用計画がどの程度の具体性を持っているのか、あるいは月単位や週単位なのか不明であるが、仮に月単位であるとすれば、こうした計画を立てて生活すること自体が困難なのが精神障害者であり、無視あり、年単位のサービス利用希望であるべき、また計画

というより^{きぼう}希望であるべき

I-3 支給決定（選択と決定）

【表題】「障害」の確認について

【荒井委員】

《該当箇所》

I-3 支給決定（選択と決定）

【表題】「障害」の確認について

・4ページ

12行及び14行～17行目

《内容》

（修正案）

【表題】「障害者」の確認について

（修正・追加案）

市町村による法律の対象となる障害者であるか否かの確認のうち、「障害」の確認については、「身体的～（中略）～含むものとする。

また、「社会的障壁により継続的に相当な制限を受ける状態」の確認は、〇〇により行うものとする。

《理由》

支給決定において、最も重要な「障害者」の確認が、「障害」の確認のみに限定されており、障害の定義が、「医学モデル」から「社会モデル」に変更されているにもかかわらず、確認方法が「障害」に関することしか規定されていない。

障害の定義を「社会モデル」に変更した場合における最大の論点である、「どのような方法で、誰が、障害及び社会的障壁により制限を受ける状態にあることを認定するのか」ということが、明記されていないことは、市町村が支給決定を行うにあたっての法の骨格提言として適切でない。

【石橋委員】

《該当箇所》

【表題】「障害」の確認について

【説明】

4ページ 下から3行目

ないよう
《内容》

さくじょ かんごし
削除 看護師

りゆう
《理由》

かんごし たんとう しんりょうか せんもん
看護師は、担当する診療科では専門であるが

たか ちしき ふそく たん かんごし きけん さくじょ
他科については知識が不足しているので、単に看護師とするのは危険があるので削除

かわさき たつ いいん
【河崎（建）委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

しょうがい かくにん
「障害」の確認について

ページ
4ページ

せつめい ぎょう
【説明】 12～13行

ないよう
《内容》

しゅうせい
修正

りゆう
《理由》

けつろん しょうがいしやてちよう いし しんだんしょ いけんしょ ゆうこう おも
【結論】の「障害者手帳、医師の診断書、もしくは意見書」は有効だと思ふ。し
かし「障害特性に関して専門的な知識を有する専門職の意見書を含むものとする。」
については、【説明】に例示されているが、その専門職に限定されるのか、「等」
はどのようなものを想定しているのか、国家資格の有無についてはどう考えるかなど、
じゅうぶん けんしょう けんとう ひつよう かんが
十分な検証・検討が必要と考える。

にしたきいいん
【西滝委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

しきゆうけつてい せんたく けつてい
1-3 支給決定（選択と決定）

ひょうだい しょうがい かくにん
【表題】「障害」の確認について

ないよう
《内容》

けつろん せんもんてき ちしき ゆう せんもんしよく いけん よ
【結論】専門的な知識を有する専門職の意見でも良いとする。

しょうがいしや かくにん せんもんしよく しゅわつうやくしとう ふく
・障害者の確認をする「専門職」に手話通訳士等を含める。

りゆう
《理由》

しんたいしょうがいしやてちよう こうふ もの ふく ちょうかくしょうがいしや こみゆにけーしょん
身体障害者手帳を交付されていない者も含め、聴覚障害者がコミュニケーション
しえんじぎょう う しょうがい かくにん せんもんしよく しゅわつうやくしとう ふく
支援事業を受けたいとするときの「障害」の確認をする専門職として、手話通訳士等
もとといった聴覚障害の特性を熟知している有資格者を含める。

I-3 ^{しきゅうけつてい} 支給決定 (^{せんたく} 選択と^{けつてい} 決定)

【表題】 ^{ひょうだい} 支援^{しえん}ガイド^{がいどらいん}ラインについて

^{いしばしいいん}
【石橋委員】

^{がいとつかしよ}
《**該当箇所**》

^{ひょうだい} ^{しえん} ^{がいどらいん}
【表題】 支援ガイドラインについて

^{せつめい}
【説明】

5 ^{ページ} ^{した} 下から ^{ぎょうめ} 9 行目

^{ないよう}
《**内容**》

^{しゅうせい} ^{がいどらいん} ^{さくてい}
修正 ガイドライン策定には

^{りゆう}
《**理由**》

^{しゅご}
主語をはっきりさせる

^{おのいいん}
【小野委員】

^{がいとつかしよ}
《**該当箇所**》

^{しえん} ^{がいどらいん}
支援ガイドラインについて 5 ^{ページ}

^{ないよう}
《**内容**》

^{けつろん} ^{こう} ^{ぶんまつ} ^{いか} ^{そうにゆう}
結論の3項の文末に以下を挿入する。

^{しょうがいていどくぶん} ^{にんてい} ^{はいし}
(障害程度区分認定を廃止することを踏まえて ^ふ 要介護認定も ^{ようかいご} ^{にんてい} ^{もち} 用いてはならない)

^{りゆう}
《**理由**》

^{かいごほけん} ^{とうごう} ^{ぜんてい}
介護保険との統合を前提としないため

^{こんどういいん}
【近藤委員】

^{がいとつかしよ}
《**該当箇所**》

^{せんたく} ^{けつてい} ^{しきゅうけつてい}
選択と決定 (支給決定)

^{ひょうだい} ^{しえん} ^{がいどらいん}
【表題】 支援ガイドラインについて

5 ^{ページ} ~ 6 ^{ページ}

^{ぜんぱん}
全般

^{ないよう}
《**内容**》

^{しえん} ^{がいどらいん} ^{しゅうろうしえん} ^む ^{きゃくかんてきしひょう} ^も ^こ ^{ひつよう}
支援ガイドラインには、就労支援に向けた客観的指標を盛り込む必要がある。

りゆう
《理由》

「就労」合同作業チーム報告書では、「客観的指標を新たに開発した上で、障害種別の特性を踏まえ、本人の希望と周囲の評価を調整する合議体でのワンストップの相談支援の仕組みを作ること検討する必要がある」としており、これを踏まえたとりまとめが必要である。

のはらいいん
【野原委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

1-3 支給決定（選択と決定）

ひょうだい しえんがいどらいん
【表題】支援ガイドラインについて

ページ
5ページ

ないよう
《内容》

くにレベル（最低の）でも地方レベルでも「当事者の参画」を明記すること

りゆう
《理由》

説明では、地方でのガイドライン策定に「当事者」等の参画が述べられているが、結論部分にも、国でも地方でも「当事者の参画」を明記すること。国・地方両者いずれかへの「当事者参画」という誤解が生じかねない。

ふじおかいいん
【藤岡委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

● 5 頁

ひょうだい しえんがいどらいん
【表題】支援ガイドラインについて

けつろん くわ
【結論】に加える

ないよう
《内容》

○ ガイドラインは個人の支給決定の目安となり、それを下回することは出来ないが、支給決定はあくまで個々の個別事情に基づいて必要な支援が確保されるべきものであり、ガイドラインで示された支給量を支給すればそれを超える支給が不要という扱いは許されない。

りゆう
《理由》

この項目では、ガイドラインと個別の支給結締の関係性が書かれていない。

いくら読み返してもあくまでガイドラインのあり方が書かれているだけで、それにより

個人の支給決定がどうなるかは不明である。

そうなれば、ガイドラインで規定された数字さえ支給すれば、それ以上は全て削減してもよいし、それ以上の給付は要らないという扱いが横行することは自明である。

障害者の生活状況は千差万別であり、支給決定は一律の基準で決められてはならないということは判例でも確認されてきたことであり、そのことを新法でも明記しなくては、障害者の支援を受ける権利は守られない。

【増田委員】

《該当箇所》

5 ページ

表題 支援ガイドライン

結論 11行目以降に加筆

《内容》

○ 全国^{ぜんこく}の各市町村^{かくしちやうそん}の社会資源^{しゃかいしげん}の整備状況^{せいびじやうきやう}には大きな格差^{かくさ}があり、ガイドライン^{がいでらいいん}によって定めた支援^{しえん}の種類^{しゆるい}と量^{りやう}が不足^{ふそく}する場合には、緊急的^{きんきゆうてき}な整備計画^{せいびけいかく}を立て、整備^{せいび}することを国^{くに}と自治体^{じちたい}に義務^{ぎむつ}付ける。

《理由》

現在の障害者支援^{げんざい}の実態^{しやうがいしやしえん}は、必要^{じつたい}な支援内容^{ひつやう}が明確^{しえんないやう}であっても、利用^{めいかく}できる支援^{りやう}がないことが多い。支援ガイドライン^{しえん}を定めても同じ状況^{さだ}がおこることは自明^{おな}である。その問題^{もんたい}を解決^{かいけつ}するための項目^{こうもく}の追加^{ついか}である。

【三浦委員】

《該当箇所》

I-3 支給決定^{しきゆうけつてい}（選択^{せんたく}と決定^{けつてい}）素案^{そあん}

【表題】支援ガイドライン^{しえんがいでらいいん}について

3 ページ

《内容》

ガイドライン^{がいでらいいん}について「地域^{ちいき}」の定義^{ていぎ}を行うべきである。

また、ガイドライン^{がいでらいいん}の策定^{さくてい}と、目的^{もくてき}にかなう運用^{うんよう}に必要な人材養成^{じんざいようせい}について記述^{きじゆつ}すべきである。

りゆう
《理由》

がいどらいん ちいき ていぎ ちいきかくさ ふ ひつよう
ガイドラインについても「地域」の定義と地域格差について触れる必要があるのではない
か。また、ちいきかくさ とき おお してん かんが
地域格差という時には大きく2つの視点があると考える。

しつてきかくさ りょうてきかくさ しえん じんざいようせい あ かた ぜんしゃ しどうしゃ
質的格差と量的格差。いずれも支援する人材養成の在り方によるが、前者は指導者
の養成がキーワードで、こうしゃ ざいせいてきかだい
後者は財政的課題がある。

がいどらいん さいこうきじゆん さいていきじゆん しえん おお ちが
ガイドラインが最高基準になるか、最低基準になるかによって支援は大きく違う。

がいどらいん い てきせい しきゆうけつてい おこな ため ひつよう じんざい ようせい
このガイドラインを生かして、適正な支給決定を行う為に必要な人材の養成をど
うするかについてもきじゆつ
記述すべきである。

やまもといいん
【山本委員】

がいとつかしよ
《該当箇所》

3 ページ

③ しえんが いどらいん もと に一ずあせすめんと 3 ページ、5 ページ
支援ガイドラインに基づいたニーズアセスメント

ないよう
《内容》

くに さいてい しえんが いどらいん いったいだれ つく ぎもん たん
国の最低の支援ガイドラインは一体誰がどのように作るのか、疑問がある。単なる
じょうげんせつてい ぎもん しえん ひつようど るいけいか かのう
上限設定とならないか疑問 支援の必要度の類型化とは可能なのか？

りゆう
《理由》

あくまでしょうがいしゃ ほか びょうどう きそ けつてい こべつ
あくまで障害者の他のものと平等を起訴というならば、あくまで決定は個別それぞれ
についてなされるべきであり、ひつようど るいけいか ふかのう いちりつ がいどらいん
必要度の類型化は不可能である、一律のガイドラインは
ふごうり
不合理である

I-3 支給決定（選択と決定）

【表題】協議調整

【大久保委員】

《該当箇所》

I-3 支給決定（選択と決定）

【表題】協議調整

ルビ11ページ

《内容》

【結論】の最後に下記の一文を加える。

（追加）

○なお、協議調整による支給決定は、日常的な支援者、当事者によるピアサポート（エンパワメント事業）の充実、相談支援システムの充実や市町村におけるニーズアセスメント能力の向上が図られたことを確認しつつ、段階的に実施する。

《理由》

【説明】の中でも「新たな支給決定の仕組みの前提」として、「障害のある本人の自己決定支援の抜本的な強化」「日常的な支援者、当事者によるピアサポート（エンパワメント事業）の充実、相談支援システムの充実」、市町村における「ニーズアセスメント能力の向上」が指摘されている。これらの課題が解決されないまま新たな支給決定プロセスを導入すれば市町村現場での混乱を招き、ひいては障害のある人へ著しい不利益となる（特に自身で支援ニーズを的確に伝えることが難しい人にとっては死活問題である）。

まず必要なことは、体制整備や研修の拡充による人材育成など上記の前提を満たすための取り組みであり、全市町村でこれらが確保された後、新たな支給決定プロセスを導入すべきと考える。

【藤岡委員】

《該当箇所》

●6頁

【表題】協議調整

【説明】

ないよう
《内容》

ぎょうめ 　しちょうそんかん 　おこな
3行目「市町村間で行われる。」

↓

おこな 　ばあい
「行われる場合がある。」

ほんらいしちょうそん 　がいどらいん しめ 　すうち 　したまわ 　ぜんてい
「なお、本来市町村には、ガイドラインで示された数値を下回らないことを前提に、
しょうがいしゃここ ひつようせい おう しきゅうりょう かんあんちようさ しきゅう ぎむ
障害者個々の必要性に応じた支給量を勘案調査して支給する義務があり、
ぎむ りこう けっか しちょうそん はんだん がいどらいん こ 　しきゅうけつてい
その義務の履行の結果、市町村の判断でガイドラインを越える支給決定をするこ
とは何ら妨げられるものではなく、その場合は協議調整をする必要はない。」

りゆう
《理由》

ぶん 　がいどらいん きさい 　すうじ こ しんせい 　じあん すべ きょうぎ
この文では、ガイドラインに記載された数字を超える申請のある事案は全て協議
ちようせい ひつよう まちが
調整が必要ということになるが、それは間違い。

ほんらい けんりほしょうぎむ しちょうそん ここ しょうがいしゃ せいかつじったい かんあん
本来、権利保障義務のある市町村には、個々の障害者の生活実態を勘案して
ほんにん そんげん かくほ しきゅうけつてい ぎむ がいどらいん
本人の尊厳が確保される支給決定をする義務があるのであり、ガイドラインはそれを
したざさ さいていきじゆん す あつか がいどらいん
下支えするための最低基準に過ぎないという扱いにしておかないと、ガイドラインが
けんりせいげん どうぐ か きけん
権利制限の道具と化す危険がある。

ぜんばん さーびすりようけいかく がいどらいんしじょうしゆぎ いんしょう いな
全般に、「サービス利用計画・ガイドライン至上主義」の印象を否めず、かえって
しょうがいしゃ せいかつ けんり きゅうくつ きぐ おぼ
障害者の生活と権利が窮屈になる危惧を覚える。

I-3 支給決定（選択と決定）

【表題】合議機関の設置と機能について

【石橋委員】

《該当箇所》

【表題】合議機関の設置と機能について

【説明】

7ページ 3行目

《内容》

追加

に複数設置と関わる構成員が同じでないことを基本とする。

《理由》

現状の地域自立支援協議会の構成員は、金太郎飴のごとく変わらないことを防ぐため。

【大久保委員】

《該当箇所》

I-3 支給決定（選択と決定）

【表題】合議機関の設置と機能について

【結論】

ルビ11ページ

《内容》

【結論】について下記のとおり変更する。

（修正）

合議機関は、既定の支援ガイドラインの内容および水準にかかわらず、本人のサービス利用計画に基づき……

↓

合議機関は、既定の支援ガイドラインの内容および水準を考慮しつつ、本人のサービス利用計画に基づき……

《理由》

支援ガイドラインは「地域で暮らす他の者との平等を基礎として生活することを可能と

する支援の水準」を示し、なおかつ「当事者が参画し策定する」ものであるから、十分に配慮されるべきと考える。

【大濱委員】

《該当箇所》

p 6 下

市町村の支給決定の合議機関について

《内容》

合議機関の人選リストを都道府県が作成し（その際、権利条約の理念をよく理解している人に限る）、市町村はこのリストから人選して合議機関を設置する。

《理由》

障害福祉サービスの予算を増やしたくない市町村が合議機関を人選すると、権利条約の理念を実現しようと運動している障害者団体などは選ばれず、合議機関から外されてしまうため。

【岡部委員】

《該当箇所》

選択と決定（支給決定）6ページ

「合議機関の設置と機能について」

【結論】 末尾

《内容》

文章末尾に以下の項目（下線）を追加

○ここでいう合議機関とは現行の障害者自立支援法を根拠とする市町村自立支援協議会を指すものではない。

《理由》

誤解を避けるため、現行の障害者自立支援法下の機構との異同を明確にする必要がある。（「支援ガイドライン」【結論】の最後の項目と同様の趣旨）

【山本委員】

《該当箇所》

合議機関の設置と機能 6ページ

とうじしゃそうだんいん そうだんしえんせんもんいん ちいき しゃかいしげん そうがい ひと じょうきょう
当事者相談員、相談支援専門員、地域の社会資源や窓外のある人の状況をよ
く知るものを構成員

し
ないよう
《内容》

きんたろうあめ しきゅうけつていがいどらいんづく ひと ごうぎきかん かまえ
これでは金太郎飴であり、支給決定ガイドライン作りをする人がこの合議機関の構
せいいん おも しんこく にじゅうちゅうせい もんだい お こ
成員となることになろうと思われ、深刻な二重忠誠の問題に追い込まれる
ごうぎからだ ぎょうせい きょうぎちようせい まか けつてい しゅたい ぎょうせい
合議体ではなく、行政との協議調整に任せるべきであり、決定の主体は行政に

すべき

りゆう
《理由》

ごうぎきかん こうせいいん あどぼけいと やくわり りょうりつ
合議機関の構成員になることとアドボケイトの役割は両立しがたい

I-3 支給決定（選択と決定）

【表題】不服申立について

【大久保委員】

《該当箇所》

I-3 支給決定（選択と決定）

【表題】不服申立について

【結論】第二項

ルビ13ページ

《内容》

【結論】の第二項末尾に、下記の一文を追加する。

（追加）

なお、意見陳述にあたっては、必要に応じて当事者相談員または相談支援専門員の支援を受けることができる。

《理由》

支給決定内容への不服申立についても、上記項目と同様の理由により相談支援の位置づけを明確にすべきと考える。

【大濱委員】

《該当箇所》

p 7

都道府県の不服審査

《内容》

24時間介護など支給量についての争いの場合、「こうあるべき支給量」について都道府県が裁決書で具体的に指摘し、是正させる権限を設けるべきである。

そのために、市町村と同様に、障害者の自宅での聞き取り調査などを都道府県も行うべきである。

《理由》

以下のように、現行制度では都道府県の裁決が軽視される事例が生じているため。

九州のA市

24時間介護を求める障害者にその半分以上の重度訪問介護しか支給決定されて

い^けな^んか^しつ^した^し。^けん^しは^しの^し支^し給^に決^ぶ定^んを取^しり^し消^しした。し^しか^し、^し市^には^ち1^ぶ日^ん3^し0^し分^きだ^け支^し給^り量^りを
増^ふや^すし^ただ^けで^す済^ませ^てし^まつ^た。

きんき
近^し畿^しの^しB^し市

2^じ4^{かん}時^{かい}間^ご介^も護^とを^し求^しめ^る障^し害^し者^がに^いそ^しの^し半^は分^ん程^て度^いの^ど重^じ度^う訪^じ問^う介^も護^とし^か支^し給^し決^し定^けさ^れて
い^けな^んか^しつ^した^し。^けん^しは^しの^し支^し給^に決^ぶ定^んを取^しり^し消^しした。し^しか^し、^し市^には^けん^しの^{さい}裁^{けつ}決^むを^む無^し視^し、^ま全^つく^ま
支^し給^り量^りを^ふ増^やさ^なか^つた。

I-3 しきゆうけつてい せんたく けつてい
支給決定（選択と決定）

その他

おおはまいいん
【大濱委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

p 7

まつび そうにゆう
末尾に挿入

ないよう
《内容》

ひょうだい かいごほけん てきようかんけい
【表題】介護保険との適用関係について

けつろん
【結論】

かいごほけん てきようねんれい たつ しょうがいしゃ しょうがいふくしきーびす かいごほけん
○介護保険適用年齢に達した障害者については、障害福祉サービスと介護保険
サービスとの選択制とすること。

りゆう
《理由》

さぎょうちーむ けんとう しょうがいしゃじりつしえんほういけんそしょうだん べんごだん くに
作業チームでは検討されていないが、「障害者自立支援法違憲訴訟団・弁護団と国
（厚生労働省）との基本合意文書」の趣旨を踏まえ、部会の総意として記載すべきで
ある。

やまもといいん
【山本委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

1-3

せんたく けつていぜんたい とお
選択と決定全体を通して

ないよう
《内容》

そうごうふくしほう しんせいしよ わ かいせつりーふれっと しちようそんやくしよ しみん
総合福祉法の申請書および分かりやすい解説リーフレットを市町村役所の市民だ
れもが手にしやすい場所においておくことが必要。例えば住民票取得申請書のよう
にまた精神病院入院患者や診療所通院患者にも配布すること

りゆう
《理由》

しきゆうけつてい ぷるせす い みぎわさくせん かくち おうこう
支給決定のプロセスそのものに入れられない水際作戦が各地で横行しているので、それを
ふせ どうじ そうごうふくしほう しゅうちてつてい
防ぎ同時に、総合福祉法の周知徹底のため

I-4 ^{そうだしえん} 相談支援

【表題】 ^{ひょうだい} ^{そうだしえん} 相談支援について

^{あさひないいん}
【朝比奈委員】

^{がいたうかしよ}
《 該当箇所 》

I-4 ^{そうだしえん} 相談支援

9 ^{ページ} ^{そうだしえん} ^{じぎょう} ^{げんじょう} ^{かだい} 相談支援事業の現状と課題

^{げんていてき} ^{しえん}
【限定的な支援】 ①

11 ^{ページ} ^{そうだしえん} ^{きかん} ^{せっち} ^は ^{きのう} 相談支援機関の設置と果たすべき機能について

〇 ^{ふた} ^め の二つ目

^{ないよう}
《 内容 》

^{ねんだい} ^{ぶんだん} ^{てん} ^{かだい} ^{ふく}
年代によっても分断されているという点を課題に含めてほしい。

^{みぢか} ^{ちいき} ^{しょうがいしゅべつ} ^{かだいべつ} ^{ねんだいべつ}
身近な地域での障害種別や課題別、年代別によらない…

^{りゆう}
《 理由 》

^{ぐたいてき} ^{じどうぶんや} ^{きょういくぶんや} ^{かいごほけんぶんや} ^{そうだんたいせい} ^{れんけいたいせい}
具体的に児童分野や教育分野、介護保険分野の相談体制とどのような連携体制を
^{こうちく} ^{ちいき} ^{さい} ^{らいふすてーじ} ^{ぶんだん} ^{いっかん}
構築していくかは地域ごとに差異があろうが、ライフステージごとで分断されない一貫
した^{しえんたいせい} ^{めざ} ^{いしき} ^{きじゅつ}
支援体制を目指すということを意識して記述すべき。

^{いしばしいいん}
【石橋委員】

^{がいたうかしよ}
《 該当箇所 》

I-4 ^{そうだしえん} ^{そあん} 相談支援 素案

^{げんていてき} ^{しえん}
【限定的な支援】

9 ^{ページ} ページ

^{した} ^{ぎょうめ} ^{ページ} ^{ぎょうめ}
下から1行目から10ページ1行目

^{ないよう}
《 内容 》

^{しゅうせい}
修正

^{みぢか} ^{ちいき} ^{そうだしえん} ^{ふくしじむしょ} ^{たいおう} ^き
に、身近な地域での相談支援について福祉事務所が対応し切れていない。

^{りゆう}
《 理由 》

^{げんじょう} ^{とお}
現状の通り

うじたいいん
【氏田委員】

がいとつかしよ
《該当箇所》

そうだんしえん
I-4 相談支援

ひょうだい そうだんしえん
【表題】相談支援について

けつろん
【結論】

ページ

そうだんしえん たいしよ
○相談支援の対象は、・・

そうだん いっぱんそうだん
○相談には「一般相談」と・・

ないよう
《内容》

ついか
【追加】

そうだんしえん うなが
○相談支援を促すためのしくみ

そうだんしえん けいかてき いばしよ じゃっかん かつどうぶろぐらむ ふよ せいかつしえんせんた とう
相談支援に経過的な居場所と若干の活動プログラムを付与した生活支援センター等
を設置することにより、孤立している障害者を掘り起こすことをめざし、そこから相談
支援の利用を促し、相談支援によって個別に地域の居場所、社会参加の機会を
コーディネートしていく仕組みが必要である。

りゆう
《理由》

げんざい そうだんしえん もんだい めいかく ひと あぶろーちでき しく
現在ある相談支援は、問題が明確な人しかアプローチ出来ない仕組みになっており、
はったつしょうがい てちょう しょうじ たにま しょうがい じゅうぶん たいおう でき
発達障害など手帳を所持していない谷間の障害について十分に対応が出来ておら
ず、どう相談していいのかわからない人がたくさんいる。障害を抱えていることが
しゅうい こんなん こんなん いてい ときどき かんきょう へんか
周囲にわかりづらいこと、また困難さが一定ではなく、その時々々の環境によって変化
するなどの特徴が、既存の支援に結びつきにくくし、地域生活の様々な局面でいろい
ろな困難に直面していても家族以外に支援者がおらず孤立しているという現状がある。
はや だんかい しえん ばてき きがる たよ いらしよ か
早い段階で支援につながるために、たまり場的に気軽に立ち寄れる居場所を兼ねた
せんもんてき そうだんしえん ば ひつよう
専門的な相談支援の場が必要である。

おおくほいいん
【大久保委員】

がいとつかしよ
《該当箇所》

そうだんしえん
I-4 相談支援

ひょうだい そうだんしえん
【表題】相談支援について

ひょうだい そうだんしえんきかん せっち は きのう
【表題】相談支援機関の設置と果たすべき機能について

ひょうだい ほんにん およ かぞく えんぱわめんと しすてむ
【表題】本人（及び家族）をエンパワメントするシステムについて

ないよう
《内容》

（追加・修正）

【表題】「相談支援について」において整理されている「一般相談」と「特定相談」の考え方と、【表題】「相談支援機関の設置と果たすべき機能について」、および【表題】「本人（及び家族）をエンパワメントするシステムについて」において掲げられている「地域相談支援センター」、「総合相談支援センター」、「特定専門相談支援センター」、「エンパワメント支援事業所」の関係性を明確にする。

りゆう
《理由》

【表題】「相談支援について」において整理されている「一般相談」と「特定相談」の考え方は、市町村域においてはある程度機能すると思われるが、圏域や都道府県域では機能しないと思われる（とりわけ特定相談は期待できない）。

また、「一般相談」のあり方は事業補助を提言しているが、「地域相談支援センター」と「総合相談支援センター」においては「都道府県が市町村と協議して一定の条件を満たした事業者に事業を委託して設置」となっており、矛盾がある（なお、事業補助と事業委託には大きな差異があることにも留意）。

さらに、【表題】相談支援機関の設置と果たすべき機能についての中では「市町村、サービス事業所からの独立性を担保するために、都道府県・政令市が指定することを基本」としているが、ここでいう指定がどの事業を指すのか不明確である（なお、政令市も市町村なので、文章にも矛盾あり）。

がいとうかしよ
《該当箇所》

I-4 相談支援

【表題】相談支援について

【結論】

るび ページ
ルビ15ページ

ないよう
《内容》

【結論】の最後に下記の項目を加える。

（追加）

○相談支援体制の整備については、発達相談、教育相談、就労支援相談、医療相談、介護相談等を統合する必要や、人材育成を図る必要があることから、関係する法令や機関との調整を図りつつ、段階的に実施する。

りゆう
《理由》

おうだんてき そうだんしえんたいせい じつげん くわ しょうがい しつぺい りゆう
横断的な相談支援体制を実現することに加え、および「障害、疾病などの理由が
あつて せいかつ せいかつ こんなん かか ひと ふくし いりようさーび すりよう いかん
生活のしづらさ、困難を抱えている人びとに、福祉・医療サービス利用の如何
にかか はばひろ たいおう とうじしゃ かか もんだいぜんたい たいおう ほうかつてきしえん
に関わらず幅広く対応」でき、「当事者の抱える問題全体に対応する包括的支援
けいぞくてき こーでいねーと しょうがい ひと にーず めいかく あら ちいき
の継続的なコーディネート」「障害のある人のニーズを明確にする」「新たな地域での
しえんたいせい きず ちいき はたら やくわり そうだんしえん もと
支援体制を築くための地域への働きかけ」といった役割を相談支援に求めるならば、
きわ たか せんもんせい ひつよう ぜんこくてき じんざいいくせい じぎょうじつし
極めて高い専門性が必要であり、全国的な人材育成なくして事業実施もありえ
ないことに留意すべきである。

おかべいいん
【岡部委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

そうだんしえん ページ
相談支援 9-10ページ

「相談支援について」

けつろん ページ
【結論】(9ページ)

ほんぶん ページ
本文(10ページ)①②

ないよう
《内容》

けつろん ページ だい こうもく そうだん いか さくじよ
【結論】(9ページ)第2項目「○相談には?」以下を削除

ほんぶん ページ ばんごう いっぱんそうだん ごく そうだんしえん おか
本文(10ページ)の①は番号をとり、「一般相談」の語句は「相談支援」で置き換
える。②はぜんぶん さくじよ
全文を削除。

りゆう
《理由》

とくていそうだん いっぱんそうだん くべつ はいよ りようしゃほんにん しえんしゃ ほんにんちゆうしん
「特定相談」と「一般相談」の区別を廃止し、利用者本人や支援者にも「本人中心
しえんけいかく さくせいかのう
支援計画」を作成可能とすべきである。

おざわいいん
【小澤委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

1) I-4 そうだんしえん そあん
相談支援 素案

ひょうだい そうだんしえん
【表題】相談支援について

ページ
9ページ

けつろん
【結論】

ぎょう ぎょうめ
6行～9行目

ないよう
《内容》

2つ目の○ 相談には「一般相談」と「特定相談」を設ける。…以下の部分は削除。

りゆう
《理由》

* 7月26日の総合福祉部会での質問にあるように、現実的に、この区分には問題が多い。加えて、作業チームでもこの違いを十分検討していない。部会作業チーム報告書、50～52ページの図にも載っていない。

がいとうかしよ
《該当箇所》

1) I-4 相談支援 素案

【表題】相談支援について

9ページ

【結論】

1～3行目

ないよう
《内容》

相談支援の対象は、…以下の部分は、

I-2 障害の範囲の表記と同じにすること。

りゆう
《理由》

* 障害手帳の有無にもかかわらず・…という表現は、既存の法制度の存続ないしは併存を肯定することになるので、誤解を招く可能性がある。

おのいいん
【小野委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

I-4 相談支援 9ページ

10ページ

12ページ

ないよう
《内容》

結論の2項「一般相談」と「特定相談」の規定を全面削除する。

①一般相談、②特定相談を全面削除する。

・特定相談支援センターの規模と役割を全面削除する。

りゆう
《理由》

ワンストップで身近な相談支援を制度化するためにも、シンプルな制度とすべきであるた

め

しみずいいん
【清水委員】

がいてうかしよ
《 該 当 箇 所 》

そうだんしえん
I - 4 相 談 支 援

ひょうだい そうだんしえん
【表 題】 相 談 支 援 について

ページ
9 ページ

ないよう
《 内 容 》

けつろん
【結 論】

そうだんしえん たいしやう しょうがいしやてちやう しょじ げん しんたいしやうがい ちてきしやうがい
○ 相 談 支 援 の 対 象 は、 障 害 者 手 帳 の 所 持 に か か わ ら ず、 現 に 身 体 障 害、 知 的 障 害、
せいしんしやうがい たしんしん きのう しょうがい い か しょうがい そうしやう もの
精 神 障 害 そ の 他 心 身 の 機 能 の 障 害 (以 下 「 障 害 」 と 総 称 す る。) が あ る 者 で あ っ て、
しょうがいおよ しゃかいてきしやうへき けいぞくてき にちじやうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん
障 害 及 び 社 会 的 障 壁 に よ り 継 続 的 に 日 常 生 活 又 は 社 会 生 活 に 相 当 な 制 限
を 受 け る 状 態 に あ る 者、 お よ び そ の 可 能 性 が あ る 者 と そ の 家 族 を 対 象 と す る。

そうだんしえん ふくしせいど りやう さい そうだん しょうがい しつぺい りゆう
○ 相 談 支 援 は、 福 祉 制 度 を 利 用 す る 際 の 相 談 の み で なく、 障 害、 疾 病 な どの 理 由 が あ
って 生 活 の し づ ら さ、 困 難 を 抱 え て い る 人 び と に、 福 祉 ・ 医 療 サ ー ビ ス 利 用 の 如 何 に
せいかつ こんなん かか ひと ふくし いりやうきーびすりやう いかん
関 わ ら ず 幅 広 く 対 応 す る も の と す る。 ま た 当 事 者 の 抱 え る 問 題 全 体 に 対 応 す る
かか はばひろ たいおう とうじしや かか もんだいぜんたい たいおう
包 括 的 支 援 の 継 続 的 な コ ー デ ィ ネ ー ト を 行 う。 障 害 の あ る 人 の ニ ー ズ を 明 確 に す る
ほうかつてきしえん けいぞくてき こーでいねーと おこな しょうがい ひと にーず めいかく
と と も に、 そ の 個 別 の ニ ー ズ か ら、 新 た な 地 域 で の 支 援 体 制 を 築 く た め の 地 域 へ の 働 き
こべつ にーず あら ちいき しえんたいせい きず ちいき はたら
か け も 同 時 に 行 う も の と す る。

そうだん いっぱんそうだん とくていそうだん もう いっぱんそうだん しょうがい かん
○ 相 談 に は 「 一 般 相 談 」 と 「 特 定 相 談 」 を 設 け る。 「 一 般 相 談 」 と は、 障 害 に 関
する あ ら ゆ る 相 談 に 対 応 す る も の で あ り 「 特 定 相 談 」 は、 本 人 の ニ ー ズ に 応 じ た 福 祉
そうだん たいおう とくていそうだん ほんにん にーず おう ふくし
に ー ず むす そうだん たいおう
ニ ー ズ に 結 び つ け る た め の 相 談 に 対 応 す る も の と す る。

とうじしや ちゆうしん こじんしえんかいぎ かいさい とう いちれん ほんにんちゆうしん
い ず れ も 当 事 者 を 中 心 と し て 個 人 支 援 会 議 を 開 催 す る 等、 一 連 の 本 人 中 心 の
そうだんしえん てんかい じつし
相 談 支 援 の 展 開 と し て 実 施 さ れ る も の と す る。

りゆう
《 理 由 》

ページ せつめい けつろん ぶぶん い ひつよう
・ 10 ページ の 説 明 に あ る と お り だ が、 【 結 論 】 の 部 分 に も 入 れ て お く 必 要 が あ る の で
は ない か。 そうだんしえん てんかい の そうだん もう の
相 談 支 援 の 展 開 を ま ず 述 べ た う え で、 2 つ の 相 談 を 設 け る こ と を 述 べ、
いっばんそうだん とくていそうだん れんどうせい ほんにんちゆうしんせい かくほ ひつよう
一 般 相 談 と 特 定 相 談 の 連 動 性、 本 人 中 心 性 を き っ ち り 確 保 し て お く こ と が 必 要
で は ない か。

なかはらいいん
【中原委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

そうだんしえん
1-4 相談支援

ひょうだい そうだんしえん
【表題】相談支援について

けつろん
【結論】

ページと11ページ)

ないよう
《内容》

いっばんそうだん とくていそうだん かんが かつ そうごうそうだんしえんせんた ちいきそうだんしえん
「一般相談」と「特定相談」の考え方と、「総合相談支援センター」「地域相談支援
せんた とくていせんもんそうだんしえんせんた とう かんけいせい めいかく ほ
センター」「特定専門相談支援センター」等の関係性を明確にして欲しい。

りゆう
《理由》

そうだんきのう そうだん おこな かくしゆそうだんせんた かんけい
相談機能と、その相談を行う各種相談センターの関係があいまいである。

ちいきそうだんしえんせんた そうごうそうだんしえんせんた きぼ やくわり ページ
「地域相談支援センターと総合相談支援センターの規模と役割（11～12ページ）」の
きさい みなお ちいきそうだんしえんせんた とくていそうだん じっしでき あらた
記載を見直し、地域相談支援センターにおいても「特定相談」が実施出来るよう改め
るべき。

いっばんそうだん とくていそうだん もう いっばんそうだん ちいきそうだんしえんせんた
「一般相談」と「特定相談」を設けているが、「一般相談」は地域相談支援センタ
ー（じんこう まんにん かしよ おこな とくていそうだん そうごうしえんせんた じんこう
人口3～5万人に1ヶ所）が行い、「特定相談」は総合支援センター（じんこう
まんにん かしよ おこな
～30万人に1ヶ所）が行うことになっている。

ならさきいん
【奈良崎委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

そうだんしえん
I-4 相談支援

るび ページ
ルビ15ページ

ないよう
《内容》

ついか
（追加）

ちてきしょうがい ひと じょうほう し むづか かなか ひとむ そうだんしえんじぎょうしゃ
知的障害のある人など情報を知ることの難しさを抱える人向けに、相談支援事業者
の所在地や相談方法（だれ しょうざい しょうほうほう だれ そうだん
誰に、どのようなことを、どのように相談できるか）などにつ
いて、情報提供を十分に行う。

りゆう
《理由》

そうだんしえん せいど じっこうせい そうだんしえん ひと
相談支援の制度がより実効性をもつためには、相談支援につながりにくい人をいかに
く と じゅうよう ふな かんきょう ながて ちてきしょうがい ひと じっさい
汲み取っていくかが重要。不慣れな環境が苦手な知的障害のある人のためにも、実際
の相談へのハードルを低くする努力が必要。

のはらいいん
【野原委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

1-4 相談事業

ひょうだい そうだんしえん
【表題】相談支援について

ページ
*9ページ

ページした ぎょうめ
*9ページ下から4行目

ないよう
《内容》

いっばんそうだん とくていそうだん わ かた よ
一般相談と特定相談は分けられない方が良い

なんびょう なんちせいまんせいしっかん ふく こうじのうしょうがい はったつしょうがい てちょう しよじ
「難病（難治性慢性疾患を含む）、高次脳障害、発達障害などの手帳を所持し
ていない谷間の障害について十分に対応できていない。」の「アンダーライン部分」を
そうにゆう
挿入する。

りゆう
《理由》

まどぐち まわ くろう なんびょうなんちせいしっかんかんじゃ わんす とつぶけいたい
窓口でのたらい回しで苦勞してきた難病難治性疾患患者は、ワンストップ形態を
のぞ じたい せいど ふくざつたよう かんけい まどぐち ひと おく ふか たそうてき はば
望むが事態も制度も複雑多様である関係で、窓口は一つで奥が深く（多層的）幅も
ひろ しょうがい たいおう きのう ひつよう
広い（すべての障害への対応）できる機能が必要である

しょうがいしゃせいどかいかく たにま ぶぶん い あらわ ひょうげん か なんびょう
障害者制度改革の「谷間」の部分を使い表す表現として書かれているが、「難病
なんちせいまんせいしっかん なんびょう とくていしっかん せま がいねん たいおう おお
（難治性慢性疾患）」とすると、難病＝特定疾患という狭い概念が対応し、多く
たにま おき とくていしっかん してい なんちせいまんせいしっかん じよはず
の谷間に置かれている特定疾患に指定されていない難治性慢性疾患が除外される
ことが懸念される。

ひがしかわいいん
【東川委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

1-4 相談支援 素案

ページ 相談支援

29行～33行目 など

ないよう
《内容》

とくていそうだん いこう ぎょう さくじよ
なお特定相談は以降の3行を削除

そうだん しょうがい かん そうだん たいおう ほんにん にーず おう ふくし
○相談では、障害に関するあらゆる相談に対応する。本人のニーズに応じた福祉
にーず むす そうだん たいおう
ニーズに結びつけるための相談に対応する。

りゆう
《理由》

いっばんそうだん とくていそうだん くべつ ぎねん そうだんじぎょう できだかばら せい
一般相談と特定相談と区別することへの疑念あり。相談事業の出来高払い制には

ぎねん
疑念がある。ただし。

せんもんせい たんぽ しえん さーびす むす つ そうだん おう かのう じんざい
専門性の担保、支援サービスに結び付けた相談に応じることが可能かどうか人材
いくせい ひつよう
育成が必要。

ふくいいいん
【福井委員】

がითかうかしよ
《該当箇所》

そうだんしえん
相談支援について

ページ
9ページ

ぎよう ぎよう
8行～10行

ページ
10ページ

ぎよう ぎよう
16行～29行

ないよう
《内容》

いっばんそうだん とくていそうだん わ ひつよう
「一般相談」と「特定相談」に分ける必要はないので、この箇所は先叙する。

りゆう
《理由》

ふた わ りゆう こんきよ ふめいかく
二つに分ける理由・根拠が不明確なため。

ますだいいん
【増田委員】

がითかうかしよ
《該当箇所》

ページ
9ページ

ひようだい そうだんしえん
表題 相談支援について

けつろん ぎようめいこう さくじよ
結論 6行目移行 削除

ないよう
《内容》

いっばんそうだん とくていそうだん そうだん もう さくじよ
一般相談と特定相談の2つの相談を設けることを削除する。

りゆう
《理由》

わんす とつぷ そうだん しちようそんかくさ ぜんこく かくしちようそん じつげん
ワンストップ相談が市町村格差をなくし、全国の各市町村でもれなく実現するこ

とが重要である。そのためには障害のある人や家族の多岐にわたる相談内容に対応

じんてきはいち ふく たしよくしゆ はいち かのう そうだんしえんじぎよう かくじゆう
できる人的配置も含め、多職種の配置が可能となる相談支援事業を拡充していくこ

ゆうせんかだい
とが優先課題である。

ますだいいん
【増田委員】

がいとうかしよ
《 該 当 箇 所 》

ページ せつめい ぎょうめうつりぎょうさくじよ
10ページ 説明 27行目 移行 削除

ないよう
《 内 容 》

とくていそうだん かんが かた はいし ていあん とくていそうだん かんが かた
特定相談という考え方を廃止することを提案している。特定相談という考え方を
ひてい あ じっせき あ できだかばら かんが かた さくじよ
否定しており、合わせて実績に合わせた出来高払いの考え方も削除する。

りゆう
《 理 由 》

そうだんしえんじぎょう できだかばら どうにゆう たいへんきけん しょうがいしゃしえん げんば
相談支援事業に出来高払いを導入するのは大変危険である。障害者支援の現場では
さーびすりようけいかく た ひと しえん こんなん ていねい しえん ひつよう
サービス利用計画を立てられない人への支援こそが困難であり、丁寧な支援が必要で
ある。支援に結びついていない人、既存の支援では生活がささえられない人への支援が
じつげん そうだんしえんたいせい こうちく じゅうよう
実現できるような相談支援体制の構築ことが重要である。

やまもといいん
【山本委員】

がいとうかしよ
《 該 当 箇 所 》

そうだんしえんじぎょう
1-4 相談支援事業

ページ
9ページ

ないよう
《 内 容 》

そうだんしえん けんりようごあどぼかし ひつよう どうじ しんせいぼうがい ふせ
相談支援ではなく、権利擁護アドボカシーが必要であり、同時に、申請妨害を防ぐた
めの申請書リーフレットの配布が必要である

そうだんしえんじぎょう はいし
相談支援事業は廃止されるべきである

りゆう
《 理 由 》

そーしゃるわーく せんもんか と かこ ほんにん いしゆく
ソーシャルワークの専門家に取囲まれては本人は萎縮するだけであり、あくまで
ほんにん いしけっていけんりしゅちよう おうえんだん あどぼかし ひつよう
本人の意思決定権利主張の応援団であるアドボカシーこそ必要である。

しきゅうけってい ぷるせす い みぎわさくせん かくち おうこう
支給決定のプロセスそのものに入れない水際作戦が各地で横行しているので、それを
ふせ どうじ そうごうふくしほう しゅうちてってい
防ぎ同時に、総合福祉法の周知徹底のため

I-4 相談支援

【表題】相談支援機関の設置と果たすべき機能について

【荒井委員】

《該当箇所》

I-4 相談支援

【表題】相談支援機関の設置と果たすべき機能について

・11ページ・12ページの相談支援事業所の部分

《内容》

(意見)

相談支援事業所の指定について、都道府県・政令市が指定することを基本とすることは法的安定性を欠く。

《理由》

・H22.12改正により、サービス利用計画を作成する相談支援事業者の指定権限は市町村長にあるとされたばかりであり、これをまた知事に戻すということは、現場の混乱が大きい。

【石橋委員】

《該当箇所》

【表題】相談支援機関の設置と果たすべき機能について

【結論】

11ページ

8行目

13行目

《内容》

追加

障害当事者（その家族を含む）

追加

必要がある。

《理由》

同居で生活している。

だつじ
脱字

いしばしいん
【石橋委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

せつめい
【説明】

ぺーじ
11ページ

ないよう
《内容》

ぐたいてき 具体的について①～⑦の せうてい 想定は、 いっぱんそうだん 一般相談の しゆし 主旨と ちが 違っているのでは。 いちぶ とくてい 一部、特定
そうだん ふうく 相談が含まれている。

りゆう
《理由》

いけん
意見です

おおくほいいん
【大久保委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

そうだんしえん
I-4 相談支援

ひょうだい しょうだんしえん
【表題】 相談支援について

ひょうだい しょうだんしえんきかん せつち は きのう
【表題】 相談支援機関の設置と果たすべき機能について

ひょうだい ほんにん およ かぞく えんぱわめんと しすてむ
【表題】 本人（及び家族）をエンパワメントするシステムについて

ないよう
《内容》

ついか しゅうせい
(追加・修正)

ひょうだい しょうだんしえん せいり いっぱんそうだん とくていそうだん
【表題】「相談支援について」において整理されている「一般相談」と「特定相談」
かなが かた ひょうだい しょうだんしえんきかん せつち は きのう ひょうだい
の考え方と、【表題】「相談支援機関の設置と果たすべき機能について」、および【表題】
ほんにん およ かぞく えんぱわめんと しすてむ かか
「本人（及び家族）をエンパワメントするシステムについて」において掲げられている
ちいきしょうだんしえんせんた そうごうしょうだんしえんせんた とくていせんもんしょうだんしえんせんた
「地域相談支援センター」、「総合相談支援センター」、「特定専門相談支援センター」、
えんぱわめんとしえんじぎょうしょ かんけいせい めいかく
「エンパワメント支援事業所」の関係性を明確にする。

りゆう
《理由》

ひょうだい しょうだんしえん せいり いっぱんそうだん とくていそうだん
【表題】「相談支援について」において整理されている「一般相談」と「特定相談」
かなが かた しちょうそんいき ていどきのう おも けんいき とどうふけんいき
の考え方は、市町村域においてはある程度機能すると思われるが、圏域や都道府県域
きのう おも とくていしょうだん きたい
では機能しないと思われる（とりわけ特定相談は期待できない）。

また、「一般相談」のあり方は事業補助を提言しているが、「地域相談支援センター」
しょうごうしょうだんしえんせんた とどうふけん しちょうそん きょうぎ いてい じょうけん
と「総合相談支援センター」においては「都道府県が市町村と協議して一定の条件

を満たした事業者に事業を委託して設置となっており、矛盾がある（なお、事業補助と事業委託には大きな差異があることにも留意）。

さらに、【表題】相談支援機関の設置と果たすべき機能については「市町村、サービス事業所からの独立性を担保するために、都道府県・政令市が指定することを基本」としているが、ここでいう指定がどの事業を指すのか不明確である（なお、政令市も市町村なので、文章にも矛盾あり）。

【大濱委員】

《該当箇所》

p 11

【結論】の冒頭に挿入

《内容》

全国レベルの相談支援センターを設置し、傷病別の専門性の高い医療機関に関する情報提供や、24時間介護を必要とする重度障害者の支援など、専門性の高い相談支援を提供する。

《理由》

頸髄損傷や希少難病など、医療支援と地域生活支援の密接な連携を要する傷病については、全国レベルでの相談支援センターの整備が不可欠である。また、24時間介護を必要とする重度障害者に対して有効に支援できる団体も全国的に数が少ない。

《該当箇所》

p 11

下から11行目

地域相談支援センターの規模と役割

《内容》

また、地域相談支援センターも特定相談支援としてサービス利用計画と本人中心計画を策定できる。

《理由》

書き忘れと思われるが、作業チーム報告書にも明記されており、重要である。

がいとうかしよ
《 該 当 箇 所 》

p 1 2

した ぎようめ
下から4行目

ないよう
《 内 容 》

とくていそうだんしえん していけんしゃ とどうふけん せいれいし はいじよ
特 定 相 談 支 援 の 指 定 権 者 は 都 道 府 県 の み と し 、 政 令 市 は 排 除 す べ き 。

りゆう
《 理 由 》

しきゆうけつてい おこな せいれいし とくていそうだんじぎょうしょ していけんしゃ どくりつせい たんたもつ
支 給 決 定 を 行 う 政 令 市 が 特 定 相 談 事 業 所 の 指 定 権 者 で は 、 独 立 性 が 担 保 で き
な い た め 。

おだじまいいん
【 小 田 島 委 員 】

がいとうかしよ
《 該 当 箇 所 》

そうだんしえん
I — 4 相 談 支 援

ひょうだい そうだんしえんきかん せっち
【 表 題 】 相 談 支 援 期 間 の 設 置 と ・ ・ ・

べいじ
1 1 頁

ないよう
《 内 容 》

そうだん かた
相 談 す る と ころ は い っ ぱ い あ っ た 方 が い い で す 。

かわさき よう いいん
【 川 崎 (洋) 委 員 】

がいとうかしよ
《 該 当 箇 所 》

そうだんしえん
相 談 支 援

ひょうだい そうだんしえんきかん せっち は きのう
【 表 題 】 相 談 支 援 機 関 の 設 置 と 果 た す べ き 機 能 に つ い て

ページ
1 1 ページ

けつろん
【 結 論 】

め
3 つ 目 の ○

ないよう
《 内 容 》

みぢか ちいき しょうがいとうじしゃ えんぱわめんと もくてき ぴあさぽーと かぞくじしん
身 近 な 地 域 で の 障 害 当 事 者 の エ ン パ ワ メ ン ト を 目 的 と す る ピ ア サ ポ ー ト や 家 族 自 身 に
よ る 相 談 支 援 の 充 実 を す る 。 (エ ン パ ワ メ ン ト 事 業)

りゆう
《 理 由 》

ちいき かぞくかい そうだん けんすう ふ みぢか おな なや きょうゆう
地 域 で は 家 族 会 に よ る 相 談 の 件 数 が 増 え て い る 。 身 近 な と ころ で 、 同 じ 悩 み を 共 有 し 、
お 互 い を 支 え あ っ て い く こ と が 、 家 族 に 元 氣 を 与 え 、 そ れ が 当 事 者 の 回 復 に 良 い 効 果 を
あ た え て い る 。

なかはらいいん
【中原委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

そうだんしえん
1-4 相談支援

ひょうだい そうだんしえんきかん せっち は きのう
【表題】相談支援機関の設置と果たすべき機能について

けつろん
【結論】

ページ
(11ページ)

ないよう
《内容》

じんこう きぼ いったい けんいき きほん ちいき そうだんしえん せんたー
○人口規模による一定の圏域ごとに……基本とし、地域相談支援センターには
えんぱわめんとしえんじぎょうしょ ふく たそうてきふくごうてき そうだんしえんたいせい せいび
エンパワメント支援事業所を含む多層的複合的な相談支援体制を整備する。

けつろん ぎょうめ かせんぶぶん ついか
【結論】の1行目に下線部分を追加

りゆう
《理由》

ちいき そうだんしえん せんた そうごう そうだんしえん せんた とくていせんもん そうだんしえん せんた きほん
地域相談支援センター、総合相談支援センター、特定専門相談支援センターを基本
とし、エンパワメント支援事業所を含む多層的な相談支援体制を整備するとしている
が、障害者にとっては複雑でわかりにくい。

がいとうかしよ
《該当箇所》

そうだんしえん
1-4 相談支援

ひょうだい そうだんしえんきかん せっち は きのう
【表題】相談支援機関の設置と果たすべき機能について

せつめい
【説明】

ページ ぎょうめ
(12ページ 4行目)

ないよう
《内容》

そうだんしえんじぎょうしょ しょぞく そうだんしえんせんもんいん とくてい そうだん きぼう
これらの相談支援事業所に所属する相談支援専門員は、「特定相談」として、希望
ひと たいしょう ほんにんちゅうしんしえんけいかく さーびすりようけいかく さくてい
する人を対象に本人中心支援計画・サービス利用計画を策定できる。

せつめい ぎょうめ かせんぶぶん ついか
【説明】の4行目に下線部分を追加

りゆう
《理由》

しょうがいしゃ みぢか ちいき どういちじぎょうしゃ そうだん さーびすりようけいかく さくせい
障害者の身近な地域で、同一事業者が相談からサービス利用計画の作成までを
わんすとおつぷ おこな しく
ワンストップで行える仕組みにすべき。

なかはらいいん
【中原委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

そうだんしえん
1-4 相談支援

ひょうだい そうだんしえんきかん せっち は きのう
【表題】相談支援機関の設置と果たすべき機能について

せつめい
【説明】

とくていせんもんそうだんしえんせんたー きぼ やくわり
・特定専門相談支援センターの規模と役割

ぺーじ
(12ページ)

ないよう
《内容》

とくていせんもんそうだんしえんせんたー きぼ やくわり
・特定専門相談支援センターの規模と役割

とどうふけん たんい せっち しょうがいとくせい おう せんもんそうだん にな
都道府県を単位として設置され、障害特性に応じた専門相談を担う。

ぐたいてき しんたい ちてきしょうがいしゃそうごうそうだんせんたー ちてきしょうがいしゃそうごうふくしせんた
具体的には、身体・知的障害者総合相談センター、知的障害者総合福祉センタ

一、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター、視覚障害者支援センター、聴覚

しょうがいしゃしえんせんたー なんびょうそうだんしえんせんた
障害者支援センター、難病相談支援センター、……

かせんぶぶん ついか
(下線部分を追加)

りゆう
《理由》

しょうがいとくせい おう せんもんそうだん おこな しょうがいしゅべつまい せんた
障害特性に応じた専門相談を行うとしているが、それぞれの障害種別毎にセンタ

ーが設置させるなか、障害特性の違う身体と知的障害を同じ相談センターで担う

ことは考えられない。

にしたきいん
【西滝委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

1-4 そうだんしえん
相談支援

ひょうだい そうだんしえんきかん せっち は きのう
【表題】相談支援機関の設置と果たすべき機能について

ひょうだい ほんにん およ かぞく えんぱわめんと しすてむ
【表題】本人（及び家族）をエンパワメントするシステムについて

ないよう
《内容》

けつろん
【結論】

そうごうそうだんしえんせんたー しょくいん はいちきじゆん しゅわつうやくしゆうしかくしゃ もの
総合相談支援センターの職員の配置基準に手話通訳士有資格者やろうあ者

そうだんいんとう い ついき
相談員等を入れること追記。

りゆう
《理由》

さき ちょうかくしょうがいしゃとうこみゆにけーしょんしえん ひつよう しょうがいしゃ とくせい
左記のような、聴覚障害者等コミュニケーション支援を必要とする障害者の特性

とう りかい しょくいん はいち こみゆけーしょんしえん たいおう
等を理解する職員を配置することにより、コミュニケーション支援も100%対応できる

せんたー
センターにすること。

ますだいいん
【増田委員】

がいてうかしよ
《 該 当 箇 所 》

ぺーじ
11ページ

ひょうだい そうだんしえんきかん せっち は きのう
【表題】 相談支援機関の設置と果たすべき機能について

けつろん きょうめいこう
結論 1行目以降

ないよう
《 内 容 》

ちいきそうだんしえんせんた そうごうそうだんしえんせんたー とくていせんもんそうだんしえんせんたー はいち
地域相談支援センター、総合相談支援センター、特定専門相談支援センターの配置
を基本という部分を修正する。エンパワメント支援事業は、地域相談支援センターに
とうごう
統合する。

りゆう
《 理 由 》

ちいきそうだんしえんせんた わんすとっぶ たき そうだんしえん おこな
→地域相談支援センターがワンストップで多岐にわたる相談支援を行う。そのために
たしよくしゆ じんいんはいち かのう なか かなら しょうがいてうじしや かぞく たいけん
多職種による人員配置を可能にする。その中には必ず障害当事者や家族など、体験
を生かして支援できるいわゆるピアスタッフを加えることを原則とする。

なお、しちょうそん ふくすう そうだんしえんじぎょうしよ もう ばあい かくそうだんしえん
市町村に複数相談支援事業所が設けられる場合には、各相談支援
じぎょうしよ しえん すいじゆん たんほ しえんないよう たか きよてん
事業所の支援の水準を担保し、支援内容を高めていくための拠点となるような
そうだんしえんじぎょうしよ いちづ
相談支援事業所を位置付けておく。

とどうふけんたんい とくていせんもんそうだんしえんせんた きそん せんもんてき きかん
都道府県単位の特定専門相談支援センターについては、既存の専門的な機関との
れんけい そうだんしえん じゅうじつ はか
連携で相談支援の充実を図ることとする。

みうらいいん
【三浦委員】

がいてうかしよ
《 該 当 箇 所 》

そうだんしえん
I-4 相談支援

ひょうだい そうだんしえんきかん せっち は きのう
【表題】 相談支援機関の設置と果たすべき機能について

ぺーじ
11ページ

ないよう
《 内 容 》

じんそく にーず こた しんぷる ねっとわーく そうだんしえんたいせい
迅速にニーズに応えるため、シンプルかつネットワークする相談支援体制をめざし、
ちいきそうだんしえんせんた じんざい きのう きょうか せんもんてき そうだん
「地域相談支援センター」の人材と機能を強化していく。そして、専門的な相談に
たいおう せんもんそうだんしえんせんた れんけい
対応する「専門相談支援センター」との連携をはかる。

りゆう
《 理 由 》

りようしや りよう そうだんまどぐち ちいきそうだんしえんせんたー れんけい
利用者にとって利用しやすい相談窓口である、地域相談支援センターが連携していく
ねっとわーくがた そうだんしえんたいせい かた じんそく にーず たいおう ゆうこう きのう
「ネットワーク型」の相談支援体制の方が、迅速にニーズに対応でき、有効に機能

できるのではないか。

ちいきそうだんしえんせんた じんざい あつ はいち わんすとっぷさーびすにーず に こと
地域相談支援センターにこそ、人材を厚く配置し、ワンストップサービスニーズに

きゆう つよしか かた じんそく ゆうこう ちいきしえん おこな
られるよう機能を強化していく方が、迅速かつ有効に地域支援を行えるのではないか。

えんばわめんとしえんじぎょうまた えんばわめんとしえんじぎょうしょ れんけい いったいてき
エンパワメント支援事業又はエンパワメント支援事業所との連携あるいは一体的

うんえい ちいきそうだんしえんせんた かく おこな かのう
運営も、地域相談支援センターを核に行うことは可能である。

せいど じっこうたいせい ふくざつ ため こうぞう にそう ちいきそうだんしえん
制度の実行体制を複雑にしない為にも、せめて構造は二層までとし、「地域相談支援

せんた せんもんそうだんしえんせんた れんけい しんぶる
センター」と「専門相談支援センター」が連携していくシンプルなものとする。

I-4 相談支援

【表題】本人（及び家族）をエンパワメントするシステムについて

【朝比奈委員】

《該当箇所》

I-4 相談支援

13ページ 本人（及び家族）をエンパワメントするシステムについて
及び

I-6 支援体系

24ページ 2. 日中活動支援について

《内容》

ディアクティビティセンターの主なサービスのなかに、交流の場の提供やグループ活動の支援を位置づけてほしい。

《理由》

相談支援のなかで提案されたエンパワメント支援事業は、地域によっては、日中活動支援のなかで育まれていくものと考えられる。また、個別支援とは異なるグループ支援の重要性をディアクティビティセンターに位置づけておくことも重要である。ディアクティビティセンターを拠点に力をつけた当事者グループがエンパワメント支援事業を主体的に担っていくような一つのプロセスをあらかじめ想定した制度設計が必要である。

【大久保委員】

《該当箇所》

I-4 相談支援

【表題】相談支援について

【表題】相談支援機関の設置と果たすべき機能について

【表題】本人（及び家族）をエンパワメントするシステムについて

《内容》

（追加・修正）

【表題】「相談支援について」において整理されている「一般相談」と「特定相談」の考え方と、【表題】「相談支援機関の設置と果たすべき機能について」、および【表題】

「本人（及び家族）をエンパワメントするシステムについて」において掲げられている「地域相談支援センター」、「総合相談支援センター」、「特定専門相談支援センター」、「エンパワメント支援事業所」の関係性を明確にする。

《理由》

【表題】「相談支援について」において整理されている「一般相談」と「特定相談」の考え方は、市町村域においてはある程度機能すると思われるが、圏域や都道府県域では機能しないと思われる（とりわけ特定相談は期待できない）。

また、「一般相談」のあり方は事業補助を提言しているが、「地域相談支援センター」と「総合相談支援センター」においては「都道府県が市町村と協議して一定の条件を満たした事業者に事業を委託して設置」となっており、矛盾がある（なお、事業補助と事業委託には大きな差異があることにも留意）。

さらに、【表題】相談支援機関の設置と果たすべき機能についての中では「市町村、サービス事業所からの独立性を担保するために、都道府県・政令市が指定することを基本」としているが、ここでいう指定がどの事業を指すのか不明確である（なお、政令市も市町村なので、文章にも矛盾あり）。

《該当箇所》

I-4 相談支援

【表題】本人（及び家族）をエンパワメントするシステムについて

【結論】

ルビ22ページ

《内容》

【結論】の最後に下記の項目を加える。

（追加）

○本人（及び家族）をエンパワメントするシステムの整備については、当事者リーダーや、真に障害者をエンパワメントできる当事者組織の養成を図りつつ、段階的に実施する。

《理由》

【説明】の中でも、「当事者リーダー」の有無による地域間格差が指摘され、「当事者リーダー養成や、真に障害者をエンパワメントできる当事者組織とその活動を公的にサポートする仕組みを創出していくべき」と結論づけられており、これらの課題が解

決けつされないままエンパワメントのシステムだけを導どうにゆう入することは地域格差を助長し、ひいては障しょうがい害のある人へ著しうしい不利益となる。

そのため、まず必要ひつようなことは当事者リーダーや、真まことに障しょうがい害者をエンパワメントできる当事者組織とうじしゃそしきの養成ようせいを図ることであり、これらの進しん捗ちよくを踏ふまえて段階だんかいてき的に実施じっしすべきである。

【西にし滝たき委員いん】

《該がい当とう箇か所しよ》

1-4 相そう談だん支し援えん

【表ひょう題だい】相そう談だん支し援えん機き関くわんの設せ置ちと果はたすべき機き能のうについて

【表ひょう題だい】本ほん人にん（及および家か族ぞく）をエンパワメントするシステムについて

《内ない容よう》

【結けつ論ろん】

総そう合ごう相そう談だん支し援えんセせんタたーの職しょく員いんの配はい置ち基き準じゆんに手しゆ話わ通つう訳やく士し有しゆう資しかく格しゃ者ものやろうあ者
相そう談だん員いん等とうをいいれること追つい記き。

《理り由ゆう》

左さ記きのような、聴ちゆう覚かく障しょう害がい者しや等とうコこミみュゆニにケけーしョょんシしエえんンひつフよう支し援えんを必しやう要がとする障しょう害がい者しやの特とく性せい
等とうを理り解かいする職しょく員いんを配はい置ちすることにより、コこミみュゆニにケけーしョょんシしエえんンたいオおウう
セせんタたーにすること。

【山やま本もと委員いん】

《該がい当とう箇か所しよ》

13 ペぺーじジじ

本ほん人にん（及および家か族ぞく）をエンパワメントするシステム

《内ない容よう》

相そう談だん支し援えん事じ業ぎやうの中なかに位いち置ちづけられるべきではなく、権けん利り擁よう護ごアあドどボぼカかしシしーたいセせいイいち
づけられるべき

このアあドどボぼカかしシしーそシしキきホほうムもんカかツつドどうシしエえんシしんセせいイいドどうコこうシしんセせいイえんジじョよ
ベべキ

また施し設せつ精せい神しん病びやう院いん。刑けい事じ施し設せつへのアあウうトとリりーちカかツつドどうにな
施し設せつ、精せい神しん病びやう院いん、刑けい事じ施し設せつへの立たち入いり権けん限げん面めん会かい権けん限げんを法ほう的てきに保ほ障しょうするべきであり、

どうとう ぎょうせい さーびす ていきょうきかん どくりつ たんほ ざいせい ほうてき
同等に行政やサービス提供機関からの独立を担保するための財政および法的
こんきょ ひつよう
根拠が必要

りゆう
《理由》

えんぱわーめんとかつどう とお もと ばあい あどほけいと かつどう
エンパワーメント活動を通してまた求められる場合はアドボケイトとして活動するこ

とで、ニーズに^にあ^ずお^うし^きゆう^うしん^{せい}ほん^{にん}
に、ニーズに応じた支給申請を本人がすることができるようになる

そのためにこの機関の独立性が必要であり、法的根拠が必要
きかん どくりつせい ひつよう ほうてきこんきょ ひつよう

こうしたアウトリーチは地域移行にとっても重要
あうとりーち ちいきいこう じゅうよう

I-4 相談支援

【表題】相談支援専門員の理念と役割

【石橋委員】

《該当箇所》

【表題】相談支援専門員の理念と役割

【説明】

(3) 相談支援専門員の業務

15ページ 17行目

《内容》

修正

本人と必要に応じてサービスを提供する者が参加するケア会議を開催し

《理由》

「本人」が重なっている

【大久保委員】

《該当箇所》

I-4 相談支援

【表題】相談支援専門員の理念と役割

【結論】第二項・1～2行目

ルビ25ページ

《内容》

【結論】の第二項の1～2行目を下記のとおり修正する。

(修正)

本人中心支援計画を策定する。

↓

本人中心支援計画およびサービス利用計画の策定にかかる支援を行う。

《理由》

177回常会にて審議中の障害者基本法改正案においては、障害者やその家族からの相談に応ずる責任を国・地方公共団体に位置づけており、生活の基盤を支える福祉サービスの支給においても、その相談支援および意志決定支援が明確に位置づけ

られるべきと考えるため。

おかべいいん
【岡部委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

そうだんしえん ページ
相談支援 14ページ

そうだんしえんせんもんいん りねん やくわり
「相談支援専門員の理念と役割」

けつろん まつび
【結論】末尾

ないよう
《内容》

ぶんしょうまつび いか こうもく かせん ついか
文章末尾に以下の項目（下線）を追加

げんこう こべつしえんけいかく さーび すりようけいかく ほんにんちゅうしんけいかく もち
○現行の「個別支援計画」「サービス利用計画」を本人中心計画に用いてはならな

い。

りゆう
《理由》

ごかい さ げんこう しょうがいしゃじりつしえんほうした いどう めいかく ひつよう
誤解を避けるため、現行の障害者自立支援法下のしくみとの異同を明確にする必要
がある。（「支援ガイドライン」【結論】の最後の項目と同様の趣旨）

にしたきいいん
【西滝委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

そうだんしえん
I-4 相談支援

ひょうだい そうだんしえんせんもんいん りねん やくわり
【表題】相談支援専門員の理念と役割

ないよう
《内容》

けつろん ひと め ついか ほんにん いしそつう めいき
【結論】（一つ目の○）追加：「本人と意思疎通できる」ことの明記

りゆう
《理由》

そうだんしえんせんもんいん ちょうかくしょうがいしゃ ちてきしょうがいしゃとう こみゆにけーしょんしえん ひつよう
相談支援専門員は聴覚障害者や知的障害者等、コミュニケーション支援を必要
とする障害者のニーズを把握し、本人の意思を理解することが必要。

しょうがい ちしき こみゆにけーしょんぎのう み つ せんもんせい そうだん
それぞれの障害の知識、コミュニケーション技能を身に付けた専門性のある相談
支援員の配置等の体制づくりが必要である。

I-4 そうだんしえん
相談支援

ひょうだい そうだんしえんせんもんいん けんしゅう
【表題】相談支援専門員の研修

おおはまいいん
【大濱委員】

がいとつかしよ
《該当箇所》

p 16

そーしゃるわーくせんもんしよく そうだんしえんせんもんいん きそしかく
ソーシャルワーク専門職を相談支援専門員の基礎資格とする

ないよう
《内容》

ただし、しょうがいしゃ 障害者がそうだんしえんせんもんいん 相談支援専門員になる場合は、このかぎ 限りではないこと。

りゆう
《理由》

じゅうどしょうがいしゃ ちいきいこう そうだんしえん もつと じっせき しょうがいしゃだんたい
重度障害者の地域移行などの相談支援で最も実績があるのは障害者団体である。
相談支援せんもんいん 専門員の基礎資格としてそーしゃるわーくせんもんしよく ソーシャルワーク専門職にげんてい 限定するとしょうがいしゃ 障害者
だんたい 団体の障害者はじじつじょう 事実上相談支援専門員になれなくなってしまう。

I-5 権利擁護

【表題】サービスに関する苦情解決のためのサポート

【石橋委員】

《該当箇所》

I-5 権利擁護 素案

【表題】サービスに関する苦情解決のためのサポート

【結論】

17ページ1行目～6行目は、9ページの「相談支援」に書き振りを調整して移す。

《理由》

内容は、苦情解決以前のことで、相談支援の項が妥当。

【氏田委員】

《該当箇所》

I-5 権利擁護

【表題】サービスに関する苦情解決

17ページ

【結論】2つ目の○

《内容》

修正

○苦情の解決に当たっては、苦情相談はもちろんのこと、苦情解決プロセスに本人が参加していくために、本人に寄り添い支援をするが必要である。

○単なる苦情という枠組みでとらえるのではなく、苦情の背景にある課題をアセスメントしていく支援が必要である。

《理由》

本人から苦情の内容を聴き取り、本人が表現できない部分を代弁し、サービス提供側の話をも本人に分かるように解説するなど、問題が解決するまでの寄り添い支援を行い、解決しているかを確かめるとともに、モニタリングも必要である。

また、苦情解決支援者（機関）を、地域の相談支援事業所や地域包括支援センター、行政など支援のネットワークの中に位置づけ、地域を拠点とし、機動力のあるものとする。

やまもといいん
【山本委員】

がいとうかしよ
《 該 当 箇 所 》

ぺーじ
17 ページ

けんりようご
権利擁護

ないよう
《 内 容 》

けんりようご ほんにん かぞく にな えんぱわーめんとそしき にな
この権利擁護は本人および家族により担われたエンパワーメント組織が担うべきである。

どうじ くじょうかいけつ しんせいぼうがい しんせい こんなん しょうがいしゃ えんじよ
同時に苦情解決のみならず、申請妨害や申請そのものが困難な障害者への援助

あどぼかし きかん いち
としてのアドボカシー機関として位置づけられるべきである

きかん ひつよう おう ほうりつせんもんかほか こよう
この機関が必要に応じ、法律専門家他を雇用することができるようにするべき

あどぼかし そしき ほうもんかつどう しえんしんせい どうこう しんせい えんじよ
このアドボカシー組織が訪問活動や支援申請に同行するなどして、申請の援助をす

べき

しせつせいしんびょういん けいじしせつ あうとりーちかつどう にな
また施設精神病院。刑事施設へのアウトリーチ活動も担うべきである。

しせつ せいしんびょういん けいじしせつ た い けんげんめんかいけんげん ほうてき ほしょう
施設、精神病院、刑事施設への立ち入り権限面会権限を法的に保障すべきであり、

どうとう ぎょうせい さーびす ていきょうきかん どりつ たんほ ざいせい ほうてき
同等に行政やサービス提供機関からの独立を担保するための財政および法的

こんきよ ひつよう
根拠が必要

りゆう
《 理 由 》

えんぱわーめんとかつどう とお もと ばあい あどぼけいと かつどう
エンパワーメント活動を通してまた求められる場合はアドボケイトとして活動するこ

にーず おう しきゅうしんせい ほんにん
とで、ニーズに応じた支給申請を本人がすることができるようになる

きかん どりつせい ひつよう ほうてきこんきよ ひつよう
そのためにこの機関の独立性が必要であり、法的根拠が必要

I-5 けんりようご
権利擁護

ひょうだい にゅういん にゅうしょしゃ けんりようごせいど
【表題】入院・入所者への権利擁護制度

いしばしいいん
【石橋委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

ひょうだい にゅういん にゅうしょしゃ けんりようごせいど
【表題】入院・入所者への権利擁護制度

けつろん
【結論】

ページ
18ページ

ないよう
《内容》

い か し ょ う が い じ し せ つ き じ ゅ つ さ く じ ょ
なお、以下障害児施設の記述を削除

りゆう
《理由》

びやういん しせつ りんりきかん
病院（施設）に倫理機関がある

かわさき たつ いいん
【河崎（建）委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

にゅういん にゅうしょしゃ けんりようごせいど
入院・入所者への権利擁護制度

ページ
(18ページ)

ないよう
《内容》

しゅうせい
修正

にゅういん にゅうしょしゃ けんりようご はんい めいかくか
入院・入所者への権利擁護の範囲を明確化

すべき。

りゆう
《理由》

にゅういん にゅうしょしゃ けんりようご し す て む そうごうふくしほう きーびす げんてい けんり
入院・入所者の権利擁護システムについては総合福祉法のサービスに限定した権利
ようごし す て む にゅういん にゅうしょしゃ けんりぜんばん ようご せいど
擁護システムなのか、入院・入所者の権利全般を擁護する制度なのか。

にゅういん にゅうしょしゃ けんりようごぜんばん に な せいど そうごうふくしほう はんい いつだつ
入院・入所者の権利擁護全般を担う制度ならば、総合福祉法の範囲を逸脱してい
おも
ると思われる。

なかはらいいん
【中原委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

けんりようご
1-5 権利擁護

ひょうだい にゅういん にゅうしょしゃ けんりようごせいど
【表題】入院・入所者への権利擁護制度

【説明】

(19ページ 3行目)

《内容》

……恐れがある。子どもの権利条約では「子どもは家庭から分離されない権利がある」とされており、その観点からみれば、子どもにとって施設入所は「家庭生活を奪われた」という認識が成り立つ。ゆえに、子どもが家庭から分離される場合には原則として職権による保護とすべきであり、そのうえで自治体等が子どもを護る権利擁護制度とすべきである。障害児入院・入所施設……

(下線部分を追加)

《理由》

「必ずしも障害児にとって最善の利益となっていない恐れがある。」という抽象的な表現ではなく、子どもの権利条約の記述が最も妥当である。

【三浦委員】

《該当箇所》

I-5 権利擁護

【表題】入院・入所者への権利擁護制度

18ページ

《内容》

「入院・入所者」への権利擁護制度ではなく、「障害福祉サービス利用者」への権利擁護制度を創設すべきである。

《理由》

第三者が本人の意向をくみ取る支援の仕組みは、入院・入所者だけでなく、障害福祉サービスを利用する、すべての者にとって必要である。

【山本委員】

《該当箇所》

18ページ

入院・入所者への権利擁護制度

《内容》

この権利擁護は本人および家族により担われたエンパワーメント組織が担うべきである。

どうじ くじょうかいけつ しんせいぼうがい しんせい こんなん しょうがいしゃ えんじょ
同時に苦情解決のみならず、申請妨害や申請そのものが困難な障害者への援助
としてのアドボカシー機関として位置づけられるべきである

きかん ひつよう おう ほうりつせんもんかほか こよう
この機関が必要に応じ、法律専門家他を雇用することができるようにするべき

あどぼかし そしき ほうもんかつどう しんせい えんじょ どうこう
このアドボカシー組織が訪問活動や支援申請に同行するなどして、申請の援助をす
べき

しせつせいしんびょういん けいじしせつ あうとりーちかつどう にな
また施設精神病院。刑事施設へのアウトリーチ活動も担うべきである。

しせつ せいしんびょういん けいじしせつ た い けんげんめんかいけんげん ほうてき ほしょう
施設、精神病院、刑事施設への立ち入り権限面会権限を法的に保障すべきであり、
どうとう ぎょうせい さーびす ていきょうきかん どくりつ たんほ ざいせい ほうてき
同等に行政やサービス提供機関からの独立を担保するための財政および法的
こんきょ ひつよう
根拠が必要

りゆう
《理由》

えんぱわーめんとかつどう とお もと ばあい あどぼけいと かつどう
エンパワーメント活動を通してまた求められる場合はアドボケイトとして活動するこ
とで、ニーズに応じた支給申請を本人がすることができるようになる

きかん どくりつせい ひつよう ほうてきこんきょ ひつよう
そのためにこの機関の独立性が必要であり、法的根拠が必要

I-5 けんりようご
権利擁護

ひょうだい もにたりんぐきかん
【表題】モニタリング機関

ならざきいいん
【奈良崎委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

けんりようご
I-5 権利擁護

るび ページ
ルビ35ページ

ないよう
《内容》

しゅうせい ぐたいてきないよう けんとう ひつよう
(修正※具体的内容について検討が必要)

そうごうふくしほう けんりようご きてい しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう せいごうせい
総合福祉法における権利擁護の規定については、障害者虐待防止法との整合性を

じゅうぶん も ひつよう
十分に持たせる必要がある。

りゆう
《理由》

そんざい しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう れんけい ほうこくしよない ぐたいてき しめ ひつよう
すでに存在する障害者虐待防止法との連携を、報告書内で具体的に示す必要がある。
ある。

I-5 「^{けんりようご}権利擁護」

その他

^{うじたいいん}
【氏田委員】

^{がいとうかしよ}
《**該当箇所**》

I-5 ^{けんりようご}権利擁護

^{ないよう}
《**内容**》

^{ついか}
追加

^{ひょうだい} ^{ぐるーぶほーむ} ^{えいじゆうきよしゃ} ^{けんりようご}
【表題】グループホーム等入居者への権利擁護

^{ぐるーぶほーむ} ^{かぞく} ^{じりつ} ^ば ^{にゅういん} ^{にゅうしよしゃ} ^{ちいきいこうさき} ^{じゅうよう}
グループホームは、家族からの自立の場、入院・入所者の地域移行先として重要な
^{せいかつ} ^ば ^{もにたりんぐ} ^{だいさんしゃ} ^{めい} ^{りようしゃ} ^{けんり} ^{まも}
生活の場となっているが、モニタリングなど第三者の目を入れて、利用者の権利を守る
^{しすてむ} ^{ひつよう}
システムが必要である。

^{せわにん} ^{やくわり} ^{めいかくか} ^{けんしゅうたいせい} ^{かくりつ} ^{ちいきせいかつしえん} ^{けんりようご}
世話人の役割の明確化と研修体制の確立、また地域生活支援のなかに、権利擁護の
^{しえん} ^{もの} ^{いち} ^{けあまねじめんと} ^{ひつようふかけつ}
支援（者）を位置づける、ケアマネジメントが必要不可欠である。

^{がいとうかしよ}
《**該当箇所**》

I-5 ^{けんりようご}権利擁護

^{ないよう}
《**内容**》

^{ついか}
追加

^{ひょうだい} ^{じこけつていしえん}
【表題】自己決定支援

^{せつきよくてきけんりようご}
○積極的権利擁護

^{けんりいしき} ^{よわ} ^{じゅうぶん} ^{そだ} ^{ちてきしょうがい} ^{はったつしょうがい} ^{ひと} ^{じこけつてい}
権利意識の弱い（十分に育っていない）知的障害や発達障害のある人には自己決定
^{ぷろせす} ^{しえん} ^{きょうどうじこけつてい} ^{ねっとわーく} ^{だいさんしゃ} ^{してん} ^{おんぶずまんとう}
のプロセスへの支援、共同自己決定のネットワーク、第三者の視点（オンブズマン等）
^と ^い ^{けんりようご} ^{ひつよう}
を取り入れた権利擁護が必要である。

^よ ^そ ^{しえん}
○寄り添い支援

^{そうごうふくしほう} ^{ていきょう} ^{しえん} ^{せんたく} ^{けつてい} ^{けいやく} ^{とき} ^{どくりつ} ^{たちば}
総合福祉法で提供される支援を選択し、決定し、契約する時に、独立した立場の
^{だいさんしゃ} ^{ほんにん} ^{たちば} ^た ^{さぽーと} ^{ひと} ^{ひつよう}
第三者で、本人の立場に立ってサポートする人が必要である。

^{りゆう}
《**理由**》

^{ほんにん} ^{みまも} ^{ほんにん} ^わ ^{じょうほう} ^{つた} ^{いっしょ} ^{かんが} ^{いし} ^き ^と
本人を見守り、本人に分かるように情報を伝え、一緒に考え、意思を聴き取って
^{ほんにん} ^{みづか} ^{ひつよう} ^{けつてい} ^{おる} ^{ほんにん} ^し ^{ひと}
れるなど、本人自らが必要な決定を下せるように、本人をよく知る人の
^{ねっとわーく} ^{じこけつていしえん} ^{ひつよう} ^{さーびす} ^{かん} ^{くじょうかいけつ}
ネットワークによる自己決定支援が必要であり、サービスに関する苦情解決のための

サポートの前に、福祉サービスを利用するための契約時等も含め、本人の立場に立ったサポートが必要とされている。また、契約は平等な立場で行われるものでなければならぬが、現状では利用者側の立場が弱く、特に知的障害、発達障害のある人には自己選択・自己決定を支えるしくみが必要である。また、強度行動障害など行動上の障害がある場合は、契約から排除される可能性が高い（現在は、判断能力が不十分な人は代理権を持つ成年後見人が契約を行っているが、本人の最善の利益が十分に追求されているとは言えない現状がある）。

【大久保委員】

《該当箇所》

I-5 権利擁護

【表題】全般

【結論】

ルビ31ページ

《内容》

（追加）

以下の【表題】と【結論】を追加する。

【表題】サービス利用者の権利擁護

【結論】

○総合福祉法において、事業者に対して明確に人権侵害や虐待の防止への取り組みを求めると。

○その取り組みや救済については、障害者虐待防止法との連携あるいは整合性を踏まえたものとする。

○具体的には、通報義務や県の権利擁護センターや市町村の虐待防止センターなどとの連携、協力などと「オンブズパーソン制度」の活用などである。

《理由》

総合福祉法が実効性のある法制度として機能する上では、関連する既存の法律との整合性は欠かせない。

障害者に対する総合的な権利擁護の仕組みを形成する観点から、また、権利擁護に関する項目に、今般成立した障害者虐待防止法との関係を明示する部分がないのは不自然であり、障害者虐待防止法との連携や整合性を踏まえ、本項において

めいかく けつろん もう ひつよう かんが
明確な結論を設ける必要があると考える。

そこで、^ま先^{じゅうよう}ず重要な^{そうごうふくしほう}のは、総合福祉法^{じぎょうしゃ}においても、事業者^{たい}に対して^{めいかく}明確に^{じんけんしんがい}人権侵害
や虐待^{ぎゃくたい}の防止^{ぼうし}への^{とく}取り組み^{もと}を求める^{じょうぶん}条文^{ひつよう}が必要^{かんが}と考える。また、その^{とく}取り組み^{きゅうさい}や救済
にあたって、^{しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう}障害者虐待防止法^{れんけい}と^{せいごうせい}連携^{しく}あるいは^{ひつよう}整合性^{ひつよう}をもった^{ひつよう}仕組みとする^{ひつよう}必要
がある。

I-6 支援体系

【表題】支援体系について

【荒井委員】

【表題】支援体系について (21ページ)

・22ページの8行目

《内容》

(修正)

「国・都道府県」を

「国・都道府県・市町村」とする。

《該当箇所》

I-6支援体系

【表題】支援体系について (21ページ)

・22ページの8～11行目

《内容》

(修正)

さらに、長時間（一日8時間を超える）介護サービスに関しては、国や都道府県の負担率をあげ、市町村負担を軽減する等の仕組みをもうけ、
国庫負担基準額を超えて負担している市町村の負担を軽減する等の仕組みをもうけ、
全国どこでも必要な支援が得られるようにする。

《理由》

・国・地方とも厳しい財政難の中、財源の確保及び負担率については引き続き議論した上で制度に位置づける必要がある。

【伊澤委員】

《該当箇所》

①支援(サービス)体系

【表題】支援体系について

21ページ

15行目の「地域活動支援センター」

ないよう
《内容》

ちいきかつどうしえんせんた ぜんこくきょうつう しく ていきょう しえん へんにゆう
地域活動支援センターはA全国共通の仕組みで提供される支援に編入する。

りゆう
《理由》

ちいきせいかつしえん さいだい にな て しょうきほさぎょうじょ しんたいけいこう ゆうりよく
・地域生活支援の最大の担い手であった小規模作業所の新体系移行の有力な
ほうこう ちかつ じゅうよう せんたくし きばん な
方向として「地活」は重要な選択肢であり、それゆえにしっかりとした基盤により成り
た ひつよう しちょうそんじぎょう げんじょう ちいきかんかくさ かくだい ほうこう
立つ必要がある。・市町村事業の現状により、地域間格差が拡大の方向にあるこ
とから、かくさぜせい かんてん ぜんこくきょうつう いち ひつよう
格差是正の観点からも全国共通の位置づけが必要である。

がいとうかしよ
《該当箇所》

しえん さーびす たいけい
②支援(サービス)体系

ひょうだい しえんたいけい
【表題】支援体系について

ページ
22ページ

した ずひょう そうごうふくしほう しえんたいけい
下の図表で、総合福祉法の支援体系

ないよう
《内容》

しょーとすてい ぜんこくきょうつう しく ていきょう しえん い じりつしえんほう
ショートステイを全国共通の仕組みで提供される支援に入れる。(自立支援法にはあつ
たものがしょうしつ
たものが消失している)

りゆう
《理由》

ざいたくせいかつしえん すいしん かんてん しょーとすてい じっせん ゆうよう ちいき
・在宅生活支援を推進する観点から、ショートステイの実践の有用である。・地域
いこう お すず さい びょういん しせつがい たいけんてきたんきしゅくはく おこな ちいきせいかつ
移行を推し進める際に、病院・施設外で体験的短期宿泊を行うことは、地域生活を
じつげん さい おお かつ
実現していく際の大きな糧となる。

いしばしいん
【石橋委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

しえんたいけい そあん
I-6 支援体系 素案

ひょうだい しえんたいけい
【表題】支援体系について

ページ ぎょうめ
21ページ 15行目

ないよう
《内容》

ふくしほーむ きょじゅうしえん うつ
福祉ホームをAの居住支援に移す

りゆう
《理由》

きょじゅう
居住であるから

がいとつかしよ
《該 当 箇 所》

2 2 ページ 7 行 目 ~ 1 1 行 目 について、検 討 を 要 する。

りゆう
《理 由》

いけん
意 見 だ す。

がいさんよさん しっこう ふあんてい
概 算 予 算 で 執 行 でき る の か。不 安 定 な の で は。

おおくほいいん
【大 久 保 委 員】

がいとつかしよ
《該 当 箇 所》

I - 6 支 援 (サ ー ビ ス) 体 系

ひょうだい しえんたいけい
【表 題】支 援 体 系 について

けつろん
【結 論】

るび ページ
ルビ 45 ページ

ないよう
《内 容》

ついか
(追 加)

しょうがいしゃ しえんたいけい いか とお ていあん きょじゅうしえん しせつにゅうしょしえん
「障 害 者 の 支 援 体 系 を 以 下 の 通 り 提 案 する」の「3. 居 住 支 援」に、「施 設 入 所 支 援」
ついか
を 追 加 する。

しせつにゅうしょしえん めいしょう みなお かんが
* 「施 設 入 所 支 援」の 名 称 は 見 直 す こ と も 考 え ら れ る。

りゆう
《理 由》

しんぽう しせつ びょういん ちいきいこう きょうりよく すいしん さんどう げん
新 法 により 施 設 や 病 院 からの 地 域 移 行 を 強 力 に 推 進 する こと には 賛 同 する が、現 に
にゅうしょしせつ せいかつ ひと おお わす しえんたいけい い
入 所 施 設 で 生 活 して いる 人 が 多 く いる こと を 忘 れ て は な ら ない。支 援 体 系 に 入 れ た か
ら とい っ て 入 所 施 設 を 推 奨 する も の で は な く、現 に 利 用 して いる 人 の 暮 し の 質 を 確 保
にゅうしょしせつ すいしょう げん りょう ひと くら しつ かくほ
する うえ で 当 然 と 考 え る。ま た、法 律 上 の 構 成 と して も 自 然 だ である と 考 え る。
とうぜん かんが ほりつじょう こうせい しぜん かんが

しえんたいけい なか しせつにゅうしょしえん いちづ うえ ちいきいこう と く
支 援 体 系 の 中 に 施 設 入 所 支 援 を 位 置 付 け た 上 で、「I - 1 0 地 域 移 行」の 取 り 組 み の な
か で、そ の 取 扱 い を 示 す べ き だ である。ま た、総 量 規 制 や 入 所 の 際 の 要 件 等 により、
とりあつか しめ そうりょうきせい にゅうしょ さい ようけんとう
安 易 な 利 用 を 避 け る 仕 組 み も 考 え ら れ る。

おおはまいいん
【大 濱 委 員】

がいとつかしよ
《該 当 箇 所》

p 2 2

ぎょうめ
7 行 目

ないよう
《内容》

しちょうそんふたん げんこう ていど けいげん
市町村負担を現行の25%から5%程度に軽減

りゆう
《理由》

さぎょうぶかいほうこくとお めやす じゅうよう けいげん もじ もくひょうすいじゅん ふめい
作業部会報告通り、5%という目安が重要。軽減の文字だけでは目標水準が不明であるため。

おおはまいいん
【大濱委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

p 2 2

ぎょうめ あと ついか
11行目の後に追加

ないよう
《内容》

また、入所施設や病院からの地域移行や、親元からの1人暮らしの場合、出身地
しちょうそん きょじゅうちしちょうそん ふたん せつぱん しく ちいきいこう せっきよくてき ちいき
市町村と居住地市町村で負担を折半する仕組みとし、地域移行に積極的な地域の
ざいせいふたん けいげん
財政負担を軽減する。

りゆう
《理由》

さぎょうぶかいほうこくしよ はい じゅうよう ていあん
作業部会報告書に入っている重要な提案の1つであるため。

おのいいん
【小野委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

しえんたいけい ページ
I-6 支援体系 21~25ページ

ないよう
《内容》

でいあくていびていせんた こしょう しゃかいさんか かつどうせんた
ダイアクティビティセンターの呼称を「社会参加・活動センター」とする。

りゆう
《理由》

でいあくていびていせんた ていぎ めいかく しゅうろうしえん にっちゅうかつどう
ダイアクティビティセンターの定義をより明確にするとともに、就労支援と日中活動
しえん きのうわ めいかく
支援の機能分けを明確にするため

こんどういいん
【近藤委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

しえん きーびす たいけい
支援（サービス）体系

ひょうだい しえんたいけい
【表題】支援体系について

ページ ページ
21ページ~22ページ

ぜんばん
全般

ないよう
《内容》

ふくしほーむ および 施設入所支援を、支援体系の「A. 全国共通の仕組みで提供される支援」の「3. 居住支援」の中に位置づけるべきである。

りゆう
《理由》

げんざい 20万人を超える障害者が入所施設を利用している。

障害者の安全・安心、危険回避の保障のため、また今後の地域移行に向けた社会資源としても、入所施設の役割は重要である。

(福祉ホームをグループホーム・ケアホーム同様、グループホーム制度に一本化することについては前述のとおり)

なかはらいん
【中原委員】

がいたうかしよ
《該当箇所》

しえんたいけい
1-6 支援体系

ひょうだい
【表題】支援体系について

けつろん
【結論】

ページ
(21ページ～)

ないよう
《内容》

※今後の支援体系の中に、施設入所支援についての表題を設ける

・障害者の支援体系を以下の通り提案する。

<A. 全国共通の仕組みで提供される支援>

に施設入所支援を追加

りゆう
《理由》

50～51ページに現行の施設入所から地域移行の記載があるのみで、支援体系の中に、施設入所支援の項目が抜け落ちてしている。福祉サービスを規定する法律の骨格提言であるならば、既存及び今後の施設入所支援の機能と役割についての記載が必要である。

みうらいん
【三浦委員】

がいたうかしよ
《該当箇所》

しえんたいけい
I-6 支援体系

ひょうだい
【表題】支援体系について

《内容》

「施設入所支援」を、「地域移行」の項を参照とするのではなく、部会長の回答にあった法律上の位置付けを、明記すべきである。

《理由》

現行の「施設入所支援」に代わる「住まいの場」と夜間支援を含む生活の支援が、障害者総合福祉法の中で、どのように位置付けられるかが、不明確である。素案のままであると、現在施設に入所している利用者は、仮に自らの望む地域での生活が実現するまでの間は、どこでどのように生活できるかと不安らおちいる可能性がある。

また、第16回総合福祉部会（平成23年7月26日開催）の中で、佐藤部会長より「施設入所支援」も法律上明確に位置付けるという趣旨の説明があったが、法律上のサービスメニューとして位置付けるのであれば、不安と誤解を生まないように明記して頂きたい。

（参考）

現在施設に入所している身体障害児・者、知的障害児・者数 約21.5万人

出典：『障害者白書（平成23年度版）』

I-6 支援体系

<A. 全国共通の仕組みで提供される支援>

1. 就労支援について

【表題】就労支援の仕組みの総合福祉法における位置づけ

【石橋委員】

《該当箇所》

<A. 全国共通の仕組みで提供される支援>

1. 就労支援について

23 ページ 1 行目

《内容》

修正「デイアクティビティセンター」を

「作業活動支援センター」とする。

以下同じ

《理由》

慣れないカタカナ横文字は避ける

【倉田委員】

《該当箇所》

I-6 支援体系 素案

<A. 全国共通の仕組みで提供される支援>

1. 就労支援について

23 ページ

《内容》

下記文章は、原案のまま変更されないよう、求めます。

【表題】5 行目から

○ただし、社会的雇用等についての試行事業（パイロットスタディ）を実施し、その

検証結果を踏まえて、施行後3年をめぐりに障害者の就労支援の仕組みを見直す。

【説明】8 行目から

官公需や民需の安定確保の仕組みの構築や同センターの経営基盤の強化、なら

びに賃金補填の制度化などにより、そこで就労する障害者に最低賃金以上を確保

する。

【説明】下から3行目から

なお、就労合同作業チーム報告書で提案している「試行事業（パイロット・スタディ）」を実施し、その検証結果などを踏まえ、障害者の就労支援の仕組みを、施行後3年で見直すこととする。見直しにあたっては、障害者雇用促進法あるいはそれに変わる新法（労働法）で規定することも含め、検討する。

《理由》

第16回総合福祉部会（平成23年7月26日開催）にて配布された素案を全面的に支持いたします。

「就労」合同作業チームでは、限られた時間とはいえ、委員間で真摯な意見交換がなされました。

また、「障害者総合福祉法（仮称）骨格提言素案」の作成にあたっては、事前にメールにて意見提起の機会もありました。

第16回総合福祉部会の場で、同じ「就労」合同作業チームメンバーから、素案を否定するかのようない意見が表明されたことは大変残念であり、また総合福祉部会構成員ではない「就労」合同作業チームメンバー（推進会議の構成員の方々）に、失礼であるとも考えます。

「賃金補填」の国制度としての実現は、確かに幾多の困難な課題があると認識していますが、だからこそ、「試行事業（パイロット・スタディ）」を実施し、実践的に検証すべきと考えます。

大阪府箕面市や、滋賀県のように、既に先行して実施している事例をベースにした「試行事業（パイロット・スタディ）」を実施すれば、すべての課題が解決するわけではもちろんないですが、少なくとも制度化には不可欠の要素と確信します。

ただし、箕面市としては、素案にあるように、総合福祉法施行（平成25年（2013年）8月までに）と同時に、試行事業（パイロット・スタディ）をスタートするのではなく、モデル事業（試行事業（パイロット・スタディ）と同じ意味）は、前倒しで、平成24年度（2012年度）からスタート頂きたい旨、国（内閣総理大臣等）に要望を行っていることも、申し添えさせていただきます。

もちろん、前倒しで行う場合も、「総合福祉法施行後3年をめどに障害者の就労支援の仕組みを見直す」という点は同じですが、見直しの着手を早めるためにも、試行事業（パイロット・スタディ）を早く実施することが望ましいと考えるものです。

こんどういいん
【近藤委員】

がいてうかしよ
《該当箇所》

しえん さーびす たいけい
支援（サービス）体系

ひょうだい しゅうろうしえん しく そうごうふくしほう いち
【表題】就労支援の仕組みの総合福祉法における位置づけ

ページ～ページ
23ページ～25ページ

ぜんぱん
全般

ないよう
《内容》

しょうがいしゃしゅうろうせんた ろうどうほう てきよう ぜんてい しえんさく せいび
「障害者就労センター」に労働法を適用する前提となる支援策が整備されるまで
あいだ ろうどうしゃせい かくほ むづか しょうがいしゃ しゅうろう ば せっち ひつよう
の間は、「労働者性の確保が難しい障害者の就労の場」の設置が必要である。

ろうどうしゃせい かくほ むづか しょうがいしゃ しゅうろう ば しょうがいしゃしゅうろうせんた どうよう
「労働者性の確保が難しい障害者の就労の場」も「障害者就労センター」と同様
そうせつ ろうどうほう いちぶ ろうさいほけん こようほけんとう てきよう
に創設し、労働法の一部（労災保険、雇用保険等）を適用する。

しょうがいしゃしゅうろうしえん しく すいどう しょうがいしゃそうごうふくしほう かしょう しゅうろう
（「障害者就労支援の仕組みの推移等」、「障害者総合福祉法（仮称）」における就労
しえん にちゅうかつどうしえんとう かんけい ず しゅうせい
支援・日中活動支援等の関係」の図を修正）

りゆう
《理由》

かんこうじゆ みんじゆ あんていかくほ しく こうちく ちんぎんほてん せいどか げんか
官公需や民需の安定確保の仕組みの構築や賃金補填の制度化については、現下にお
じつげん こうてい ざいげん しめ
いて実現の工程や財源などが示されていない。

せいさく ふじゅうぶん なか しょうがいしゃしゅうろうせんた であくていびていせんた
こうした政策が不十分な中で、「障害者就労センター」と「ダイアクティビティセンタ
さぎょうかつどうしえんぶもん にげんか ばあい げんざい ふくしてきしゅうろう じゅうじ
ー」（作業活動支援部門）に二元化した場合、現在いわゆる福祉的就労に従事して
しょうがいしゃ おお であくていびていせんた さぎょうかつどうしえんぶもん うつ
いる障害者の多くが「ダイアクティビティセンター」（作業活動支援部門）に移らざ
え しょうがいしゃ はたら せんたく そがい
るを得なくなり、障害者の働くことを選択を阻害することになる。

こんどういいん
【近藤委員】

がいてうかしよ
《該当箇所》

しえん さーびす たいけい
支援（サービス）体系

ひょうだい しゅうろうしえん しく そうごうふくしほう いち
【表題】就労支援の仕組みの総合福祉法における位置づけ

ページ
23ページ

ぎよう ぎようめ
15行～16行目

ないよう
《内容》

しゅうろういこうしえんじぎょう ろうどうしさく とうごう ろうどうしさく じゅうじつ そうだんしえん
就労移行支援事業を労働施策に統合するのであれば、労働施策の充実、相談支援
じゅうじつ じぎょうけいえいじょう ほしょう けいかそちきかん せつてい じゅうぶん しえんさく ひつよう
の充実、事業経営上の保障、また経過措置期間の設定など、十分な支援策が必要

である。

リゆう
《理由》

げんこう しゅうろういこうしえんことぎょうしゃ いじょう やく まんにん しょうがいしゃ さーびす
現行の就労移行支援事業者は1,200以上あり、約2万人の障害者がサービスを
りゆう
利用している。

おお せいかに じぎょうしゃ かずおお ろうどうしやく とうごう
大きな成果をあげている事業者も数多くあり、労働施策への統合にあたりこれまでの
せいかに うしな
成果が失われてはならない。

また、ていちゃくしえん きはく げんざい りゆうしゃ ふつごう しょう
定着支援が希薄になったり、現在の利用者にとって不都合が生じることのないよ
う、じぎょう じゅうじつ はってん む じゅうぶん しえんさく こう
事業の充実・発展に向けた十分な支援策が講じられなければならない。

さいとういいん
【齊藤委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

しえん さーびす たいけい
①支援(サービス)体系

ひょうだい しゅうろうしえん しく そうごうふくしほう いち
【表題】就労支援の仕組みの総合福祉法における位置づけ

ページ
23ページ

けつろん しゅうせいばん ぎょうめ ぎょうめ
[結論](修正版の)4行目~5行目

ないよう
《内容》

ただし、たよう はたら かた へんこう しこうじぎょう ぱいろっとすたでい じっし
多様な働き方(変更)についての試行事業(パイロットスタディ)を実施し、その
けんしょうけつか ふ しこうあと ねん しょうがいしゃ こようかんけい はたら
検証結果を踏まえて、施行後3年をめどに障害者が雇用関係をもって働けるように
(変更)就労支援の仕組みを見直す。

リゆう
《理由》

しょうがいしゃしゅうろうせんた しゅうろう しょうがいしゃ げんそく ろうどうほう てきょう さい
「障害者就労センター」で就労する障害者に、原則として労働法を適用し、最
ていちんぎんいじょう かくほ げんこう ふくしてきしゅうろう はたら かた おお かいかく
低賃金以上を確保しようとするれば、現行の福祉的就労の働き方を大きく改革しな
ければならず、そのためのたよう はたら かた とりく ふ みなお ひつよう
多様な働き方の取組みを踏まえた見直しが必要である。

さいとういいん
【齊藤委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

どう ページ せつめい しゅうせいばん ぎょうめ ぎょうめ
②同23ページ[説明](修正版の)5行目~6行目

ないよう
《内容》

げんこう しゅうろういこうしえんじぎょう しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえんせんた ろうどうしやく
なお、現行の就労移行支援事業は障害者就業・生活支援センターなど、労働施策
とうごう ついか とうごう あ ふくし こよう いこう すず とく
に統合する。(追加)統合に当たっては、福祉から雇用への移行を進めるための取組み
しゅうぎょう せいかつしえんせんた きょうりよく れんけい した おこな よう しゅうぎょう せいかつしえんせんた
を就業・生活支援センターとの強力な連携の下で行える様、就業・生活支援センタ

一に何らかの受皿を併設する方法などが考えられる。

《理由》

現行の就労移行支援事業は成果も乏しく、一時的な施設経営上の理由での居場所になっている場合が多く、全面的に見直す必要がある。一般就労支援で大きな成果を上げている障害者就業生活支援センターとの連携を考えるのが一番よい。併設施設福祉財源を下に、就業・生活支援センターの主導で福祉施設の職員の協力をえて運営するのが望ましい。

【齊藤委員】

《該当箇所》

③同23ページ[説明](修正版の)21行目～25行目

《内容》

就労合同作業チーム報告書で提案している「試行事業(パイロットスタディ)」を確実に実施し、その検証結果を踏まえ、障害者の就労支援の仕組みを施行後3年で見直し、官公需や民需の安定確保の仕組みの構築、障害者が働きやすい仕組みの構築、賃金補填の制度化などを検討する。見直しにあたっては、障害者雇用促進法あるいはそれにかわる新法(労働法)で規定することも含め、検討する。

《理由》

施行後3年で何を見直すのか、何を検討するのかの課題を明らかにするとともに、官公需・民需の安定確保の課題もその重要な一つであり、当面で対応できることではないからである。

【齊藤委員】

《該当箇所》

I-6 支援体系／障害就労支援の仕組み推移等の図

24ページ

《内容》

障害者就労センター

- ・原則として労働法を適用する
- ・最低賃金確保の検討

《理由》

ちんぎんほてん しごと かくほ はたら しく さいちんほしょう かのう
賃金補填だけではなく、仕事の確保や、働きやすい仕組みづくりなど最賃保障が可能と
なるような仕組みづくりを検討する必要があるから。

のほらいいん
【野原委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

しえんたいけい
1-6 支援体系

ひょうだい しゅうろうしえん しく そうごうふくしほう いち
【表題】就労支援の仕組みと総合福祉法における位置づけ

ページ
23ページ

ないよう
《内容》

つぎ てん ほそく
次の2点を補足する

なんちせいしつかん こよう
○難治性疾患をもつものの雇用について、
しょうがいしゃこようそくしんほう ほうていこようわく さんてい
障害者雇用促進法による法定雇用枠に算定する。

しょうがいしゃ とく なんびょう もの こよう くに ちほう こようしゃ
○障害者、特に難病をもつ者の雇用について、国や地方は雇用者へはもちろん、
しゃかいてき りかい ひろ とくべつ どりよく
社会的な理解を広げる特別の努力をする。

りゆう
《理由》

げんこう なんびょうかんじゃこようかいはつじよせいぎん せいどう ほうていこようわく さんてい
現行の「難病患者雇用開発助成金」制度等は、法定雇用枠に算定されないこと
になっていることもあり、かつよう きょくいちぶ かぎ
活用が極一部に限られている。

なんびょうかんじゃ さまざま びょうき ちようき しゅうぎょう もの しつかん すう
難病患者は様々で、病気をもちながらも長期に就業する者（疾患）もあれば、数
げつ たんきかん びょうき りかい てきせつ たいおう こようしゃがわ けいぞく
か月とか短期間に、あるいは病気への理解と適切な対応が雇用者側にあれば継続
しゅうぎょう かのう もの しつかん おお いし かんり いりょうてきけ あ
就業することが可能な者（疾患）もかなりある。多くは医師の管理や医療的ケアと
ていけい しゅうぎょう
提携して就業している。

こゝらへの雇用者の理解は極めて低く、「合理的配慮」が欠如している事例が多く
そんざい ちんでん さべつしき ねづよ ふりかい おお しょうがい
存在する。沈殿した差別意識も根強いが、これらへ不理解が大きな障碍になっている。

もりいん
【森委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

しえんたいけい
6. 支援体系

ひょうだい しえんたいけい
【表題】支援体系について

ページ
22ページ

ず しょうがいしゃそうごうふくしほう かしよう しえんたいけい
図「障害者総合福祉法（仮称）における支援体系」

ないよう
《内容》

かせんぶ ついか
●下線部を追加

きよじゅうしえん
3. 居住支援

いっほんか ふくしほ ー む きのうせいりとう
(GH・CHの一本化と福祉ホームの機能整理等)

かせんぶ さくじょ
●下線部を削除

しちょうそんどうじしえん
8. 市町村独自支援

ちいきかつどうしえんせんた
・地域活動支援センター

ふくしほ ー む
・福祉ホーム

きよじゅうさぽーと
・居住サポート

た
・その他

りゆう
《理由》

ふくしほ ー む しんたいしょうがいしゃ きよじゅう いっかん ちてきしょうがいしゃ せいしんしょうがいしゃ
福祉ホームは、身体障害者の居住の一環として、知的障害者、精神障害者のGH・
CHと^{どうれつ}同列に^{かんが}考えられた^{じぎょう}事業であることや、また、^{ぜんこくきょうつう}全国^{しく}共通の^{きてい}仕組みとして規定され
た^{せいど}制度であることから、^{きよじゅうしえん}居住支援の^{いっかん}一環として^{せいり}整理すべき。

I-6 支援体系

A. 全国共通の仕組みで提供される支援

2. 日中活動支援について（①ディアクティビティセンターの創設、②短期入所（ショートステイ）・日中一時支援等）

【表題】①ディアクティビティセンターについて

【朝比奈委員】

《該当箇所》

I-4 相談支援

13ページ 本人（及び家族）をエンパワメントするシステムについて

及び

I-6 支援体系

24ページ 2. 日中活動支援について

《内容》

ディアクティビティセンターの主なサービスのなかに、交流の場の提供やグループ活動の支援を位置づけてほしい。

《理由》

相談支援のなかで提案されたエンパワメント支援事業は、地域によっては、日中活動支援のなかで育まれていくものと考えられる。また、個別支援とは異なるグループ支援の重要性をディアクティビティセンターに位置づけておくことも重要である。ディアクティビティセンターを拠点に力をつけた当事者グループがエンパワメント支援事業を主体的に担っていくような一つのプロセスをあらかじめ想定した制度設計が必要である。

【石橋委員】

《該当箇所》

2. 日中活動について

【表題】①

【結論】

24ページ2つ目の○ 2行目

《内容》

つか
追加

こうせい たよう しゃかいかつどう てんかい ば
構成され、多様な社会活動を展開する場とする。

りゆう
《理由》

ば ていぎ ひつよう
「場」としての定義づけが必要のため

さいとういいん
【齊藤委員】

がいたうかしよ
《該当箇所》

しえん さーびす たいけい
④支援サービス体系

ひょうだい にちちゆうかつどうしえん
【表題】2. 日中活動支援について

ページ
24ページ

ないよう
《内容》

でいあくていびていせんた えいごひょうげん しょうがいしゃかつどうせんた にほんご
ダイアクティビティセンターという英語表現を障害者活動センターという日本語
ひょうげん あらた
表現に改める。

りゆう
《理由》

にほんご えいごひょうげん つか ひつよう しょうがいしゃしゅうろうしえん
日本語としてなじみのない英語表現をあえて使う必要はない。障害者就労支援→
しょうがいしゃしゅうろうせんた しゅうろういがい かつどうしえん しょうがいしゃかつどうせんた
障害者就労センターだから、就労以外の活動支援→障害者活動センターでよいの
ではないか。

さいとういいん
【齊藤委員】

がいたうかしよ
《該当箇所》

しえん さーびす たいけい
⑥支援(サービス)体系

ページ
25ページ

しょうがいしゃそうごうふくしほう かしょう しゅうろうしえん にちちゆうかつどうしえんとう かんけい ず
障害者総合福祉法(仮称)における就労支援・日中活動支援等の関係の図

ないよう
《内容》

しゅうろうしえん にちちゆうかつどうしえんとう かんけい ず ないよう
就労支援・日中活動支援等の関係の図にふさわしい内容に

りゆう
《理由》

しゅうろうしえんちゆうしん かたよ
このままでは就労支援中心に偏りすぎているので。

しみずいいん
【清水委員】

がいたうかしよ
《該当箇所》

しえんたいけい
支援体系

2. 日中活動支援

【表題】①ダイアクティビティセンターについて

24ページ

《内容》

【結論】

○ダイアクティビティセンターを創設する。「社会活動センター」？「地域生活拠点」？

○ダイアクティビティセンターでの主なサービスは、作業活動支援、文化・創作活動支援、自立支援（生活訓練・機能訓練）、社会参加支援、居場所機能などから構成される。多様な機能を持つ社会活動展開のための拠点とする。

○医療的ケアを必要とする人等が利用できるような濃厚な支援体制を整備する等、相互の信頼関係に基づく支援の質を確保するために必要な措置を講じる。

《理由》

・青葉園は、地域生活拠点と定義してきました。「今、私がここを生きる」、自己実現と社会参加の拠点という意味で・・・。

・ダイアクティビティセンターは本人の希望（計画）に基づいて展開される本人の社会活動（本人の存在の価値の社会化）の拠点だから。

【森委員】

《該当箇所》

A-2. 日中活動支援について

【表題】①ダイアクティビティセンターについて

25ページ 【説明】

上2行目

《内容》

●下線部を追加

自立支援法に基づく生活介護や自立訓練並びに地域活動支援センター等の機能を

《理由》

現行の地域活動支援センターについては、自立支援事業の必須事業として、全国共通の仕組みとなっている。そのため、日中活動支援として位置づけ、全国共通の仕組みとするべき。

I-6 支援体系

<A. 全国共通の仕組みで提供される支援>

2. 日中活動支援について（①デイアクティビティセンターの創設、②短期入所（ショートステイ）・日中一時支援等）

【表題】②日中一時支援、短期入所（ショートステイ）について

【石橋委員】

《該当箇所》

【表題】②日中一時支援、短期入所（ショートステイ）について

【説明】

26ページ 5行目

《内容》

修正

短期入所（ショートステイ）は、家族を含む介護者のレスパイト及び社会的入院・入所を生み出さないための重要な事業である。

《理由》

肢体不自由者を持つ親がレスパイトで利用している現状。

I-6 支援体系

<A. 全国共通の仕組みで提供される支援>

3. 居住支援サービスについて

【表題】グループホーム・ケアホームの制度について

【近藤委員】

《該当箇所》

支援（サービス）体系

【表題】グループホーム・ケアホームの制度について

26ページ

17行～21行目

《内容》

表題を「グループホーム・ケアホーム『等』の制度について」と修正し、グループホーム・ケアホームに加え福祉ホームを一本化するとした上で、以下の結論を加えるべきである。

○入所施設は個室化など居住整備を改善した上で、セーフティーネットとしての役割を担う。

《理由》

現在20万人を超える障害者が入所施設を利用している。

障害者の安全・安心、危険回避の保障のため、また今後の地域移行に向けた社会資源

としても、入所施設の役割は重要である。

（福祉ホームをグループホーム・ケアホーム同様、グループホーム制度に一本化することについては前述のとおり）

【森委員】

《該当箇所》

A-3. 居住支援サービスについて

【表題】グループホーム・ケアホームについて

26ページ 【表題】

上16行目

同ページ 【結論】

下14行目として

ないよう
《内容》

かせんぶ ついか
●下線部を追加

ぐるーぷほーむ けあほーむなら ふくしほーむ せいど
グループホーム・ケアホーム並びに福祉ホームの制度について

ふくしほーむ きょじゅうしえんさーびす いち
○福祉ホームを居住支援サービスとして位置づける

りゆう
《理由》

ふくしほーむ しんたいしょうがいしゃ きょじゅう いっかん ちてきしょうがいしゃ せいしんしょうがいしゃ
福祉ホームは身体障害者の居住の一環として、知的障害者、精神障害者のGH・
GHと同列に考えられた事業であり、また、全国共通の仕組みとして規定された制度で
あることから、居住支援の一環として整理すべき。

やまもといいん
【山本委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

1-6

しえんたいせい
支援体制

ページ
26ページ

きょじゅうしえんさーびす
居住支援サービス

ないよう
《内容》

ぐるーぷほーむ けあほーむ (いっぽんか さんせい) いかぐるーぷほーむ
グループホームケアホーム(一本化は賛成であるので以下グループホーム)とするについ
てはあくまで住まいとして保障するという意味で借地借家人法上の居住権のある
ものとする

りようけん ではなく 居住権保障があつて 始めて 住まいといえる

まかないつき 共同住居、ケアつき 共同住居とすべき

またソフトとしての 居住支援サービスとして サテライト型の グループホームが 大幅に
つくられるべき

グループホームは 精神病院に隣接して 作られてはならず、系列法人によって 運営
されてはならない。

またその地域の 平均的 事情からいっても 交通不便な場に 作られてはならない

りゆう
《理由》

運営側の 事情により 転居を強えられることは 非常に 大きな負担であり、これを避け
るため 居住権が 重要である。サテライト型によりより 一般住居に近い 居住支援とな
る

精神病院に隣接あるいは系列法人によるグループホームでは、「退院した」という

じっかん しょうがいしゃ も
実感を障害者が持つことができず、グループホームから退院請求が出た例もある
また こうつうふべん ばしょ かくりしせつ
また交通不便な場所があれば隔離施設そのものである

I-6 支援体系

A. 全国共通の仕組みで提供される支援

4. 個別生活支援について（①パーソナルアシスタンスの創設、②居宅介護【身体介護・家事援助】、③移動介護【移動支援・行動援護・同行援護】）

【表題】①重度訪問介護の発展的継承によるパーソナルアシスタンス制度の創設

【石橋委員】

《該当箇所》

【結論】

27ページ 7行目

27ページ 9行目

《内容》

修正

○重度訪問介護の利用は、個別支援計画の範囲内の支給量とし、その範囲内で

削除

また、金銭管理やサービス利用の支援の金銭管理を削除

《理由》

利用量は、個別支援計画でしっかりと話し合い決めることから「金銭管理」を削除する。

金銭観とは、日常のお金の使い方か、成年後見制度では財産管理を含めて金銭管理としている。パーソナルアシスタンスにどのように研修するのか。

罰則規定を設けるのか。金銭管理を含めないほうがよい。

【石橋委員】

《該当箇所》

【説明】

27ページ 下から4行目から3行目

《内容》

削除

現行制度・・・対象となっていない児童についても対象とする。を削除

りゆう
《理由》

おや よういくぎむほうき おそ
親の養育義務放棄につながる恐れがある。

やまもといいん
【山本委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

ページからページ
27ページから28ページ

パーソナルアシスタンス
パーソナルアシスタンス

きょたくかいご
居宅介護

ないよう
《内容》

かいご ばーそなるあしすたんす
すべての介護についてパーソナルアシスタンスとすべきである

たいき じっさいかいご はい でんわ ようきゅう ま じかん ほうしゅうほしょう
また待機については実際介護に入らず、電話で要求を待っている時間も報酬保証すべ
き

りゆう
《理由》

ひと せいかつ いどう かじ しんたいかいご どうこう ぶんるい
人の生活はここは移動、ここは家事、ここは身体介護あるいは同行などと分類できる

そうしきゅうけつていじかん なか つか かたち
ものではないので総支給決定時間の中ではなんにでも使える形にすべきである

せいしんしょうがいしゃ わく かいご おもに こま とき はい
精神障害者にとって枠ではいる介護は重荷であり、もっとも困った時に入ってくれる

かいご ひつよう だれ こうたいかのう い
介護が必要であり、これは誰にでも交代可能というわけに行かないので、

ばーそなるあしすたんす こべつ かんけい かいいんせい ぐるーぷか ひつよう
パーソナルアシスタンスとして個別の関係のある会員制のグループ化が必要である

I-6 支援体系

<A. 全国共通の仕組みで提供される支援>

4. 個別生活支援について (①パーソナルアシスタンスの創設、②居宅介護【身体介護・家事援助】、③移動介護【移動支援・行動援助・同行援助】)

【表題】②居宅介護(身体介護・家事援助)の改善

【石橋委員】

<<該当箇所>>

【表題】②居宅介護(身体介護・家事援助)の改善

【説明】

28ページ 3行目から4行目

<<内容>>

削除 更に障害児にも利用可能とする。

<<理由>>

家事は、親の仕事、家事援助を受けて働くということにつながる

I-6 支援体系

A. 全国共通の仕組みで提供される支援

4. 個別生活支援について (①パーソナルアシスタンスの創設、②居宅介護【身体介護・家事援助】、③移動介護【移動支援・行動援護・同行援護】)

【表題】③移動介護 (移動支援、行動援護、同行援護) の個別給付化

【石橋委員】

《該当箇所》

【表題】③移動介護 (移動支援、行動援護、同行援護) の個別給付化

【結論】

28ページ 1行目

《内容》

削除 「児」を削除

《理由》

「児童福祉法」で対処したほうがよい

【石橋委員】

《該当箇所》

【表題】③移動介護 (移動支援、行動援護、同行援護) の個別給付化

【説明】

28ページ 5行目

《内容》

削除 児を削除し、視覚障害者とする

《理由》

「児童福祉法」で対処したほうがよい

【大濱委員】

《該当箇所》

p 28

車を移動の手段

《内容》

注：ここで言う車とは、障害者の自家用車や障害者が (知人や障害者団体等から)

か くま さーび すじぎょうしょ へる ぱ くま どうろうんそうほう ていしよく
借りた車のこと（サービス事業所やヘルパーの車は道路運送法に抵触するので）。

りゆう
《理由》

どうろうんそうほう ていしよく ていあん かんちが かくしょうきょうぎ だんかい はんたい う
道路運送法に抵触する提案と勘違いされると、各省協議の段階で反対を受ける
かのうせい たか そうごうふくしぶかい ぎろん けいか しょうがいしゃ ほゆう くま うんてんかいじょ
可能性が高い。総合福祉部会の議論の経過は、障害者が保有する車の運転介助な
どうろうんそうほう ていしよく ぶぶん いどうかいご たいしょう
ど道路運送法に抵触しない部分について移動介護の対象にするというものである。

I-6 支援体系

<A. 全国共通の仕組みで提供される支援>

5. コミュニケーション支援及びガイドコミュニケート支援について

【表題】コミュニケーション支援及びガイドコミュニケート支援について

【西滝委員】

《該当箇所》

1-6 支援体系

5 コミュニケーション支援及びガイドコミュニケート支援について

《内容》

(1つ目の○)【結論】その費用は無料とする→その費用は求めない

《理由》

理由、コミュニケーション支援は個別給付になじまない。無料の表現もなじまない。

【西滝委員】

《該当箇所》

5 コミュニケーション支援及びガイドコミュニケート支援について

《内容》

(1つ目の○)【結論】「支援を必要とする障害者に対し、社会生活の中で行政や事業者が対応すべき必要な基準を設け」の基準と、それを誰がどこで設けるのかを明記。

《理由》

「支援を必要とする障害者に対し、社会生活の中で行政や事業者が対応すべき必要な基準を設け」の具体的な内容が曖昧である。

【野原委員】

《該当箇所》

【表題】コミュニケーション支援及びガイドコミュニケート支援について

28ページ

《内容》

次を補足する

○^{きかん} ^{せっかい} ^{とう} 気管切開等により^{はつわ} ^{きのう} 発話機能を^{はい} ^{しつ} 廃失した^{しょうがいしゃ} ^{かんじゃ} ^{とう} 障害者（ALS患者等）への^{がいど} ^{こみゆにけーとしえん} ガイドコミュニケーション支援は、^{せいどか} ^{くに} ^{せきにな} 制度化して国が^{ざいせい} ^{そち} ^{おこな} 責任をもって財政措置を行う。

《理由》

^{ぼでいらんげっじ} ^{くちぱく} ^{もじばん} ^{きき} ^{りよう} ^{こみゆにけーしよん} ボディランゲッジ、口パクとか文字盤、IT機器を利用してコミュニケーションをとっている^{しょうがいしゃ} ^{こみゆにけーしよんしえん} ^{げんざい} ^{かぞく} ^{かぎ} ^{しえんしゃ} 障害者へのコミュニケーション支援は、現在もっぱら家族や限られた支援者によって行われているが、この支援には^{しえん} ^{こうてきしえんせいど} 公的支援制度はない。^{こべつせい} ^{せんもんせい} ^{もと} 個別性・専門性が求められることから、一部の^{いちぶ} ^{かぎ} ^{ひと} ^{しえん} ^え 限られた人たちの支援はやむを得ないにしても、その^{しえんしゃ} ^{しえん} 支援者への支援、^{こべつに} ^{ーず} ^{こた} ^{きき} ^{せんさ} ^{かいはつ} ^{くに} ^{せきにな} ^も ^{しきくか} 個別ニーズに応えるIT機器のセンサー開発は国が責任を持って施策化すべきである。

【渡井委員】

《該当箇所》

5. ^{こみゆにけーしよんしえんおよ} ^{がいどこみゆにけーとしえん} コミュニケーション支援及びガイドコミュニケーション支援について

【表題】 ^{ひょうだい} ^{こみゆにけーしよんしえんおよ} ^{がいどこみゆにけーとしえん} コミュニケーション支援及びガイドコミュニケーション支援について

P 2 8 2 4 ^{ぎょうめ} 行目～P 2 9 2 ^{ぎょうめ} 行目

《内容》

5. ^{こみゆにけーしよんしえんおよ} ^{もう} ^{ものむ} ^{つうやく} ^{かいじょしえん} コミュニケーション支援及び盲ろう者向け通訳・介助支援について

【表題】

^{こみゆにけーしよんしえんおよ} ^{もう} ^{ものむ} ^{つうやく} ^{かいじょしえん} コミュニケーション支援及び盲ろう者向け通訳・介助支援について

【結論】

○^{こみゆにけーしよんしえん} ^{しえん} ^{ひつよう} ^{しょうがいしゃ} ^{たい} ^{しゃかいせいかつ} ^{なか} コミュニケーション支援は、支援を必要とする障害者に対し、社会生活の中で^{ぎょうせい} ^{ことぎょうしゃ} ^{たいおう} ^{ひつよう} ^{きじゆん} ^{もう} ^{ひよう} ^{むりよう} 行政や事業者が対応すべき必要な基準を設け、その費用は無料とする。

○^{もう} ^{ものむ} ^{つうやく} ^{かいじょしえん} ^{かん} ^{もう} ^{もの} ^{しえんに} ^{ーず} ^{とくしゆせい} ^{たようせい} 盲ろう者向け通訳・介助支援に関しては、盲ろう者の支援ニーズの特殊性・多様性、^{そんざい} ^{きしやうせい} ^{じじょう} ^{とどうふけん} ^{じっし} ^{こべつ} ^に ^{ーず} ^{おう} さらに、その存在の希少性などの事情から、都道府県での実施とし、個別のニーズに応

^{こみゆにけーしよん} ^{じょうほうにゆうしゆ} ^{かか} ^{しえん} ^{いどうかいじょとう} ^{いったいてき} ^う じたコミュニケーションと情報入手に関わる支援・移動介助等を一体的に受けられるようにする。

【説明】

^{こみゆにけーしよんしえん} ^{もう} ^{ものむ} ^{つうやく} ^{かいじょしえん} ^{はな} ^き ^み コミュニケーション支援と盲ろう者向け通訳・介助支援は、「話す」「聞く」「見る」^{ある} ^{うご} ^{きほんてきけんり} ^{ほしやう} ^{じちたい} ^{さいりよう} ^{なじ} 「歩く」「動く」という基本的権利の保障であり、自治体の裁量には馴染まないもので^{げんじやう} ^{じちたい} ^{こべつ} ^{はんだん} ありながら、現状では自治体が個別に判断している。そのことによる自治体間格差も^{しんこく} ^{もんだい} ^{さーびす} ^{しょうがいしゃ} ^{ちいきせいかつしえん} ^{ふかけつ} 深刻な問題である。これらのサービスは、障害者の地域生活支援に不可欠であり、か^{いま} ^{けんりせい} ^{じゆうぶん} ^{みと} ^{しえんるいけい} つ今までその権利性が十分に認められてこなかった支援類型である。

りゆう
《理由》

げんざい がいどこみゆにけーと ようご くに じちたい しょう もう
・現在、「ガイドコミュニケーション」の用語は、国や自治体において使用されておらず、「盲
ものむ つうやく かいじょ ぎょうせいようご ていちゃく
ろう者向け通訳・介助」が行政用語として定着しているため。

もう もの たよう ふくざつ にーず こべつせい にーず み
・盲ろう者には、多様で複雑なニーズをもつ個別性があることから、そのニーズを満た
すために必要な支援がどのようなものであるかを明確に示す必要がある。

I-6 ^{しえんたいけい} 支援体系

<A. ^{ぜんこくきょうつう} 全国共通の^{しく} 仕組みで^{ていきょう} 提供される^{しえん} 支援>

6. ^{ほそうぐ} 補装具・^{にちじょうせいかつようぐさ} 日常生活用具サービスについて

^{ひょうだい} ^{ほそうぐ} ^{にちじょうせいかつようぐさ} ^{サービス}
【表題】補装具・日常生活用具サービスについて

^{いけん}
《意見なし》

I-6 ^{しえんたいけい} 支援体系

<A. ^{ぜんこくきょうつう} 全国共通 ^{しく} の仕組み ^{ていきょう} で提供 ^{しえん} される支援 >

7. ^{そうだんしえん} 相談支援 ^{について}

「^{そうだんしえん} 相談支援 ^{こうざんしょう}」の項参照

^{いけん} <<意見なし>>

I-6 支援体系

<B. 地域の実情に応じて提供される支援>

8. 市町村独自支援について

【表題】市町村独自支援について

【石橋委員】

<<該当箇所>>

8. 市町村独自支援について

【表題】

【結論】

29ページ 3行目

<<内容>>

修正 福祉ホームは、3. 居宅サービスの項に移す

<<理由>>

福祉ホームを居宅と位置付けるため

【小野委員】

<<該当箇所>>

8. 市町村独自支援について

<<内容>>

結論の2項を以下のようにする。

○障害者就労センターならびに社会参加・活動センター開設準備や、市町村独自

事業として地域活動支援センターを設置することができる。また福祉ホームは

グループホームへの移行をすすめる。

<<理由>>

現行の結論は、結論になっていない。具体的なあり方を示すべきであり、支援体系

チームでもこうした議論はされた。

【近藤委員】

<<該当箇所>>

支援（サービス）体系

ひょうだい しちょうそんどうじしえん
【表題】市町村独自支援について

ページ
29ページ

ぎょう ぎょうめ ぎょう ぎょうめ
22行～23行目、28行～30行目

ないよう
《内容》

ふくしほーむ ぜんこく きょうつう しく ていきょう きょじゅうしえん さーびす
福祉ホームも、全国共通の仕組みで提供される居住支援サービスとして、
ぐるーぷほーむ けあほーむ いっぽんか せいど
グループホーム・ケアホームとあわせて一本化した制度とすべきである。

りゆう
《理由》

ふくしほーむ と グループホーム・ケアホームの機能および役割はほぼ同様である。
ふくしほーむ しちょうそんどうじしえん いち げんこう どうよう しちょうそんかくさ
福祉ホームを市町村独自支援として位置づけることは、現行と同様、市町村格差が
いちじる
著しくなるおそれがある。

いっぽんか ぐるーぷほーむせいど こじんせいかつたいぶ きょうどうせいかつたいぶ しゅ
なお、一本化したグループホーム制度は、個人生活タイプと共同生活タイプの2種か
らせいび ほーむへるぶ さーびす りよう す まい ば ひつよう
ら整備し、ホームヘルプサービスも利用できる住まいの場としていく必要がある。

さいとういじん
【齊藤委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

しえん さーびす たいけい
⑦支援（サービス）体系

ひょうだい しちょうそんどうじしえん
【表題】8. 市町村独自支援について

ページ
29ページ

けつろん じるし め ぎょうめ ぎょうめ
[結論] ○印2つ目3行目～4行目

ないよう
《内容》

へんこう
(変更)

げんこう ちいきかつどうしえんせんた しょうきぼ しちょうそんどうじしえん けいぞく
現行の地域活動支援センターは小規模なものについては市町村独自支援として継続
しつづ、にっちゅうかつどうしえん いこう けんとう
日中活動支援への移行ができるよう検討をすすめる。

りゆう
《理由》

じぎょうないよう ちいきかつどうしえんせんた にっちゅうかつどうしえん たいさ げんこう じりつ
事業内容としては地域活動支援センターと日中活動支援は大差なく、現行の自立
しえんほう さま しょうきぼ ちいきかつどうしえんせんた かつどう
支援法でもそのような様に小規模なものが地域活動支援センターとして活動している。そ
のこ きぼう ところ にっちゅうかつどうしえん いこう もと ところ
のまま残ることを希望する所はさておいて、日中活動支援への移行を求める所は
ししょうきぼ せいど あらた ひつよう
小規模でもできるような制度に改める必要がある。

もりいん
【森委員】

がითかうかしよ
《該当箇所》

しちようそんどくじしえん
B-8. 市町村独自支援について

ひようだい しちようそんどくじしえん
【表題】市町村独自支援について

ページ けつろん
29ページ 【結論】

した ぎようめ
下14～15行目

ないよう
《内容》

かせんぶ さくじよ
●下線部を削除

げんこう ちいきかつどうしえんせんた ふくしほーむ きよじゆうさぽーとじぎよう しちようそんどくじ
○ 現行の地域活動支援センターと福祉ホーム、居住サポート事業は市町村独自
しえん けんとう おこな
支援... 検討を行う。

りゆう
《理由》

ちいきかつどうしえんせんた ふくしほーむ ぜんこくきようつう しく いち
地域活動支援センターと福祉ホームは、全国共通の仕組みとして位置づけることが
ひつよう いっぽう きよじゆうさぽーと こんご しょうがいしゃ ちいきせいかつ しえん じゆうよう
必要。その一方で、居住サポートは、今後の障害者の地域生活の支援における重要
しさく せんこく しちようそん じっし かくじゆう
な施策であることを踏まえて、全国の市町村で実施されるよう拡充すべき。

I-6 支援体系

<C. 支援(サービス)体系を機能させるために必要な事項>

9. 医療的ケアの拡充について

【表題】医療的ケアの拡充について

【石橋委員】

《該当箇所》

9. 医療的ケアの拡充について

《内容》

意見

一貫して提供される仕組みの創設に現行の医療的ケアを生活行為と医療行為に区分することを結論の中に加えていただきたい。

《理由》

医療行為違反と過失罪の2罰とならないようにするため。介護保険事業所でも手を出さないのは、研修をしても2罰の恐れがあるためで保険では対応できない。

【大濱委員】

《該当箇所》

p 30

14行目

《内容》

地域生活に必要な医療的ケア…が、本人や家族が行う生活支援行為として、…地域生活のあらゆる場面で介護職員等によって確保される。

《理由》

原文では「家族がやる」との読み間違いが起こる。

【大濱委員】

《該当箇所》

p 30

15行目

ないよう
《内容》

にゅういん ひつよう ばあい ない かいごしゃ ぱーそなるあしすたんと へるば
入院が必要な場合には、慣れた介護者（パーソナルアシスタントやヘルパー）によって
サポートが得られるように…

りゆう
《理由》

にゅういんとき かいご ていきょう げんざい じゅうどほうもんかいご へるば ちゅうしん じゅうど
入院時の介護の提供は、現在、重度訪問介護のヘルパーが中心となっている。重度
ほうもんかいご ぱーそなるあしすたんと かいそ ほうこくしょ べつこうもく せいごうせい
訪問介護をパーソナルアシスタントに改組するという報告書の別項目と整合性を
も かしよ ぱーそなるあしすたんと めいき
持たせるには、この箇所にもパーソナルアシスタントを明記すべきである。

しみずいいん
【清水委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

いりょうてきけ あ かくじゅう
9. 医療的ケアの拡充について

ひょうだい いりょうてきけ あ かくじゅう
【表題】医療的ケアの拡充について

ページ
30ページ

ないよう
《内容》

けつろん
【結論】

○日中活動支援の一つであるダイアクティビティセンターにおいて看護師を複数配置
する等、濃厚な医療的ケアが必要な人でも希望すれば同センターを利用できるような
しえんたいせい かくほ あわ じゅうしゅうしんしんしょうがいしゃ じどうき せいじんき
支援体制を確保する。併せて重症心身障害者については、児童期から成人期にわた
り、医療を含む支援体制が継続的に一貫して提供される仕組みを創設する。

○地域生活に必要な医療的ケア（吸引等の他に、カニューレ交換・導尿・摘便・
こきゅうきそうさ ふく ほんにん かぞく おこな せいかつこうい がっこう いどうちゅう
呼吸器操作などを含む）が、本人や家族が行う生活行為として学校、移動中など、
ちいきせいかつ ばめん かくほ
地域生活のあらゆる場面で確保されるようにする。

○入院が必要な場合には、慣れた介護者（ヘルパー）によってサポートが得られるよう
にして、必要な医療を得ながら地域生活が継続できるようにする。

せつめい
【説明】

さいきん とく のうこう いりょうてきけ あ ひつよう ちょうじゅうしゅうじ ひと ぞうか
最近、特に濃厚な医療的ケアを必要とする超重症児といわれる人たちが増加の
けいこう いりょうかた つうじよ ば せいび ようせい
傾向にあり、このため医療型の通所の場の整備が要請されている。

ダイアクティビティセンターは重症心身障害児・者が利用することが想定されてお
り、その際には看護師の複数配置を必須要件とする。濃厚な医療的ケアを必要とす
る重症心身障害者が、18歳に達したことを理由に別体系の事業への利用変更を
もと しえんしゃ しえん ほうほう か せいめい きき じゅうだい かんきょう
求められ支援者も支援の方法も変わることは、生命の危機にもつながる重大な環境

へんか かり ほうりつたいけい か じんけん まも ねんれいそうおう
の変化であることから、仮に法律体系が変わるとしても人権が守られ年齢相応の
せいかつ おく いっかん しえんたいせい と
生活を送ることができるよう、一貫した支援体制が取れるようにする。

ちいきせいかつ いりょうてきけあ じゅうぶん しんらいかんけい
また、地域生活をすすめていくために医療的ケアとは、十分な信頼関係にある
へる ば ほんにん みと ほんにん か おこな し
ヘルパーが本人に認められることにより本人に代わり行うということであり、よく知っ
たが しんらいかんけい かいじょしゃ むり いりょうてきけあ きょうこ
ていてお互いに信頼関係にある介助者が無理なく医療的ケアができるための強固
のうこう しえん きばん もと がっこう ひつよう
で濃厚な支援の基盤が求められる。またそれは、学校においても必要である。また、
いっぼう にゅういん ひつよう ばあい な かいごしゃ へる ば さぽーと え
一方で入院が必要な場合には、慣れた介護者（ヘルパー）によってサポートが得られ
るようにして、必要な医療を得ながら、地域生活が継続できるようにする。

りゆう
《理由》

ほんにん しえんしゃ しんらいかんけい もと しえん のうこう きょうこ きばん いのち ま こう
・本人と支援者の信頼関係に基づく支援の濃厚で強固な基盤こそが命と真っ向か
ら向き合う医療的ケアには必要。そのことの強調がいるのではないか。

ふくいいいん
【福井委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

いりょうてきけあ かくじゅう
医療的ケアの拡充について

ページ
30ページ

ぎょうめ ぎょうめ
24行目から28行目

ないよう
《内容》

いりょうてきけあ こんぽん せんもんてき いりょうしえんたいせい せいび し かいじょしゃ
医療的ケアの根本は、専門的な医療支援体制の整備である。よく知れた介助者
として、がっこう しく てきよう いかん
学校にまでその仕組みを適用するのは如何なものか？

りゆう
《理由》

がっこう へる ば かが
学校やヘルパーに肩代わりにすることになりかねない。

ちようじゅうしょうじ たい いりょうてきけあ しえんたいせい ひつよう
とりわけ超重症児に対する医療的ケアはしっかりした支援体制が必要であり
せんもんか いくせい ふかけつ
専門家の育成が不可欠である。

I-6 支援体系

<C. 支援（サービス）体系を機能させるために必要な事項>

10. 日中活動支援における定員の緩和等について

【表題】日中活動支援の定員の緩和等について

【石橋委員】

《該当箇所》

【説明】

30ページ 1行目

《内容》

修正

最近、特に医療機器を必要とする

《理由》

「濃厚な医療的ケア」は医行為を連想する。

【石橋委員】

《該当箇所》

30ページの10. 「日中活動支援における定員の緩和等について」と31ページの

「日中活動支援への通所保証について」

《該当箇所》

24ページ2. 日中活動支援の次、3. 居宅サービスの前に移す。

《理由》

日中活動支援でまとめる

I-6 支援体系

<C. 支援(サービス)体系を機能させるために必要な事項>

1.1. 日中活動支援への通所保障について

【表題】日中活動支援への通所保障について

意見なし

I-6 支援体系

<C. 支援(サービス)体系を機能させるために必要な事項>

1.2. グループホームでの生活を支える仕組みについて

【表題】グループホームでの生活を支える仕組みについて

おのいいん
【小野委員】

がいたうかしよ
《該当箇所》

きよじゅうしえんさーびす ページ
3 居住支援サービス 26ページ

ないよう
《内容》

ぐるーぶほーむ きぼ にん きじゆつ しょうきぼ ひょうき
グループホームの規模を「4～5人」という記述を「小規模」という表記にする。

りゆう
《理由》

にんずう ぐたいてき しめ ひつよう しょうきぼ ひとり がいねん ふく
人数を具体的に示す必要はない。小規模とすることで「一人」からも概念として含まれる。

しえんたいけいちーむ いけん
支援体系チームではそうした意見があった。

I-6 支援体系

<C. 支援(サービス)体系を機能させるために必要な事項>

13. グループホーム等、暮らしの場の設置促進について

【表題】グループホーム等、暮らしの場の設置促進について

【伊澤委員】

《該当箇所》

④支援(サービス)体系

【表題】グループホーム等、暮らしの

場の設置促進

32ページ最後の2行

《内容》

高齢者分野における「シルバーハウジングプロジェクト」のように福祉目的住宅設置の上支援員による巡回見守りをはかる。

《理由》

・公営住宅の有効活用を、GH設置に留まらず、他の分野の好事例も踏まえ推進する。

《該当箇所》

I-6 支援体系／グループホーム等、暮らしの場の設置促進 32ページ 最後の2行

《内容》

事業者への税制の優遇(不動産取得税、〇〇…)ならびに土地・住宅提供者に対する経済的支援策や優遇策を講じる。

《理由》

文章の意味が変になっている。事業者への優遇と、土地・住宅の提供者への優遇を分けて明確な記述が必要

【石橋委員】

《該当箇所》

13. グループホーム等、暮らしの場の設置促進について

【説明】

32ページ 5行目

ないよう
《内容》

しゅうせい
修正

する場合は、地域住民の理解を得るのに時間を要し、時には

りゆう
《理由》

ひょうげん つよ
表現が強すぎる

いしばしいん
【石橋委員】

がいとつかしよ
《該当箇所》

ページ ぎょうめ
32ページ 7行目

ないよう
《内容》

ついか ちほうじやからだ せきむ ことぎょうしゃ れんけい きょうりよく しょうがいしゃだんたいとう きょうりよく
追加 地方自治体の責務として事業者と連携・協力および障害者団体等も協力
し

みつますいん
【光増委員】

がいとつかしよ
《該当箇所》

しえんたいけい
1-6支援体系

ぐるーぶほーむとう く ば せっちそくしん
13. グループホーム等、暮らしの場の設置促進について

ひょうだい ぐるーぶほーむとう く ば せっちそくしん
【表題】グループホーム等、暮らしの場の設置促進について

かんれん ほか ほうりつ かんけい うつ
【「Ⅱ 関連する他の法律との関係」に移すもの】

ページ
32ページ

ぎょう ぎょうめ
31行～33行目

ないよう
《内容》

みんかんちんたいじゅうたく ぐるーぶほーむせっち いっそうそくしん けんちくき
○民間賃貸住宅におけるグループホーム設置を一層促進する。そのために、建築基
じゅんほう みなお ぼうかへき こうじ ひつよう とう げんざい きび きじゅん
準法を見直し、防火壁などの工事を必要とする等の現在の厳しい基準をなくして、
ぐるーぶほーむ いっぱんじゅうきょ あつか
グループホームを一般住居として扱うこと。

↓

みんかんちんたいじゅうたく ぐるーぶほーむせっち いっそうそくしん けんちくき
○民間賃貸住宅におけるグループホーム設置を一層促進する。そのために、建築基
じゅんほう うんよう みなお ぐるーぶほーむ あんぜんせい たか なん
準法の運用を見直すこと。グループホームについては、安全性を高めるための何らか
たいおうさく こう うえ いっぱんじゅうたく しょう
の対応策を講じた上で、一般住宅の使用ができるようにする。

りゆう
《理由》

けんちくきじゅんほう みなお けんちくきじゅんほうじょう うんよう か けんちくもと
建築基準法を見直すとありますが、建築基準法上の運用が変わっただけで、建築基

じゅんほう なに か けんちくきじゅんほう みなお おも
準法は何も変わっていませんので、建築基準法の見直しにはあたらないと思います。

ぐるーぷほーむ いっぱんじゅうきょ あつか ひょうげん きょうどうじゅうたく しょう
また、グループホームを一般住居として扱うことという表現は共同住宅を使用し
たグループホームもあることから、グループホームをすべて一般住宅として扱うことは
できません。そのため、一般住宅も使用できるという扱いにすることが主旨です。

げん だいきぼ きしゆくしゃ きょうどうじゅうたく あつか てきとう
また、現にある大規模なものについては、寄宿舍、共同住宅として扱うことが適
当だと思ひます。

しょうきぼ ぐるーぷほーむ いっぱんじゅうたく しょう なん たいおう
「小規模なグループホームについては、一般住宅の使用ができるように何らかの対応
策を講じるべきである」という表現がいいのではないのでしょうか

I-6 支援体系

<C. 支援(サービス)体系を機能させるために必要な事項>

14. 一般住宅やグループホームへの家賃補助について

【表題】グループホーム等への家賃補助等について

【石橋委員】

《該当箇所》

14. 一般住宅やグループホームへの家賃補助について

【説明】

33ページ 5行目

《内容》

修正

一定の範囲内の家賃に応じて住宅手当を

《理由》

高級な場所と連想されるので理解が得られない。

I-6 支援体系

<C. 支援(サービス)体系を機能させるために必要な事項>

15. 他分野との役割分担・財源調整

【表題】シームレスな支援と他分野との役割分担・財源調整

【大濱委員】

<<該当箇所>>

p 33

最後の行の下に追加

<<内容>>

たとえば、自宅でも職場でも同じパーソナルアシスタント制度で介護を受けることが、シームレスなサービスの実現には必要である。この場合、勤務時間や通勤時間のパーソナルアシスタントのコストを障害者雇用納付金勘定から障害福祉会計に移転する仕組みが必要である。

<<理由>>

「調整」ではあいまいなため、具体的に書くべき。

I-6 支援体系

その他

【大久保委員】

《該当箇所》

支援（サービス）体系

【表題】全般

【結論】

《内容》

（追加）

支援体系の中で「障害児が利用することができる（もしくは利用が見込まれる）」支援を明確にする。

そのうえで、「Ⅲ 関連するその他の法律との関係」の項において、「児童福祉法など関連する法律との連携や整合性を考慮する。」との結論を設ける。

《理由》

総論的に、障害児に対する支援施策が抜け落ちており、「I-2 障害（者）の範囲」の中で「障害児（福祉）支援は主に児童福祉法で行うが本法でも障害児への支援を行う」と説明されている部分と矛盾する。

【齊藤委員】

《該当箇所》

⑧ 支援（サービス体系）

C. 支援（サービス体系）を機能させるために必要な事項

30ページ4行目以降に新たな項目として追加

《内容》

【表題】障害者就労センターの経営主体について

【結論】

○ 障害者就労センターは営利法人でない法人をその経営主体として適正な経営を心がける

○ 障害者就労センターの仕組みが定着した上で営利法人による適正な参入もできるような方途を検討する。

りゆう
《理由》

げんこう しゅうろうけいぞく がたおよ しゅうろういこうしえんじぎょう かぶしきかいしゃ えいりほうじん
現 行 の 就 労 継 続 A 型 及 び 就 労 移 行 支 援 事 業 に は 株 式 会 社 な の 営 利 法 人 の
さんいゆう きゅうそく ぞうか とく しゅうろうけいぞく がたじぎょう なか
参 入 が 急 速 に 増 加 し て い る 。 特 に 就 労 継 続 A 型 事 業 に あ っ て は こ れ ら の 中 に は そ れ
しごとほしょう しよくいんはいち しやうがいしゃ たんじかんろうどう さいちんほしょう
な り の 仕 事 保 障 や 職 員 配 置 も み ら れ ず 、 障 害 者 の 短 時 間 労 働 に よ っ て 最 賃 保 障 が
な さ れ て い る 所 が 多 く あ る 。 ま だ そ の 運 営 実 態 の 全 ぼ う は 明 ら か に は さ れ て い な い が
ほじょきん かつよう ふめいりょう うんえい おそ そん いっぱんしゅうろう こんなん ひと
補 助 金 の 活 用 に よ る 不 明 瞭 な 運 営 の 恐 れ が 在 し て い る 。 一 般 就 労 が 困 難 な 人 た
ち の 雇 用 を 進 め る 事 業 と し て 適 正 な 仕 事 保 障 と 仕 事 環 境 の 中 で の 事 業 展 開 を 進
め る 必 要 が あ る 。

じゅうぶん しごと ちんぎんほしょう じぎょうしよ つうじょう こよう かのう
ま た 充 分 な 仕 事 や 賃 金 保 障 が で き て い る 事 業 所 に あ っ て 、 通 常 の 雇 用 が 可 能 で あ る
に も か か わ ら ず 、 い た ず ら に A 型 事 業 を 進 め て い る 動 き も あ る 。

あら しやうがいしゃしゅうろうせんた かつどう ぼうし こよう こんなん
ま ず は 新 た な 障 害 者 就 労 セ ン タ ー で は こ う し た 活 動 を 防 止 し 、 よ り 雇 用 が 困 難 な
しやうがいしゃ こよう かくだい じぎょう えいりほうじん ほうじん
障 害 者 に も 雇 用 を 拡 大 し て い く 事 業 と し て ま ず は 営 利 法 人 で な い 法 人 に よ っ て こ の
じぎょう てきせい かくりつ ひつよう
事 業 の 適 正 な 確 立 を は か る 必 要 が あ る 。

たんじかんこよう いっつい せいげん たんじかんこよう ひつよう ばあい ほじょきん げんぜい
あ わ せ て 短 時 間 雇 用 の 一 定 の 制 限 や 、 短 時 間 雇 用 が 必 要 な 場 合 の 補 助 金 の 減 税 な ど
ほうほう どういゆう けんとう
の 方 法 の 導 入 も 検 討 す る 。

I-7 利用者負担

【表題】利用者負担について

【荒井委員】

《該当箇所》

I-7 利用者負担

【表題】利用者負担について

・36ページ最終行に追加

《内容》

「追加」

障害に伴う必要な支援は、無料とすべきとという結論について、負担能力のある方についてまで拡大することについては、他の制度との整合性や公平性の観点からも議論する必要があるという意見もあった。

《理由》

報告書では障害に伴う必要な支援は無料とすることとされている。低所得の方については必要な措置であるが、負担能力のある方まで拡大することは、他の制度との整合性や公平性の点で検討する必要がある。

【石橋委員】

《該当箇所》

③グループホー等の費用

37ページ 下から10行目

《内容》

追加 家賃に

《理由》

脱字

【大久保委員】

《該当箇所》

I-7 利用者負担

【表題】利用者負担について

けつろん
【結論】

るび ページ
ルビ61ページ

ないよう
《内容》

けつろん ぎょうめ かき しゅうせい
【結論】の2行目を下記のとおり修正する。

しゅうせい
(修正)

しょうがい とまな ひつよう しえん むりよう
障害に伴う必要な支援は無料とすべきである。

↓

しょうがい とまな ひつよう しえん おうのうふたん
障害に伴う必要な支援は応能負担とすべきである。

りゆう
《理由》

これまで、障害当事者団体も含めて「応能負担」について大きな異論はなかったもの
と考えられる。また、今般の「つなぎ」法においては「所得判定は本人または配偶者
(児童は保護者)」「上限が1割の応能負担」へ変更されることから、いわゆる高額
所得を有する者についても利用者負担が過重になる可能性は低く、理念的理由だけ
をもって、「つなぎ」法の負担構造を否定する積極的な理由は乏しい。また、同時に検討
すべき所得保障の性格やあり方に関する議論も不十分ある感は否めない。
なお、これについては自立支援医療についても同様である。

おおはまいいん
【大濱委員】

がいとつかしよ
《該当箇所》

p 37

がいどへるば こうつうひ
ガイドヘルパーの交通費

ないよう
《内容》

いけん ほうしゅうたんか いち こうつうひ じっぴじよせい かた よ
意見：報酬単価に位置づけるのではなく、交通費の実費助成の方が良いのではないか？

りゆう
《理由》

いちりつ たんか あっぶ えんかくち さーびすりよう しゅうりよう へるば かえ
一律の単価アップでは、遠隔地でサービス利用を終了しヘルパーに帰ってもらう
利用者や、入場料がかかる目的地へ行く利用者だけが、契約を断られる可能性が高い。

おかべいいん
【岡部委員】

がითかうかしよ
《 該 当 箇 所 》

りようしゃふたん ペーじ
利用者負担 37ページ

じっぴふたん てきせつ すいじゆん かくほ
(4) 実費負担の適切な水準の確保

ぐるーがほーむとう ひよう
③グループホーム等の費用

ないよう
《 内 容 》

ひようだい いか かせんぶぶん しゅうせい
③を表題とも以下の下線部分のように修正

やちんふたん けいげん
④家賃負担の軽減について

やちん ふく だれ はら ひよう ふたん こんなん ていしよとくしよがいしゃ たい
家賃を含む「誰もが払う費用」の負担が困難な低所得障害者に対しては、
ぐるーがほーむ いりきよ あぼーととう しえんづ じりつせいかつ べつ やちんほじよ
グループホームへ入居、アパート等での支援付き自立生活の別にかかわらず、家賃補助
ひつよう そうとうがく やちんほじよせいど じつげん ぜんてい にゆうしよせつりようしゃ
が必要である。また、相当額の家賃補助制度の実現を前提とし、入所施設利用者の
やちんそうとうがく ほてるこすと ほか もの びようどう かんてん じっぴふたん
家賃相当額のホテルコストについては他の者との平等の観点より実費負担とするこ
とが検討されるべきである。

りゆう
《 理 由 》

ていしよとくしよがいしゃ たい やちんほじよ じゅうよう かだい じっし しせつ
低所得障害者に対する家賃補助は重要な課題であるが、その実施にあたっては、施設
にゆうしよ ぐるーがほーむにゆうきよ あぼーととう しえんづ じりつせいかつ あいだ こうへいせい たんほ
入所、グループホーム入居、アパート等での支援付き自立生活の間の公平性が担保
されるべきである。

また、失業者直後の人がグループホームに入居する場合等にその利用者負担に対して
こま はいりよ ひつよう じっぴふたん こうもく ろん てきとう
きめ細かな配慮が必要であることを「(4) 実費負担」の項目で論じるのは適当とは
いえない。

にしたきいいん
【西滝委員】

がითかうかしよ
《 該 当 箇 所 》

りようしゃふたん
I-7 利用者負担

りようしゃふたん
1-7 利用者負担

ひようだい りようしゃふたん
表題 利用者負担について

しよがい とこな ひつよう しえん むりよう こみゆにけーしよんしえん
○…障害に伴う必要な支援は無料とすべきである②コミュニケーション支援

せつめい しよがい とこな ひつよう しえん
説明(3) 障害に伴う必要な支援 ②

ないよう
《 内 容 》

こみゆにけーしよん しえん しゆわ くわ ようやくひつき い ひつよう
コミュニケーションのための支援には手話に加え、要約筆記も入れる必要。

ようやくひつき ひつよう きき えいぞうとうえいき ぱそこんようやくひつき ひつよう
また要約筆記に必要な機器(OHPのような映像投影機、パソコン要約筆記に必要

なもの)も日常生活用具にちじょうせいかつようぐに含め無料ふく むりょうとすべきである。

《理由》

聴覚障害者のコミュニケーション支援ちやうかくしょうがいしゃ こみゆにけーしょんしえんでは、手話を必要とする人と要約筆記を必要とする人がいるため。

【西滝委員】

《該当箇所》

説明(3)障害に伴う必要な支援せつめい しょうがい ともな ひつよう しえん

④社会生活・活動を送るための支援(アクセス・移動支援を含む)～とくに移動支援しゃかいせいかつ かつどう おく しえん あくせす いどうしえん ふく いどうしえんに係る支援者の交通費・入場料等を公的に支援すべきである。

《内容》

【結論】

④社会生活・活動を送るための支援(アクセス・移動支援・コミュニケーションを含む)～とくに移動支援に係る支援者の交通費・入場料等を公的に支援すべきである。

《理由》

社会参加にあたってのコミュニケーション保障に利用者負担がないことを明記する。

【西滝委員】

《該当箇所》

説明(3)障害に伴う必要な支援せつめい しょうがい ともな ひつよう しえん

④社会生活・活動を送るための支援(アクセス・移動支援を含む)～とくに移動支援しゃかいせいかつ かつどう おく しえん あくせす いどうしえん ふく いどうしえんに係る支援者の交通費・入場料等を公的に支援すべきである。

《内容》

【結論】

⑦教育を受けるための支援(コミュニケーションを含む)?公教育や社会教育を受けるために必要な支援者の費用を公的に支援すべきである。

《理由》

教育を受けるにあたってのコミュニケーション保障に利用者負担がないことを明記する。

のほらいいん
【野原委員】

がいとうかしよ
《 該当箇所 》

りようしゃふたん
1-7 利用者負担

ひょうだい りようしゃふたん
【表題】利用者負担について

せつめい りようしゃふたん もんだいてん
説明 (1) 利用者負担の問題点

ページ
35ページ

じっぴふたん てきせつ すいじゆん かくほ
(4) 実費負担の適切な水準の確保

ページ
37ページ

ほてる こすと
* ホテルコストについて、

つ そ かぞくとう りよひ たいざいひ
* 付き添い家族等の旅費・滞在費

なんびよう なんちせいまんせいしっかん いりようひ ひょうだい しんこうもく た
* 難病・難治性慢性疾患の医療費…について、【表題】として新項目を立てる。

ないよう
《 内容 》

おな まんせいできしっかん じりつしえんいりよう とどうふけん しょうがいしゃいりよう こうてきしえん
同じ慢性的疾患でも、自立支援医療や都道府県の障害者医療などと、公的支援が

まった おこな なんびよう とくていしっかんいがい なんびよう しょうにまんせいとくていしっかん とく
全く行われていない難病（特定疾患以外の難病）・小児慢性特定疾患（特に

きゃりーおーば かんじゃ ふこうへい かくだい ほそく
「キャリアオーバー」患者）の不公平が拡大している…を補足する。

なんびよう まんせいしっかんかんじゃ にゅういんちゆう しょくひ こうてきしえん ほそく
難病・慢性疾患患者の入院中の食費は公的支援とする…を補足する

つ そ ひつよう なんびようかんじゃ しょうにまんせいしっかんかんじゃ つ そ かぞくとう りよひ
付き添いが必要な難病患者や小児慢性疾患患者の付き添いする家族等の旅費・

たいざいひ こうてき ふたん こうもく た ほそく
滞在費を公的に負担すべきである…ことを項目を立てて補足する

りゆう
《 理由 》

じりつしえんいりよう ふくしざいげん おうえき もんだい てちょうしょじしゃ いちぶ ちほう しさく
自立支援医療は、福祉財源で（応益に問題があるが）手帳所持者の一部は地方の施策

いりようひ こうてきしえん ほしょう とくていしっかん してい なんびよう
で医療費の公的支援が保証されている、特定疾患に指定されていない難病は

きしょうせい すうせん いりようひ こうてきしえん まった しょうにまんせい
稀少性で数千あるといわれているが、医療費の公的支援は全くない。小児慢性

とくていしっかん しっかん してい さい す どうよう こうてきしえん う き
特定疾患は、514疾患が指定されているが、20歳を過ぎると同様に公的支援が打ち切

られる。急性期疾患と同様に高額医療費などで対応しているが、原因と治療法が

わか しょうがいこうがくいりようひ はら つづ まんせいしっかん いりようひこうてき
分らず生涯高額医療費を払い続けなければならない慢性疾患への医療費公的

しえん たにま う おお かだい ひと
支援は、谷間を埋めるもっとも大きな課題の一つである。

にゅういんちゆう しょくひ いりよう ひつようせい かんれん きゆう
入院中の食費は医療の必要性との関連で給されている。

なんびよう しょうにまんせいとくていしっかん ばあい せんもんい すく えんかくち いりようきかん ちりょう う
難病や小児慢性特定疾患の場合、専門医が少なく遠隔地の医療機関で治療を受

ける場合が多い。当然付き添い者が必要になるが、交通費や当該機関のある地での

たいざいひ ふたん ひつよう いりよう う ばあい すく げんじょう
滞在費の負担ができず、必要とされる医療を受けられない場合が少なくないのが現状

である。

もりいじん
【森委員】

がいたうかしよ
《該当箇所》

りようしやふたん
I-7. 利用者負担

ひょうだい りようしやふたん
【表題】利用者負担について

ページ 【結論】

うえ ぎようめ ぎようめ
上3行目～11行目

ないよう
《内容》

けつろんぜんぶん かき しゅうせい
●結論全文を下記に修正

ほか もの びようどう かんてん しょうがいふくしき ーびす りようしやふたん げんそく
○他の者との平等の観点から、障害福祉サービスの利用者負担については、原則として
おうのうふたん
応能負担とすること。

I-7 ^{りようしゃふたん}利用者負担

^{ひょうだい} ^{じりつしえんいりよう} ^{りようしゃふたん}
【表題】自立支援医療の利用者負担について

^{いけん}
《意見なし》

その他

【大濱委員】

《該当箇所》

サービスの自己負担について

《内容》

完全無料にするのは理想的だが、これは将来の目標とし、予算が増税等で確保された後に実施すべきである。予算確保が困難な間は、命に関わることに予算をまず使っていくことを優先し、自己負担完全無料化は行わないようにすべきである。

《理由》

サービスが十分でないための一家心中の問題も、サービスが十分でないため呼吸器を付けずに死んでいく重度障害者の問題も、重度障害者の地域移行の問題も、未だ多くの市町村では受けられない24時間介護の問題も、命に関わる問題であり、予算の使い道としてまず優先されるべきである。限られた財源のなかで優先順位を絞って実行していき、そののちに、増税を行い財源確保したのちに、自己負担問題など命に関わらない問題を解決していくべきである。

【野原委員】

《該当箇所》

* 難病・難治性慢性疾患の医療費…について、【表題】として新項目を立てる。

《内容》

項目の内容は以下とする

難病・難治性慢性疾患の医療費の公的支援については、設置される審議会での結論が出るまで、緊急的な措置として次の施策を行う。

1. 特定疾患の指定を現 在 厚 労 省 が 研 究 し て い る 疾 患 す べ て に 拡 大 す る
2. 上 記 以 外 の 疾 患 で 特 別 の 支 援 を 必 要 と す る 疾 患 の 特 定 疾 患 指 定 を 行 う
3. 小 児 慢 性 特 定 疾 患 の キ ャ リ ー オ ー バ ー 問 題 の 解 決
4. 高 額 療 養 費 限 度 額 の 大 幅 切 り 下 げ
5. 上 記 施 策 に つ い て は 、 従 来 の 制 度 ・ 財 源 に と ら わ れ な い 臨 時 的 な 緊 急 特 別 措 置 を 行 う

りゆう
《理由》

なんびょう なんちせいまんせいしっかん いりょうひ なんびょうしさく あ かた せいど ざいげん
難病・難治性慢性疾患の医療費は、「難病施策の在り方」などとともに、制度・財源
ふく ほか りょういき ほうりつ かんれん たいおう ちょうせい もと そうごうふくしづかい
を含めて他の領域の法律との関連で対応・調整が求められている。総合福祉部会
ろんぎ じかん せいやく ぶかいこうせい げんかい とうじしゃ さんかく かんけい しんぎかい
での論議では、時間の制約や部会構成の限界、当事者の参画などの関係で、審議会
ほっそく せんもんてきけんとう ゆだ え かだい おお のこ
を発足させて専門的検討に委ねざるを得ない課題が多く残された。

げんじつ しさく せいど たにま しんぎん とうがいかんじゃ きんきゅう かいけつ つよ のぞ
しかし、現実の施策・制度の谷間に呻吟する当該患者は、その緊急な解決を強く望
ほんもんだい しょうがいしゃきほんほう そうごうふくしづかい か じゅうよう
んでいる。また、本問題は障害者基本法や総合福祉部会に課せられたもっとも重要な
かだい ひと せいぞんけん かか もんだい ないほう かだい ほんそうごう
課題の一つである。生存権に関わる問題を内包している課題でもあり、本総合
ふくしほう きんきゅうてき とくべつそち おこな
福祉法では緊急的な特別措置を行うべきである。

じたい そうごうふくしづかい まんぜん ほうち さべつ くに こうてき ようにん
この事態を総合福祉部会で漫然と放置することは、差別を国が公的に容認すること
もなりかねない

I-8 報酬と人材確保

【表題】報酬と人材確保の基本理念

【石橋委員】

《該当箇所》

I-8 報酬地人材確保 素案

【説明】

39ページ 6行目

《内容》

修正 計⇒契、パート率を⇒パート率が

《理由》

誤字

【石橋委員】

《該当箇所》

39ページ 12行目

《内容》

削除 「障害者の」

《理由》

文面は、日本全体に対して示唆しているため。

【三浦委員】

《該当箇所》

I-8 報酬と人材確保

【表題】報酬と人材確保の基本理念

39ページ

《内容》

「人材確保」だけでなく、「人材養成」の視点を基本理念として盛り込むべきである。

《理由》

サービスの質を保つためには、「人材養成」が重要であり、その環境を作り続けなければならない。「人材確保」とともに「人材養成」の視点を理念として位置付けるこ

とが^{ひつよう}必要である。

医療^{いりょうてきけ}的ケアなど、特別^{とくべつ}なニーズを持つ人々の、多数^{たすう}の地域移行・地域生活支援^{ちいきいこう ちいきせいかつしえん}に対応^{たいおう}していく場合^{ばあい}、一定^{いってい}の研修^{けんしゅう}を受けたケアスタッフ^{う けあすたっふ}の養成^{ようせい}なども、質・量^{しつ りょう}ともに短期^{たんき}で準備^{じゅんび}できるものではない。

また、地域生活^{ちいきせいかつ}等を支える人材^{ささ}が定着^{じんざい}していくための条件整備^{ていちゃく}（報酬体系^{じょうけんせいび}、勤務^{こうむ}体系^{ほうしゅうたいけい}、研修体系^{けんしゅうたいけい}、メンタルヘルス^{めんたるへるす}など）を、働く側^{はたら}の立場^{がわ}からも検証^{たちば}し整備^{けんしょう}していく^{せいび}必要^{ひつよう}がある。

I-8 報酬と人材確保

【表題】事業報酬における基本的方針と水準

いしばしいいん
【石橋委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

ひょうだい ふくしじゅうじしゃ ちんぎん きほんてきほうしん すいじゆん
【表題】福祉従事者の賃金における基本的方針と水準

せつめい
【説明】

ページ ぎょうめ
43ページ 8行目

ないよう
《内容》

さくじよ
削除

きょうつう きゅうりょうひょう もと かんみんかくさ ぜせい
共通の給料表に基づくことにより官民格差が是正できる

りゆう
《理由》

じんじいん こうむいんきゅうよかんみんかくさ きじゆん こと ぜんぶん どうよう
人事院の公務員給与官民格差の基準と異なっている。前文で同様のことを述べて
いる。

I-8 報酬と人材確保

【表題】報酬の支払い方式について

【大久保委員】

《該当箇所》

I-8 報酬と人材確保

【表題】報酬の支払い方式について

【結論】第一項

ルビ72ページ

《内容》

【結論】の第一項を下記のとおり修正する。

(修正)

○施設系事業報酬を「利用者個別給付報酬」(利用者への個別支援に関する費用)と「事業運営報酬」(人件費・固定経費・一般管理費)に大別し、前者を原則日払いとし、後者を原則月払いとする。

↓

○報酬の支払い方法は日払いを原則とする。

《理由》

【結論】の第一項の根拠を安定的な事業経営を中心としているが、安定的な事業経営の重要性について異論はないものの、事業者の収入の問題を安易に日額制に結びつけるべきではなく、報酬単価に注目すべきと考える。さもなければ、全国の経営実態の根拠を示す必要がある。

また、【結論】の第一項による給付の仕組みが理解できない。

利用者への給付は「利用者への個別支援に関する費用」とし、「人件費・固定経費・一般管理費」は事業者への給付とするようだが、支給決定される利用者へのサービスに要する費用は、利用者個々の支援にニーズにより異なり、その多くは人件費(職員配置)

といえる。

つまり、「利用者への個別支援に関する費用」は本来人件費が中心である。この利用者個々により異なる費用を切り離して、事業者に対して月額報酬として支給するということなのか。利用者のニーズに基づいた選択利用はどうなるのか。

また、これまでの個別給付(利用者への給付)を背景とした利用契約制度(事業者

との対等の関係)はどのようになるのか。

よって、報酬の支払い方法は日払いを原則とし、事業所の収入の安定した確保については、その報酬単価設定ならびに契約と異なって利用しない場合の取扱いなどについて検討していく必要があると考える。

さいとういん
【齋藤委員】

さいとういん
齋藤委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

ほうしゅう じんざいかくほ
⑨報酬と人材確保

ページ
40ページ

ひょうだい ほうしゅう しはら ほうしき
[表題] 報酬の支払い方式について

けつろん ぎょうめ ついか
[結論] 3行目に追加する

ほうしゅう じんざいかくほ
⑩報酬と人材確保

ページ せつめい ぎょうめ ついか
41ページ [説明] の27行目に追加する

ないよう
《内容》

りようしゃこべつきゅうふほうしゅう およ じぎょううんえいほうしゅう
「利用者個別給付報酬」及び「事業運営報酬」のどちらにあっても障害に併なう
しえん ひつよりょう たしょう こうりよ ほうしゅうがく せつてい
支援の必要量の多少を考慮した報酬額の設定をする。

りようしゃこべつきゅうふほうしゅう りようしゃ こべつしえん かん ひょう とうぜんこべつしえん
「利用者個別給付報酬」(利用者への個別支援に関する費用は、当然個別支援の
ひつよりょう おう じぎょううんえいほうしゅう しせつぜんたい しえん ひつよりょう おう
必要量に応じたものになるが「事業運営報酬」も施設全体の支援の必要量に
くらすべつ ほうしゅう
応じたクラス別の報酬となる。

りゆう
《理由》

あ りゆう
⑨⑩合わせた理由

げんこう ほうしゅう りようしゃ こ こ たい くぶんにんてい おう ほうしゅうがく せつてい
現行の報酬は利用者個々に対して、区分認定に応じた報酬額が設定されていた
せいかつかいご けあほーむとう くんれんとうきゅうふ いちりつ がく じりつしえんほう
(生活介護・ケアホーム等)が訓練等給付では一律の額とされてきた。自立支援法
いぜん りようしゃここ だんかい わ そちがく せつてい じぎょう しんぼう
以前は利用者個々が3段階に分けて措置額が設定されていた(ほとんどの事業)。新法
じぎょうしゅべつ と ここ しえん ひつよりょう そうごう ほうしゅうがく
においては事業種別と問わず、個々の支援の必要量を総合した報酬額とすべきであ
る。

I-8 報酬と人材確保

【表題】人材確保施策における基本的視点

《意見なし》

I-8 報酬と人材確保

【表題】福祉従事者の賃金における基本的方針と水準

おだじまいいん
【小田島委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

I-8 報酬と人材確保

【表題】福祉従事者の賃金における・・・

ぺいじ
42頁

ないよう
《内容》

しえんしゃぶそく きゅうりょう たか しえんしゃぶそく なに
支援者不足。みなやめてしまう。もっと給料を高くするなどして支援者不足を何とかしてほしい。

I-8 報酬と人材確保

【表題】「人材育成」について

【石橋委員】

《該当箇所》

【表題】「人材育成」について

【結論】

43ページ 4行目

《内容》

追加 当事者及びその関係者の委員登用率を

《理由》

意思表示が困難な肢体不自由児者に代わって、研修内容が適切なものとするため

【石橋委員】

《該当箇所》

【説明】

43ページ 下から1行目

《内容》

追加

に加え、障害関係団体からの委員登用率を法的に義務化する

《理由》

【結論】に加えたため

【大濱委員】

p40

下から4行目に追加

《内容》

また、時間割報酬には、精神障害者に多いキャンセルなどを補填する仕組みも必要である。

さらに、常勤ヘルパーで対応していた長時間利用の重度障害者が入院・死亡した場合などは、2ヶ月ほどのヘルパー人件費を補助する必要がある。

理由
《理由》

在宅系事業所の場合でも、ALSなど長時間利用者の突然の入院や死亡などにより、常勤ベテランヘルパーの給与が突然払えなくなるなどの問題がある。

しかし、時間割の報酬体系であるからこそ、指定の要件が簡素で、事業参入が容易であることも重要であり、時間割の報酬体系も必須である。

そこで、新規事業所は時間割制のみとし、1年以上の実績のある事業所に限って、新報酬体系と時間割制報酬体系を選べる選択制にすべきである。

大濱委員
【大濱委員】

該当箇所
《該当箇所》

p 4 3

下から5行目に追加

内容
《内容》

訪問系サービスについても、現在は資格研修が必須となっているが、都道府県指定の研修ではなく、各事業所で行う利用者自宅での先輩ヘルパーとの同行訪問や、事業所独自の研修等によるOJTを基本資格とすべきである。そのうえで、都道府県指定の資格研修はステップアップ研修として、就業後1年以内に受講を義務づけるなどとすべきである。

特にパーソナルアシスタント制度では、OJTに特化して研修を行うべきである。

近藤委員
【近藤委員】

該当箇所
《該当箇所》

報酬と人材確保

【表題】「人材育成」について

43ページ

全般

内容
《内容》

相談支援にあたっては、ケアマネジメントできる真のソーシャルワーカーの制度化など、必要な人材の養成が不可欠である。

理由
《理由》

ケアマネジメントにおいてソーシャルワークの技法は重要である。

りようしゃしゆたい ささ しえんしゃ いくせい ようせい ひつよう
利用者主体を支える支援者を育成・養成することが必要である。

I-9 ちいきせいかつ しげんせいび
地域生活の資源整備

ひょうだい ちいきせいかつ いとな うえ ひつよう しゃかいしげん せいび
【表題】地域生活を営む上で必要な社会資源の整備

あらいいん
【荒井委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

ちいきせいかつ しげんせいび
I-9 地域生活の資源整備

ひょうだい ちいきせいかつ いとな うえ ひつよう しゃかいしげん せいび
【表題】地域生活を営む上で必要な社会資源の整備

ページ ぎょうめ つぎ ついか
・46ページ 1行目の次に追加

ないよう
《内容》

つか
「追加」

また、制度を運営することとなる市町村にとっては、財源の問題のみならず、マンパワーの確保や職員の専門的スキルの向上などを図るための方策が必要。市町村は規模の大小、財政力の強弱、人口構成の偏りなど個々に異なる事情を抱えており、それぞれの状況に応じたきめ細かな対応が必要である。

りゆう
《理由》

せいどうんえいしゆたい しちょうそん まんばわ かくほ む ちいきかんかくさ もんだい かいしゅう
制度運営主体である市町村のマンパワー確保に向けて地域間格差の問題を解消するようきめ細かな対策が必要。

いざわいん
【伊澤委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

ちいきせいかつ しげんせいび
⑤地域生活の資源整備

ひょうだい ちいきせいかつ いとな うえ ひつよう しゃかい
【表題】地域生活を営む上で必要な社会

しげん せいび
資源の整備

ページ せつめい ぎょうめまつび
45ページ【説明】の13行目末尾

ないよう
《内容》

また、地域移行を推進する場合には、体験宿泊による、退院・退所の意欲形成や地域生活のイメージ作りの観点からもショートステイは肝要である。

りゆう
《理由》

たんきしゆくはく しょーとすてい たよう きのうてきようそ か つ
短期宿泊(ショートステイ)のもつ多様な機能的要素を書き尽くすべし。

いしばしいん
【石橋委員】

がいてうかしよ
《該当箇所》

I-9 ちいきせいかつ しげんせいび そあん
地域生活の資源整備 素案

けつろん
【結論】

ページ ぎょうめ
45ページ 1行目

ないよう
《内容》

さくじよ た
削除 「足る」を

りゆう
《理由》

いみふめい
意味不明

いしばしいん
【石橋委員】

がいてうかしよ
《該当箇所》

ページ ぜんたい
45ページ 全体

ないよう
《内容》

しゅうせい
修正

しよーとすてい たんきにゅうしよ しよーとすてい
ショートステイ⇒短期入所（ショートステイ）

りゆう
《理由》

ほかしやう せいごうせい はか
他章との整合性を図るため

いしばしいん
【石橋委員】

がいてうかしよ
《該当箇所》

せつめい
【説明】

ページ した ぎょうめ
45ページ 下から3行目

ないよう
《内容》

ついか
追加

ふそく ほうりつ せいやく
不足している（法律の制約もあって）

りゆう
《理由》

たん にな かいじよしゃ た かいじよしゃ あんしん にな かんきやう せいび
単に担う介助者が足りないのではない。介助者が安心して担う環境が整備されて

いない。

おおはまいいん
【大濱委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

p 4 5

した ぎょうめ ついか
下から13行目に追加

ないよう
《内容》

だいとしぶ きゅういん ひつよう しょうがいしゃ じゅうどほうもんかいご さーびすりよう もう
大都市部でも、たんの吸引が必要な障害者が、重度訪問介護のサービス利用を申し
こ さーびすていきょうけんない すうじゅつかしよ じぎょうしよ じんざいなん りゆう
込んでも、サービス提供圏内の数十箇所のすべての事業所から、人材難を理由に
ことわ じれい つづ
断られるという事例が続いている。

にしたきいいん
【西滝委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

ちいきせいかつ しげんせいび
I-9 地域生活の資源整備

ひょうだい ちいきせいかつ いとな うえ ひつよう しゃかいしげん
【表題】地域生活を営む上で必要な社会資源

およ
及び

ちいきいこう
I-10 地域移行

ないよう
《内容》

けつろん
【結論】

しせつにゆうしよ つうじよ ひつよう しょうがいしゃ しせつ せいび かくじゅう めいき
・施設入所、通所を必要とする障害者のために、施設の整備・拡充を明記

りゆう
《理由》

しょうがいしゃ ちいきいこう いろん じゅうふく しょうがいしゃ
障害者の地域移行について異論はないが、ろう重複障害者のように、
こみゆにけーしょん ふく とくべつ にーず も しえん よう しょうがいしゃ ばあい しせつ
コミュニケーションも含めて特別なニーズを持ち、支援を要する障害者の場合、施設の
にゆうしよ つうじよ ひつよう ばあい
入所、通所が必要な場合がある。

のはらいいん
【野原委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

ちいきせいかつ しげんせいび
1-9 地域生活の資源整備

ひょうだい ちいきせいかつ いとな うえ ひつよう しゃかいしげん せいび
【表題】地域生活を営む上で必要な社会資源の整備

ページ
45ページ

ていじ こっかくていげんそあん ぶんるい せいり かだい いけん
提示された骨格提言素案の10の分類ではし整理しきれない課題についての意見

いりよう ふくし こんざい りょういき しょうにん ふくごうてき しょうがい たいおう
1 「医療と福祉の混在した領域」の承認と複合的な障害への対応

2 難病対策のあり方について

《内容》

次を補足する

○医療型療養病床施設を拡充し、難病患者や医療に依存する障害者を受け入れられるよう介護・看護・医療の質を保證する。

難病や精神の領域には、既存の縦割りの福祉では、ニーズに対応できない複合的な障害がある。これらは、医療と福祉の混在した領域に体系を構築し、それに対応した施策を講じることが必要である。

時間的・人的・制度的制約などから本総合福祉部会で結論を得られなかった「難病対策」について、

1. 特に解決が迫られている医療費の対応など本新法で緊急的臨時的措置を拡充しながら、
2. 「難病対策のあり方」についての本格的な検討は、新法のもとに審議会を発足させてできるだけ早い時期に結論を得る

《理由》

現状は、入院期間が短縮され医療型療養病床が縮減され、開業医も難病患者は敬遠するという状況下で、重介護や看護が在宅で家族に

よって担われているのが難病患者の実態である。

病院と在宅の中間的施設として期待された医療型療養病床施設が、医療の質を伴って拡充されることは地域生活を営む難病患者にとっての不可欠の課題である。

「難病」は、既存のすべての障害を含むものがある。一つの疾病でも、身体・知的・精神・高次機能・発達障害を含む「モヤモヤ病」他、精神に分類されている「認知症」なども複合した障害である。

若年性アルツハイマー病をはじめいわゆる「認知症」の患者に対する支援の現状については「精神福祉」の範囲では不適當、かつ全く不十分であり、総合福祉法にあってはむしろ身体介護、コミュニケーション支援、家事援助、移動支援を中心に組み立てるべきであること。(食事、入浴、排泄、就寝、整容、衣類着脱、歩行、書字、感情表現、苦痛の訴え、記憶、家事、買い物、掃除、日常生活におけるおおよそ人としてのありとあらゆる行動が障害される)

難病患者の複合的福祉的ニーズは、現状の制度的財源的な障壁によって不公平

さを拡大して新たな差別になりかねない程度に放置されている。

制度改革を標榜して設置された障がい者制度改革推進会議や総合福祉部会は、既存の福祉制度の枠にとらわれずに、障害者権利条約の日本での具体化、国際的な施策からも学ぶという視点で本格的に対応すべきである

これは、障害者の福祉施策の改革・改善に止まらず国の社会保障政策にもかかわる問題を内包している関係で、多くの分野の制度改革や調整を含むものになる

増田委員

《該当箇所》

45ページ

表題 地域生活を営む上で必要な社会資源の整備

結論 に追加

《内容》

地域における相談支援において、新たなニーズや既存の支援では不十分な場合には、新たな社会資源整備を行えるように、地域相談支援事業者が、各自治体の障害者施策に対し、意見具申できる仕組みを用意する。

《理由》

障害のある人のニーズの幅広さ、年齢によっても支援ニーズは変化する。そうしたニーズの変化に気づき、提案することを相談支援事業者の役割として位置付ける必要がある。

ちいきせいかつ しげんせいび
I-9 地域生活の資源整備

ひょうだい じりつしえんきょうぎかい しゃかいしげん ゆうきてきれんけい ちいきふくし こうじょう
【表題】自立支援協議会（社会資源の有機的連携と地域福祉の向上）

あさひないいん
【朝比奈委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

ちいきせいかつ しげんせいび
I-9 地域生活の資源整備

ページ じりつしえんきょうぎかい
46ページ 自立支援協議会

ないよう
《内容》

れんけいさき ようほごじどう たいさく ちいききょうぎかい くわ こうれいしゃ ぎやくたい ぼうし
連携先として、要保護児童対策地域協議会に加えて、高齢者虐待防止
ネットワーク、特別支援教育連携協議会等の関係する組織も例示するとともに、
れんけい ぜんたいぞう めいかく らいふすてーじ とぎ しえんたいせい
連携の全体像を明確にするために、「ライフステージにわたる途切れない支援体制が
せいび きじゆつ
整備されるよう」といった、記述をしてほしい。

りゆう
《理由》

じりつしえんきょうぎかい しょうがいしゃ く ちいき かく いち
自立支援協議会を障害者が暮らす地域づくりの核として位置づけるためには、その
しよしょうはんい めいかく ほかそしき かんれん しめ ひつよう ぐたいてき こんご
所掌範囲を明確にするるとともに他組織との関連を示す必要がある。具体的には今後
けんとう ちょうせい きじゆつ ひつよう
の検討や調整になろうが、そこにつながるような記述が必要。

いしばしいいん
【石橋委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

ひょうだい じりつしえんきょうぎかい しゃかいしげん ゆうきてきれんけい ちいきふくし こうじょう
【表題】自立支援協議会（社会資源の有機的連携と地域福祉の向上）

けつろん
【結論】

ページ ぎょうめ
46ページ 3行目

ないよう
《内容》

ついか
追加
しょうがいしゃおよ かんけいしゃ さんかく
障害者及びその関係者の参画を

りゆう
《理由》

いしひょうじ こんなん したいふじゆうじしゃ か おや かいとう さんかく みち と
意思表示が困難な肢体不自由児者に代わって親の会等が参画する道が閉ざされない
ため。部会報告書では「その関係者」として参画すべしとしている。

いしばしいん
【石橋委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

ページ ぎょうめ
46ページ 12行目

ないよう
《内容》

さくじよ
削除

じりつしえんきょうぎかい ひつよう ばあい ようほごじたいさくちいききょうぎかい れんけい
○自立支援協議会は、必要な場合、要保護児対策地域協議会と連携するものとする。

りゆう
《理由》

ちーむ ぎろん
チームで議論していない。

おのいいん
【小野委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

ちいきせいかつ しげんせいび じりつしえんきょうぎかい ページ
I-9 地域生活の資源整備 自立支援協議会 46ページ

ないよう
《内容》

じりつしえんきょうぎかい こしょう しょうがいしゃちいきふくししえんきょうぎかい へんこう けつろん
自立支援協議会の呼称を「障害者地域福祉支援協議会」に変更し、結論に

しょうがいしゃちいきふくししえんきょうぎかい しちようそんしょうがいしゃさくすいしんきょうぎかい ぶかい せっち
「障害者地域福祉支援協議会は、市町村障害者施策推進協議会の部会として設置

することができる」を新たに加える。

りゆう
《理由》

じりつしえんきょうぎかい きのう ひつようせい いっていでいとみと こしょう
自立支援協議会の機能の必要性は、一定程度認めることはできるものの、呼称が

げんこう じりつしえんほう ざんぞんぶつ いんしょう まぬが
現行のままでは、自立支援法の残存物という印象を免れないため

ますだいいん
【増田委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

ページ
46ページ

ひょうだい じりつしえんきょうぎかい
表題 自立支援協議会

けつろん ぎょうめ
結論 3行目

ないよう
《内容》

しゅうせい かしょう そうごうふくしせいさくいいんかい せっち
修正 「(仮称)総合福祉政策委員会」の設置

さくじよ けんいき
削除 (ないし圏域)

りゆう
《理由》

じりつしえんきょうぎかい じちたいかんかくさ おお きそん きょうぎかい じちたい たい なに
自立支援協議会は自治体間格差の大きな既存の協議会であり、自治体に対し、何の

けんげん も あらた そうごうふくしほう かしょう そうごうふくしせいさくいいんかい しちようそん
権限も持たない。これを改め、総合福祉法で(仮称)総合福祉政策委員会の市町村

ほうていか おこな そугоうふくしほう かんれん せいさくかだい どうじしゃさんかく すす じりつ
法定化を行い、総合福祉法に関連する政策課題を当事者参画で進める・自立
しえんきょうぎかい すす しえんきかん ネットワークかいぎ そугоうふくしせいさく
支援協議会で進められてきた支援機関のネットワーク会議などは、総合福祉政策
いいんかい ぶかい きのう
委員会の部会の1つとして機能させていく。

また、けんいき せっち けんざいか しえんに一ず かくじちたい しさく むす
また、圏域ごとの設置であると、顕在化した支援ニーズを各自治体の施策に結びつける
ことが困難であり、しちょうそん かいぎ せっち ひつよう
ことが困難であり、市町村ごとの会議の設置が必要である。

やまもといいん
【山本委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

ページ
46ページ

じりつしえんきょうぎかい
自立支援協議会

ないよう
《内容》

じりつしえんきょうぎかい はいよ しょうがいしゃきほんほう せいさくいいんかい かいそ
自立支援協議会は廃止し、障害者基本法の政策委員会に改組すべきである

りゆう
《理由》

ちいき かんけいきかん れんけい せいしんしょうがいしゃ おつ びょうじょうあつか まね
地域の関係機関の連携は精神障害者を追い詰め病状悪化を招きかねない。

むしろあくまで本人を中心とした支援の追及をアドボケート組織が行うべきである
ほんにん ちゅうしん しえん ついきゅう あどぼけいとそしき おこな

せいさくもにたりんぐ せいさくいいんかい おこな
政策モニタリングは政策委員会によって行われるべき

I-9 ^{ちいきせいかつ} ^{しげんせいび}
地域生活の資源整備

^{ひょうだい} ^{ちいきせいかつ} ^{しげんせいび} ^{じゅうてんてき} ^{すす} ^{しょうがいふくしけいかく} ^{やくわり}
【表題】地域生活の資源整備を重点的に進めるための障害福祉計画の役割【P】

^{いけん}
<意見なし>

I-10 ちいきいこう
地域移行

ひょうだい ちいきいこう ほうていか
【表題】「地域移行」の法定化

かわさき たつ いいん
【河崎（建）委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

ちいきいこう ほうていか
「地域移行」の法定化

ページ
(47ページ)

せつめい ぎょう
【説明】1～7行

ないよう
《内容》

さくじよ
削除

りゆう
《理由》

【説明】だと、精神に関して7万2000人の内2819名(3.9%)しか精神障害者地域移行特別対策事業を使って退院していないとあるが、いわゆる社会的入院者のうちの退院者すべてが、「精神障害者地域移行支援特別対策事業を使って退院出来た人」ではない。

この事業を利用せずに退院を果たした、いわゆる社会的入院者は何十倍もの数になる。

また、【説明】の文章では、精神障害者地域移行特別対策事業そのものが有効ではなかったことを表現しているのか、この事業が精神科病院にとって利用し辛い事業だからこそのような結果だと表現しているのか分かりづらい。

また、詳細な分析がなされていない中で、数値だけが出されても正確な情報として伝わらず誤解を招く恐れがあるので削除すべきと考える。

すえみついいん
【末光委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

ちいきいこう そあん
地域移行 素案

ひょうだい ちいきいこう ほうていか
【表題】「地域移行」の法定化

ページ
47ページ

せつめい ぎょう ぎょうめ
【説明】の3行～5行目

ないよう
《内容》

だがその成果は非常に乏しい。障害者分野によって大きく異なる。平成17年10月の

身体障害者・知的障害者向けの施設入所者139,009人から平成21年10月には136,016人と、3,000人しか減っていない（達成率23%）が、地域移行した者は同時期に1万9,460人（14.0%）であり、新たな入所者の多くが介護者の高齢化や障害者の障害の重度化、病気の併発等から地域生活が困難となり施設入所に至ったもので大多数が占められている。新たな入所がなければ定員削減は目標を達成できていたはずである。

《理由》

誤解を生む内容である。正確な事実記述が求められる。

【中原委員】

《該当箇所》

1-10 地域移行

【表題】「地域移行」の法定化

【説明】

（47ページ3行目～）

《内容》

平成17年10月の身体障害者・知的障害者向けの施設入所者139,009人から平成21年10月には136,016人と、3,000人しか減っていない（達成率23%）（本文より）としているが、退所しても新たに待機者等が入所するために減らないのであり、実際の退所者は5年間で知的入所系施設だけで25,826人（17年5493人、18年6,265人、19年4,572人、20年4,434人、21年5,062人、日本知的障害者福祉協会全国調査より）が退所している。この文言では誤解を招くので、正確な表現にする必要がある。

《理由》

入所施設に退所可能な利用者が存在することは事実であるが、入所待機者がいることもまた事実である。

【奈良崎委員】

I-10 地域移行／地域移行の法定化

ルビ84ページ

《内容》

（追加）

「移行先」となる地域については、障害者だけがまとまって暮らすのではなく、さまざまな住民がともに暮らせる生活環境を目指す。

《理由》

地域移行が進んだ先の地域そのもののあり方について、一定の考え方を示す必要がある。

【増田委員】

《該当箇所》

47ページ

表題 「地域移行」の法定化を修正

結論 修正と追加

《内容》

社会的入院・社会的入所の問題を解決するために「地域移行」の法定化を図る結論部分の下のを上に持ってくる。その上で、国は、「社会的入院、社会的入所を早急に解消するために」と加筆し、地域移行を促進することを法に明記し……とする。

《理由》

社会的入院・社会的入所の解決は緊急課題であり、そのことを強調すべきである。

【山本委員】

《該当箇所》

1-10 地域移行

47ページ

結論

《内容》

「長期の入院入所者は国策による人権侵害の被害者であり、国家による緊急の人権回復措置の対象である」を追加

《理由》

精神病院の入院患者の年齢分布（認知症の方の入院を除く）は段階の世代より少し前にあり、ライシャワー事件以降の強制入院の被害者であり、これら超長期

にゅういんかんじゃ ちいきいこう みしときゅう かいけつ じんけんもんだい いま たいいん
入院患者の地域移行は緊急に解決されるべき人権問題であるが、今までの退院
そくしんじぎょうとう ではこのそうはほとんど退院できておらず、死亡退院となっている。

やまもといいん
【山本委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

1-10 ちいきいこう
地域移行

47 ページ

けつろんぶぶん ふた め
結論部分の二つ目の○

ないよう
《内容》

ちいききばんせいび かねんせんりやく ちょうきにゅういんにゅうしよしゃ ちいきいこうきんきゅう
「地域基盤整備10カ年戦略」ではなくて、「長期入院入所者の地域移行緊急
ぷろじえくと そうごうふくしほう ほうていか ねんかんしゅうちゅう ぷろじえくと
プロジェクト」とすべきであり、総合福祉法に法定化し、1年間集中したプロジェクト

ひつよう
が必要

りゆう
《理由》

ちいききばんせいび そうごうふくしほう そうたい おこな こんかい そあん
地域基盤整備は総合福祉法総体として行うべきものであり、今回の素案ですでに
こうもくた
項目立てされている。

ちいききばんじゅうじつ か
地域基盤充実をここに書くのはおかしい

I-10 ちいきいこう
地域移行

ひょうだい ちいききばんせいび かねんせんりやく かしょう ちいきいこうぶろぐらむ
【表題】「地域基盤整備10カ年戦略」（仮称）における地域移行プログラム

あさひないいん
【朝比奈委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

ページ ちいききばんせいび ねんせんりやく ちいきいこうぶろぐらむ
48ページ 地域基盤整備10カ年戦略における地域移行プログラム

ないよう
《内容》

ちいきいこうぶろぐらむは、そうだんしえん ほんにんちゆうしんしえんけいかく かせ あ
地域移行プログラムは、相談支援における本人中心支援計画と重なり合うものである。
よって「地域移行・定着支援を行う拠点」は、どくじ かんが ちいきいこう ていちゃくしえん おこな きよてん
よって「地域移行・定着支援を行う拠点」は、独自のものとして考えるのではなく相談
しえんたいせい いち
支援体制のなかで位置づけるべき。

ますだいいん
【増田委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

ページ
48ページ

ひょうだい ちいききばんせいび かねんせんりやく かしょう ちいきいこうぶろぐらむ かひつ
表題 「地域基盤整備10カ年戦略」（仮称）における地域移行プログラム 加筆

ないよう
《内容》

ちいききばんせいび かねんせんりやく かしょう ちいきいこうぶろぐらむ ちいきていちゃくしえん
「地域基盤整備10カ年戦略」（仮称）における地域移行プログラムと地域定着支援とす
る

りゆう
《理由》

ちいきそうだんしえんことぎょうしゃ かくじゅう せんた とくべつ せっち ひつよう
地域相談支援事業者が拡充されれば、そのためのセンターを特別に設置する必要は
ない。

ますだいいん
【増田委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

けつろん ぎょうめ ぎょうめ しゅうせい
結論 14行目～16行目を修正

ないよう
《内容》

し けんいき ちいきいこう ていちゃくしえん おこな きよてん せんた せっち
「市・圏域ごとに地域移行・定着支援を行う拠点としてセンターを設置する」から
しちょうそん ちいきそうだんしえんことぎょうしゃ きよてん ちいきいこう ていちゃくしえん おこな せんた
「市町村の地域相談支援事業者が拠点として地域移行・定着支援を行うセンター
としての機能を果たす

やまもといいん
【山本委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

ページ
48ページ

ちいききばんせいび かねんせんりやく ちいきいこうぶろぐらむ
「地域基盤整備10カ年戦略」における地域移行プログラム

ちょうきにゅういんにゅうしよしゃ ちいきいこうきんきゅうぶろじえくと
「長期入院入所者の地域移行緊急プロジェクト」

ないよう
《内容》

ひつよう ほんにん ぶころ はい きん しえん じゅうたく
必要なのは本人の懐に入る金、支援、住宅である、

きん せいかつほご ぜんがくこつこふたん ほんにん ひつよう
金については、生活保護を全額国庫負担で本人につけることも必要

にゅういんにゅうしよちゅう ちいき かいご ぱーそなるあしすたんと つか
入院入所中から地域の介護がパーソナルアシスタントとして使えるべきである。

せんた つく ぴあさぽーと そうしき つく そうしき らんりつ
センターを作るピアサポートなどといわれているが、こうした組織を作れば組織の乱立

となるので、アドボケイトを目的とした相談支援のところで書いた組織が担うべきである

りゆう
《理由》

たいいん む じゅんびきん たいいん む かつどうひほしよ せいしんびょういんにゅういんちゅう
退院に向けた準備金および退院に向けた活動費保障がない。精神病院入院中の

むねんきんしゃ ねんきん しゅうにゅう にゅういんひよう ばら まいなす こうつうひ
無年金者や年金だけが収入のものは入院費用を払えばマイナスであり、交通費すら

ままならない

せいかつほご じゅきゅうなか にちようひんひ こづか ぜにかんりようろっか一つか
さらに生活保護受給中であつても日用品費ぎりぎりまで、小遣い銭管理用ロッカー使

ようりょう た めいもく ほけんがい ししゅつ し たばこだい
用量その他さまざまな名目で保険外の支出を強いられており、タバコ代もないのが

じったい
実態

ほんにん ちいき へるば つか にゅういんちゅうにゅうしよちゅう へるば じしん ほんにん
本人が地域でヘルパーを使うためには入院注入書中からヘルパー自身が本人となじ

くんれん ひつよう
み訓練される必要がある

じぎょうそしき むだ いっぽんか あどほかし そしき ほうもん どうこう おこな
いくつかの事業組織は無駄であり、一本化したアドボカシー組織が訪問や同行など行

ひつよう
うことが必要、

I-10 ちいきいこう
地域移行

【表題】「ちいききばんせいび かねんせんりやく かしろう ちいききばんせいびけいかく
地域基盤整備10カ年戦略」（仮称）における地域基盤整備計画

ならざきいいん
【奈良崎委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

ちいきいこう ちいききばんせいび かねんせんりやく ちいききばんせいびけいかく
I-10 地域移行／「地域基盤整備10カ年戦略」における地域基盤整備計画
るび ページ
ルビ88～89ページ

ないよう
《内容》

ついか
(追加)

ていいん いちていすう こ だいきぼ ぐるーぷほーむ にゆうしょせつ びやういん
定員が一定数を超えるなど大規模なグループホームについては、入所施設や病院
どうよう いりきよしゃ きと ちようさ おこな
同様に入居者への聴き取り調査を行う。

また、ぐるーぷほーむ ただしそえ だいきぼか たむねか ふせ しく もう
また、グループホームの整備にあたっては、大規模化・多棟化を防ぐ仕組みを設ける。

りゆう
《理由》

すでにぐるーぷほーむ だいきぼか もんだい しんぽう せいてい
すでにグループホームの大規模化は問題となっており、新法の制定にあたってはその
ないよう きぼ けんあか せいかつかんきょう きぼ めん じじつじょう にゆうしょせつ だいやう
内容や規模を検証し、生活環境や規模などの面から事実上、入所施設の代用と
なっているぐるーぷほーむ かねんせんりやく たいしやう ひつやう
なっているグループホームについては、「10カ年戦略」の対象とする必要がある。

I-10 ちいきこう
地域移行

ひょうだい しせつにゆうしょ
【表題】施設入所について

いしばしいん
【石橋委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

ひょうだい しせつにゆうしょ
【表題】施設入所について

けつろん
【結論】

ページ ぎょうめ
50ページ 7行目（3つ目の○）

ないよう
《内容》

ついか
追加

そくしん たんきにゆうしょ しょーとすてい れすぱいと ふく せーふていねっと
促進しつつ、短期入所（ショートステイ）、レスパイトを含めたセーフティネットとし
ての

りゆう
《理由》

にゆうしょしせつ ちいき せいかつ うえ せーふていねっと ひつよう
入所施設を地域で生活する上でのセーフティネットとして必要なため

かわさき たつ いいん
【河崎（建）委員】

がいとうかしよ
《該当箇所》

しせつにゆうしょ
施設入所について

ページ
(51ページ)

せつめい ぎょう
【説明】13～14行

ないよう
《内容》

さくじよ
削除

りゆう
《理由》

ちいきこうさぎょう ちーむ めんば しせつにゆうしょ せつめい ぶぶん み
地域移行作業チームのメンバーとして施設入所についての説明の部分を見ると「また、
にゆうしょしせつ ちいきせいかついこう さい ちいきこうほーむ たいいんしえんしせつとう
入所施設から地域生活移行をする際には、地域移行ホーム、退院支援施設等のように、
どういつしきちない いこう しせつ せっち か じゅうぶんぎろん
同一敷地内に移行のための施設を設置するべきではない。」と書かれているが、十分議論
がされていない中で断定的な書き方をするべきではない。（問題提起としていれるので
あれば、ひょうげん か ひつよう
表現を変える必要がある。）

すえみついいん
【末光委員】

がいとつかしよ
《該当箇所》

ひょうだい しせつにゆうしよ
【表題】施設入所について

ページ
50ページ

せつめい ぎょうめ
【説明】の2行目

ないよう
《内容》

しかし、~~施設からの地域生活への移行と定員削減が進んでいない。~~

りゆう
《理由》

じょうきりゆう さくじよ のぞ
上記理由から削除が望ましい。

なかはらいん
【中原委員】

がいとつかしよ
《該当箇所》

ちいきいこう
1-10地域移行

ひょうだい しせつにゆうしよ
【表題】施設入所について

けつろん
【結論】

め
2つ目の○

ページ
(50ページ)

ないよう
《内容》

しせつ にゆうしよしゃ たい ちいきいこう じぎょう じっし げんそく たいしよ たいいん
○施設は、入所者に対して、地域移行のための事業を実施し、原則として退所→退院

もくひょう こべつしえんけいかく
を目標にした「個別支援計画」……………

りゆう
《理由》

ここでは入所のことしか述べられていないので、退院は削除しても良い。

I-10 ちいきいこう
地域移行

その他

にしたきいいん
【西 滝 委員】

がいとうかしよ
《 該 当 箇 所 》

I-9 ちいきせいかつ しげんせいび
地域生活の資源整備

ひょうだい ちいきせいかつ いとな うえ ひつよう しゃかいしげん
【表題】地域生活を営む上で必要な社会資源

およ
及び

I-10 ちいきいこう
地域移行

ないよう
《 内 容 》

けつろん
【 結 論 】

しせつにゆうしょ つうしょ ひつよう しょうがいしゃ しせつ せいび かくじゅう めいき
・施設入所、通所を必要とする障害者のために、施設の整備・拡充を明記

りゆう
《 理 由 》

しょうがいしゃ ちいきいこう いろん じゅうふく しょうがいしゃ
障害者の地域移行について異論はないが、ろう重複障害者のように、
こみゆにけーしょん ふく とくべつ にーず も しえん よう しょうがいしゃ ばあい しせつ
コミュニケーションも含めて特別なニーズを持ち、支援を要する障害者の場合、施設の
にゆうしょ つうしょ ひつよう ばあい
入所、通所が必要な場合がある。